

イラク国
ビジネス環境に係る情報収集
・ 確認調査報告書
(要約)

平成 25 年 7 月
(2013 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

ユニコ インターナショナル株式会社
株式会社日本経済研究所

中欧
JR
13-022

目次

第1章 序論

1.1	調査の枠組み	1-1
1.1.1	背景	1-1
1.1.2	目的と期待される成果	1-1
1.1.3	調査対象地	1-2
1.1.4	活動とスケジュール	1-3
1.2	調査の方法論	1-5
1.2.1	PDCA	1-5
1.2.2	多面的な視点	1-5
1.2.3	現実の重視	1-6

第2章 調査工程及び調査要約

2.1	調査工程	2-1
2.2	現地調査の結果	2-1
2.2.1	イラクでの現地調査	2-1
2.2.2	近隣国での現地調査	2-3
2.3	中間報告ワークショップ	2-3
2.3.1	イスタンブールでの中間報告ワークショップ：2013年3月27日	2-4
2.3.2	東京での中間報告ワークショップ：2013年4月24日	2-5
2.4	ビジネス環境における具体的課題	2-6

第3章 イラクの社会経済概況

3.1	社会環境	3-1
3.1.1	人口	3-1
3.1.2	労働市場と教育	3-3
3.1.3	日常生活	3-4
3.2	経済環境	3-7
3.2.1	経済概況	3-7

3.2.2	国際貿易	3-12
3.2.3	投資	3-15
3.2.4	クルド地域経済の概観	3-20
3.2.5	日系企業のイラクビジネスの現状	3-22
3.3	インフラ整備状況	3-23
3.3.1	イラクにおけるインフラの現況	3-23
3.3.2	クルド地域のインフラ状況	3-31
3.3.3	インフラ整備の課題	3-33
3.3.4	フリーゾーン	3-34
3.4	イラクのビジネス環境改善のためのドナーの取り組み	3-38
3.4.1	国連および世界銀行によるイニシアティブ	3-38
3.4.2	世界銀行グループ	3-39
3.4.3	IMF	3-39

第4章 ビジネス環境の現状と課題

4.1	法制度	4-1
4.1.1	イラクにおける法制度の概要	4-1
4.1.2	イラクにおけるビジネス活動に関わる基本的な法律	4-5
4.1.3	イラクでのビジネスに関わる法令	4-6
4.1.4	イラク投資法	4-13
4.1.5	イラクでのビジネスに関わるその他の法令	4-16
4.1.6	クルド自治区における法令	4-19
4.1.7	イラクにおけるビジネス活動に関わる法制上の課題	4-20
4.2	労働と人的資源	4-22
4.2.1	労働	4-22
4.2.2	人材育成	4-32
4.3	通関	4-33
4.3.1	関税法と関税率	4-34
4.3.2	通関手続き	4-34
4.3.3	通関に関わる問題点	4-37

4.4	金融システム	4-37
4.4.1	銀行システム	4-37
4.4.2	証券市場	4-44
4.5	税務会計システム	4-45
4.5.1	税務	4-45
4.5.2	会計	4-47

第5章 イラクビジネスにおける課題

5.1	ビジネス環境と主要な課題	5-1
5.1.1	ビジネス環境比較表	5-1
5.1.2	ビジネスの行い易さ	5-1
5.2	調査を通じて特定した主要な課題	5-1
5.2.1	社会経済概況	5-2
5.2.2	法制度	5-2
5.2.3	労働と人的資源	5-2
5.2.4	金融システム	5-3
5.2.5	通関	5-3
5.3	アンケート調査の結果	5-4
5.3.1	トルコ企業の指摘するイラクビジネスの問題点	5-4
5.3.2	トルコ企業のイラク進出戦略	5-4
5.3.3	日本企業によるイラクビジネスの問題点	5-5
5.4	課題の整理	5-5

第6章 調査総括と提言

6.1	調査総括	6-2
6.1.1	民間セクターにとってのイラクの市場性	6-2
6.1.2	本邦民間企業や技術に対する高い信頼と期待	6-2
6.1.3	イラク労働力及び技術力の潜在的能力の高さ	6-2
6.1.4	クルド地域及びバスラ州等南部地域でのビジネス機会	6-2
6.1.5	ビジネス環境課題とイラクの雇用創出問題	6-3

6.1.6	ビジネス環境課題とイラクの産業構造問題	6-3
6.1.7	ビジネス環境課題としてのイラクのインフラ整備状況	6-4
6.1.8	フリーゾーンと工業団地	6-4
6.1.9	イラクのビジネス環境は改善途上	6-4
6.1.10	課題の理由と背景	6-5
6.2	提言	6-10
6.2.1	イラク政府へのビジネス環境改善に向けた必要事項	6-10
6.2.2	ビジネス環境課題に向けた必要事項の整理	6-12
6.2.3	国際コミュニティによるビジネス環境改善に向けた具体的プロジェクト（案）に関わる 提言作成	6-12
6.2.4	国際コミュニティによるビジネス環境改善に向けた具体的プロジェクト（案）	6-13
6.3	治安不安イメージとの戦い	6-14

図表目次

【図】

図 1.1-1	目的と期待される成果.....	1-2
図 1.1-2	活動とスケジュール.....	1-4
図 1.2-1	PDCA を基にした調査実施計画.....	1-5
図 2.1-1	調査工程と PDCA サイクル.....	2-1
図 2.2-1	(写真) エルビル市内の様子.....	2-2
図 2.2-2	(写真) バスラ州の様子.....	2-2
図 2.3-1	(写真) トルコワークショップの様子.....	2-5
図 2.3-2	(写真) 東京ワークショップ (中間) の様子.....	2-6
図 2.4-1	イラクのビジネス環境課題と世界銀行 2013 Doing Business Ranking.....	2-7
図 3.1-1	人口推計.....	3-1
図 3.1-2	年齢・性別による人口構成 (2010 年).....	3-2
図 3.2-1	イラクの GDP (米ドル).....	3-7
図 3.2-2	セクター別 GDP.....	3-9
図 3.2-3	経常収支.....	3-9
図 3.2-4	原油生産のシナリオ.....	3-11
図 3.2-5	GDP と原油生産.....	3-12
図 3.2-6	輸出入.....	3-12
図 3.2-7	外国直接投資 (100 万米ドル).....	3-19
図 3.2-8	クルド地域のセクター別 GDP.....	3-21
図 3.2-9	イラクの対日本輸入額の推移 (2003 年～2011 年).....	3-23
図 3.3-1	イラク電力需要予測.....	3-25
図 3.3-2	イラク送電網 (小地域区分).....	3-26
図 3.3-3	イラクの道路と鉄道.....	3-28
図 3.3-4	イラク鉄道路線図.....	3-29
図 3.3-5	(写真) 鉄道複線化工事 (バスラ州).....	3-30
図 3.3-6	(写真) ウムカッスル港 (1).....	3-31
図 3.3-7	(写真) ウムカッスル港 (2).....	3-31
図 3.3-8	(写真) コールアルズベイル港.....	3-31
図 3.3-9	各フリーゾーンの位置.....	3-35
図 3.3-10	フリーゾーンへの投資手順 (英文).....	3-38
図 4.1-1	イラク法令の歴史.....	4-1
図 4.1-2	イラクの立法システム.....	4-2
図 4.1-3	イラクにおける司法及び裁判所 (裁判・法廷) のシステム.....	4-3
図 4.1-4	イラク憲法の構成.....	4-4
図 4.1-5	イラクにおけるビジネス拠点の設立.....	4-7
図 4.1-6	イラクにおけるプロジェクトファイナンス.....	4-10
図 4.1-7	NIC 組織図.....	4-15

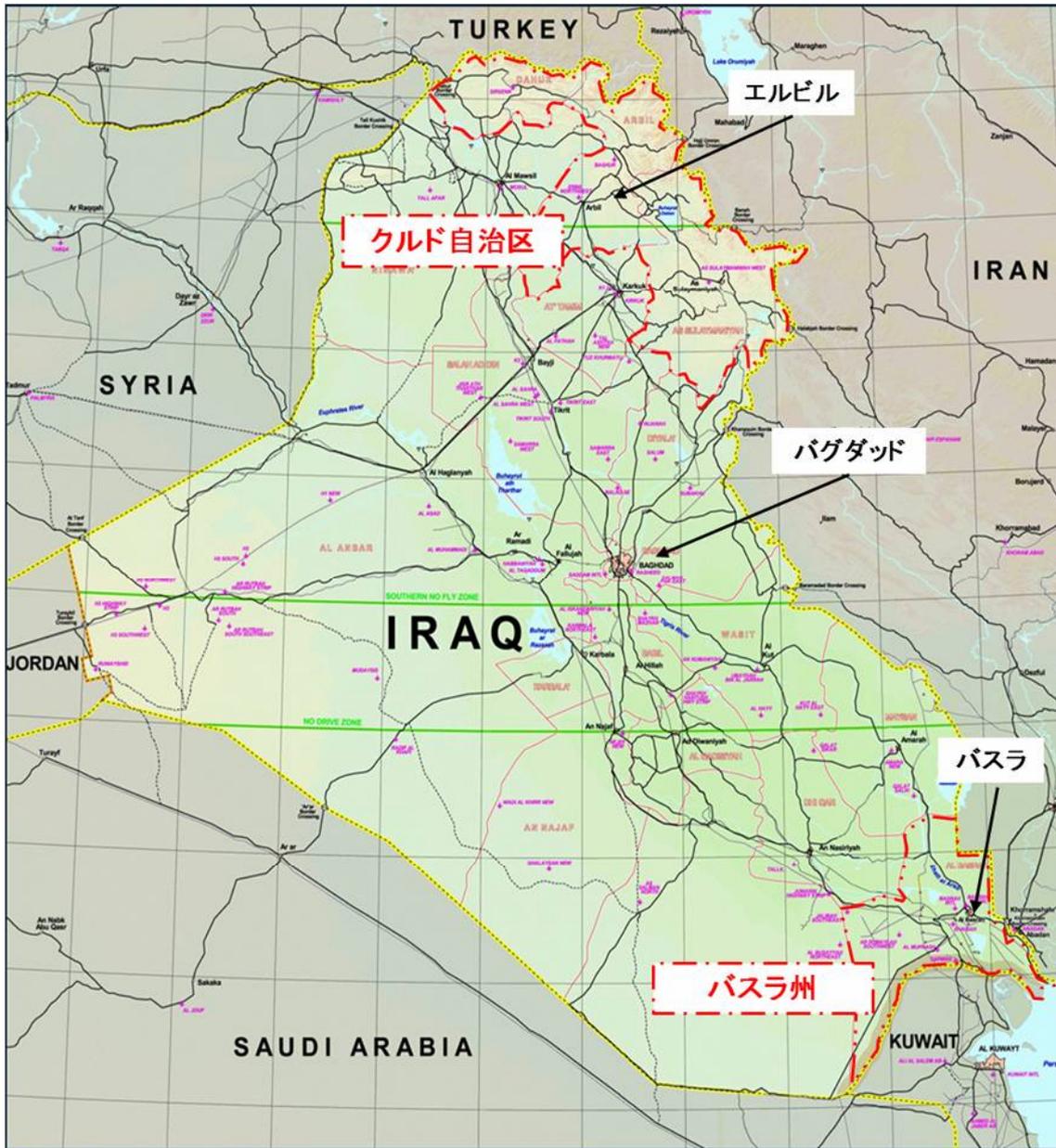
図 4.1-8	投資ライセンス取得手続き	4-16
図 4.1-9	イラク環境省組織図	4-19
図 4.1-10	ニューヨーク条約加盟国マップ	4-22
図 4.2-1	労働争議解決の手順（英文）	4-29
図 4.2-2	年齢別労働年齢人口の内訳（2011 年推定値）	4-31
図 4.2-3	イラクの教育システム	4-32
図 4.3-1	積み込み前通関手続き	4-35
図 4.3-2	入国前通関手続き	4-36
図 4.4-1	イラクの銀行セクター（2011 年末時点）	4-38
図 4.4-2	オフショア口座によるイラク事業に係る支払いの管理	4-41
図 4.4-3	TBI による新貿易決済スキーム（2010 年 3 月～現在）	4-42
図 6.1-1	調査総括と提言のプロセス	6-1
図 6.1-2	イラク経済の現状と他産油国の経済発展比較	6-3

【表】

表 1.2-1	情報提供者の視点	1-6
表 2.3-1	トルコ企業がイラクビジネスで直面している・懸念する問題	2-4
表 2.3-2	トルコ企業がイラクビジネスで直面している・懸念する問題	2-5
表 3.1-1	人口、住居数、世帯数	3-2
表 3.1-2	失業率	3-3
表 3.1-3	教育水準（2007 年）	3-4
表 3.1-4	1 週間の平均的な時間の使い方（2007）	3-5
表 3.1-5	イラク家計の平均支出額（2011 年）	3-6
表 3.1-6	家庭環境を巡る悪条件（2007 年）	3-6
表 3.2-1	イラクの GDP	3-7
表 3.2-2	グループ別 GDP 予測値	3-8
表 3.2-3	セクター別 GDP（2010 年）	3-8
表 3.2-4	貿易相手国	3-13
表 3.2-5	商品別取引	3-15
表 3.2-6	セクター別総固定資本形成	3-16
表 3.2-7	セクター別の GDP 内訳の分配	3-16
表 3.2-8	経済活動別固定資本形成	3-18
表 3.2-9	総固定資本形成（種類別）	3-18
表 3.2-10	イラクのビジネス環境	3-20
表 3.2-11	クルド地域の GDP 推計値	3-20
表 3.2-12	クルド地域の失業率	3-21
表 3.2-13	教育水準別失業率	3-21
表 3.2-14	クルド地域の家計支出の内訳（2011 年）	3-22
表 3.3-1	国家開発計画 2010-2014 における分野別投資予測	3-24

表 3.3-2	州別上水供給サービス状況（2008年）	3-27
表 3.3-3	州別排水処理事業数（クルド地域を除く）（2009年）	3-27
表 3.3-4	クルド地域の電力供給状況（2004～2009年）	3-32
表 3.3-5	クルド地域の上水供給施設数と上水提供人口（2009年）	3-32
表 3.3-6	各フリーゾーンの地理的特徴	3-35
表 4.1-1	イラク法令による融資担保の設定	4-11
表 4.1-2	イラクの環境関連法令	4-17
表 4.2-1	労働法の条項の概要（英文）	4-23
表 4.2-2	イラクの労働力人口	4-30
表 4.2-3	鉱工業サブセクター別被雇用者数の内訳（2009年）	4-31
表 4.3-1	イラク入国ポイント	4-37
表 4.5-1	税率	4-45
表 4.5-2	減価償却	4-46
表 4.5-3	個人所得税	4-46
表 4.5-4	イラクの監査手続き	4-47
表 6.2-1	課題、課題の理由、改善に向けた必要事項の整理	6-12

イラクの地図



出所：WORLDMapFinder (<http://www.worldmapfinder.com/Jp/Asia/Iraq/>) よりダウンロードした地図を JICA 調査団が加工して作成

略語表

A		
AAB	Audit Advisory Board	監査諮問会議
ACH	Automated Clearing House	自動資金決済センター
B		
B/L	Bill of Lading	船荷証券
BSA	Board of Supreme Audit	最高会計検査機関
C		
CBI	Central Bank of Iraq	イラク中央銀行
COC	Certificate of Conformity	適合証明書
CoM	Council of Ministers	閣僚評議会
CoR	Council of Representatives	代表評議会
COSIT	Central Organization of Statistics and Information Technology	中央統計・情報技術局
COSQC	Central Organization for Standardization and Quality Control	イラク品質検査標準局
CPA	Coalition Provisional Authority	連合国暫定当局
D		
DFI	Development Fund for Iraq	イラク開発基金
DF/R	Draft Final Report	ドラフトファイナルレポート
E		
EIA	Environmental Impact Assessment	環境アセスメント
F		
FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
F/R	Final Report	ファイナルレポート
FS	Field Survey	現地調査
G		
GCFZ	General Commission for Free Zone	フリーゾーン総合委員会
GCPI	General Company for Port of Iraq	イラク港湾公社
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GFIW	General Federation of Iraqi Workers	イラク労働者連盟
GSRS	Government Securities Registration System	政府証券登録システム
H		
HJC	Higher Judiciary Council	高等司法委員会

HW	Home-office Work	国内作業
I		
IBRD	International Bank for Reconstruction and Development	国際復興開発銀行
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDA	International Development Association	国際開発協会
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計標準
IIMPS	Iraq Interoperable Mobile Payments System	イラク双方向モバイル決済システム
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IPO	Initial Public Offering	新規株式公開
IPP	Independent Power Producer	独立系発電事業者
IPS	Iraq Payment System	イラク決済システム
IQD	Iraq Dinar	イラクディナール(イラクの通貨)
IRFFI	International Reconstruction Fund Facility for Iraq	イラク復興信託基金
IRR	Iraq Republic Railways Company	イラク国鉄
ISC	Iraq Securities Commission	イラク証券取引委員会
ISN	Interim Strategy Notes	暫定戦略ノート
ISX	Iraq Stock Exchange	イラク証券取引所
IUAS	Iraqi Unified Accounting System	イラク統一会計システム
IWPP	Independent Water and Power Project	電力・水等供給サービス事業
J		
JCCME	Japan Cooperation Center for the Middle East	中東協力センター
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
L		
L/C	Letter of Credit	信用状
LOLP	Loss of Load Probability	負荷確率損失
LSA	Labour and Social Affairs	労働・社会問題
M		
MLSA	Ministry of Labour and Social Affairs	労働・社会問題省
MOF	Ministry of Finance	財務省
N		

NDP	National Development Plan	国家開発計画
NIC	National Investment Commission	国家投資委員会
NY	New York	ニューヨーク
O		
OGPCP	Office of Government Public Contract Policy	政府調達政策室
OPEC	Organization of Petroleum Exporting Countries	石油輸出国機構
OSS	One Stop Shop	ワンストップ・ショップ
P		
PDCA	Plan, DO, Check, Act or Plan DO, Check, Adjust	計画、実行、評価、改善
PIC	Provincial Investment Commission	州投資委員会
PPP	Public-Private Partnership	官民パートナーシップ
PSC	(Registered) Private Security Company	民間警備会社(セキュリティ会社)
R		
RTGS	Real Time Gross Settlement	即時グロス決済
T		
TAL	Transitional Administrative Law	暫定管理法
TBI	Trade Bank of Iraq	イラク貿易銀行
U		
UAE	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
UNDG ITF	United Nations Development Group Iraq Trust Fund	国連開発グループイラク信託基金
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
USD	United States Dollar	米ドル
W		
WB ITF	World Bank Iraq Trust Fund	世界銀行イラク信託基金
W/S	Workshop	ワークショップ

第1章 序論

本報告書は、「イラク国ビジネス環境に係る情報収集・確認調査」（以下、「本調査」と称す。）のファイナルレポートである。本章では、本調査の枠組み及び方法論を整理する。

1.1 調査の枠組み

1.1.1 背景

本調査実施の背景を、次のように整理する。

(1) 高成長経済と拡大する市場

近年、イラクは高い経済成長率（2004年から2010年の間に、国内総生産は約3倍増加）を記録しており、今後はさらに高い成長率が継続すると予測されている。また、同国の人口は若く（2010年時点で、全人口に占める30歳以下の人口の割合は約70%）、かつ人口成長率も高いため、将来的な消費市場の拡大が期待できる。外国企業は、イラクを投資あるいはビジネスの有望な対象国と認識するようになっている。

(2) 膨大な投資需要と投資振興のための制度改革

イラクでは、度重なる戦禍や経済制裁等により老朽化・破壊した社会インフラを整備することが、国民生活の改善や経済の持続的な発展のための喫緊の課題となっている。また、社会インフラの整備とともに、国家収入の多様化と雇用創出のための非石油・ガス産業の発展も非常に重要な課題である。これらを賄うための財源として、特に民間投資に対する膨大な需要が存在する。

イラク政府は、投資誘致のための各種法制度・体制（2006年投資法の制定、投資委員会の設立等）を整備しており、近年の高い経済成長率や膨大な投資需要とも相まって、外国企業が進出を活発化させている。本邦企業もイラクへの進出に関心を寄せている。

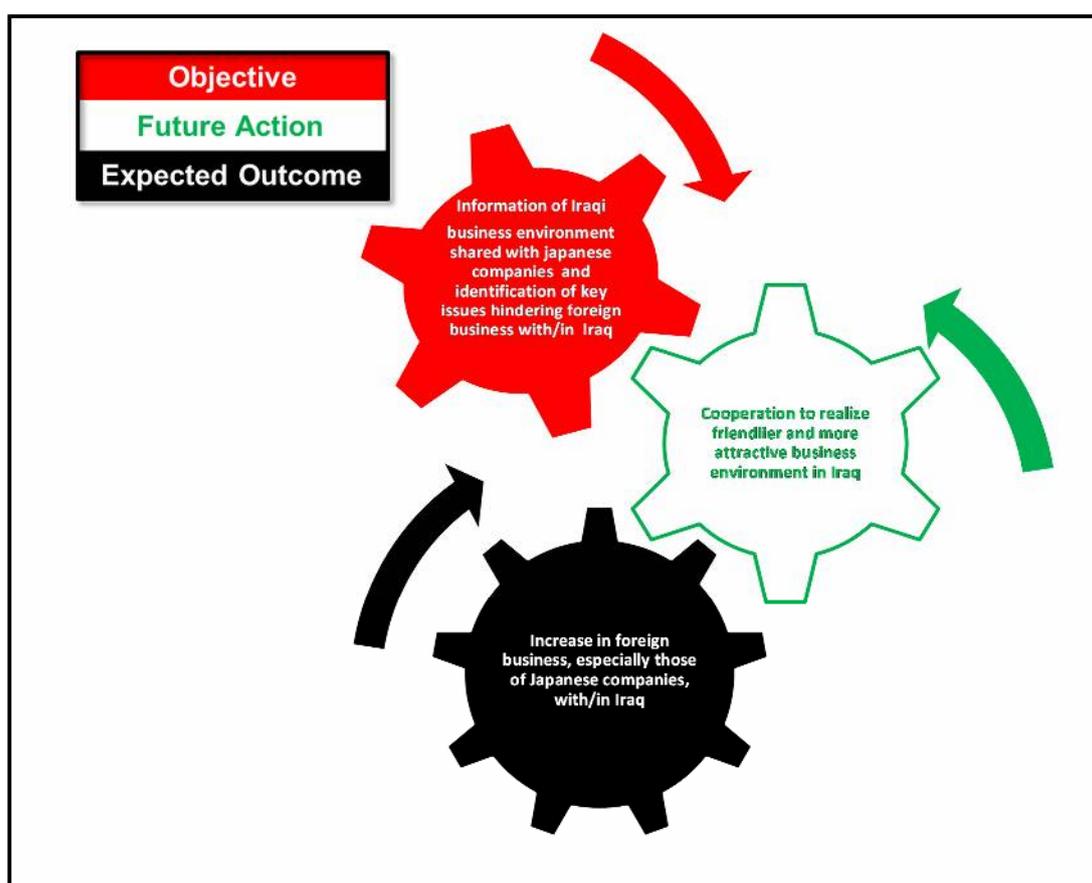
(3) リスクと課題

他方、その流動的な政治状況、不安定な治安情勢、法制度の頻繁な変更、非体系的な通関手続き、国際決済システム・調達・入札方式の未整備等により、イラクにおけるビジネスはさまざまなリスクと課題が伴う。これらのリスクと課題は、常に一定ではなく変化しているため、現実のビジネスにどのような影響を及ぼすか予測しづらい。したがって、イラクのビジネス環境を理解するためには、現実的で信頼性の高い最新の情報を収集・分析することが重要になる。

1.1.2 目的と期待される成果

本調査の目的は、イラクのビジネス環境に係る現実的で信頼性の高い最新の情報を収集し、その現状及び課題を明らかにすることである。明らかになった現状と課題は、国際協力機構（JICA: Japan International Cooperation Agency）が、イラクのビジネス環境改善のための今後の協力方策を検討する際の基礎となる。また、収集・分析した情報は、本邦企業にも公開される。これらにより、将来的には、外国企業、特に本邦企業のイラクビジネスへの参入促進が期待される。

図 1.1-1 に、本調査の目的と期待される成果の関係を示す。



出所：JICA調査団

図 1.1-1 目的と期待される成果

1.1.3 調査対象地

本調査の対象地は、イラク全土及びその周辺国（ヨルダン、トルコ、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE））である。

なお、クルド自治区のビジネス環境とイラクの他の地域におけるビジネス環境には大きな

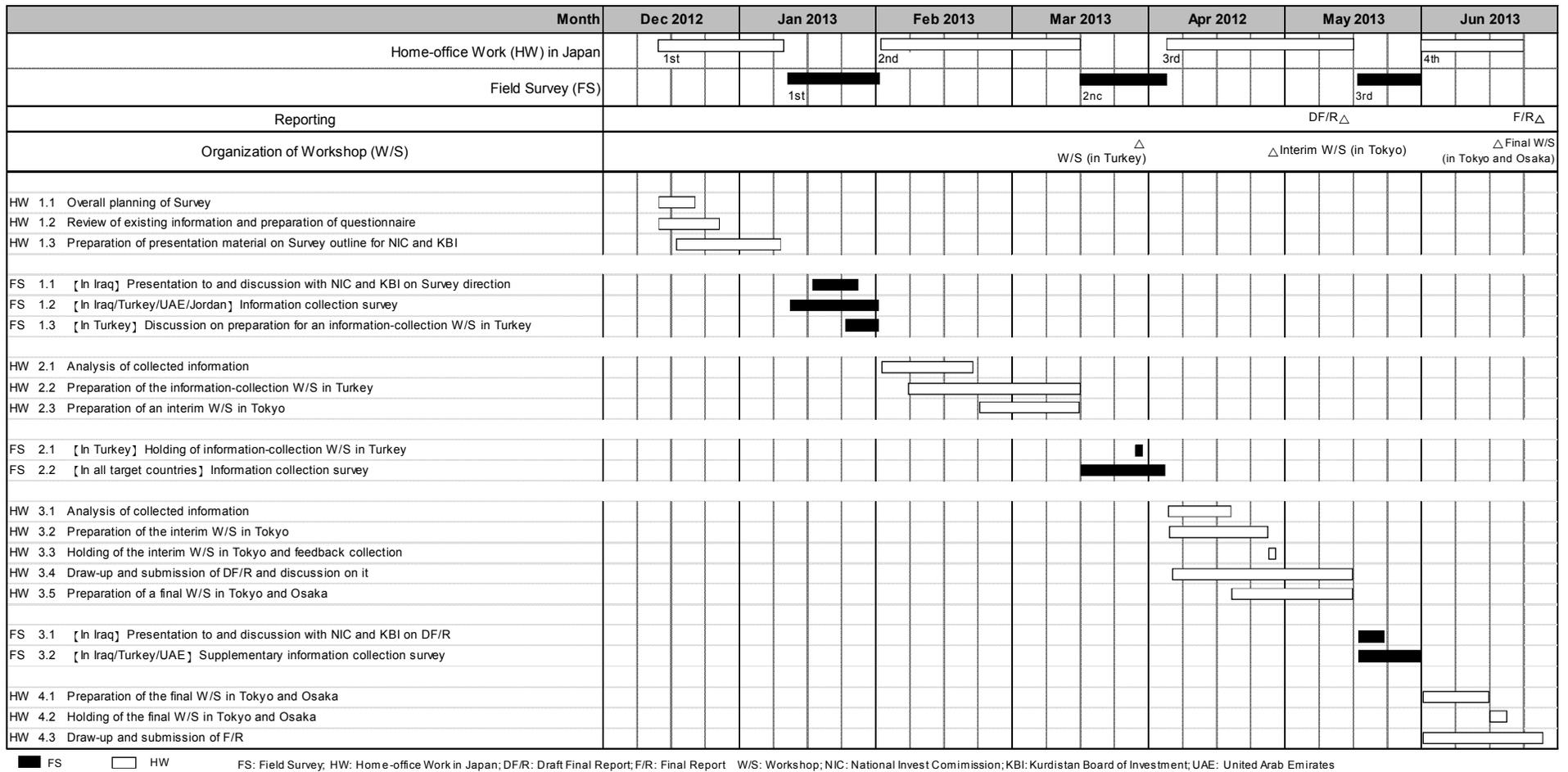
差異がある。そのため、本報告書では、クルド自治区におけるビジネス環境要素を、特別な節・項を設けて記述している場合がある。

周辺国で調査する理由は、これらの国の企業がイラクのビジネスにおいて豊富な経験を有しており、同国のビジネス環境に精通しているためである。

1.1.4 活動とスケジュール

図 1.1-2 に、本調査の活動とスケジュールを示す。本調査は、2012 年 12 月に開始し、2013 年 6 月に完了した。

調査期間中、JICA 調査団は、約 100 の官民機関・企業との面談調査を行った。また、トルコおよび日本において、計 4 回のワークショップを開催し、約 330 名の参加者から意見・情報を聴取した。



出所：JICA調査団

図 1.1-2 活動とスケジュール

1.2 調査の方法論

1.2.1 PDCA

図 1.2-1 にあるように、本調査の実実施計画は、PDCA サイクルを基礎として策定された。



図 1.2-1 PDCA を基にした調査実施計画

1.2.2 多面的な視点

本調査では、情報提供者の多面的な視点を考慮しながら情報を分析した。これは、情報提供者の考え方、提供することに対する意図、およびビジネス・パラダイムによって、情報の内容に偏向が生じるためである。表 1.2-1 に、各情報提供者グループのイラクビジネス振興に対する意思レベル、およびイラクビジネス環境に係る理解を整理する。

表 1.2-1 情報提供者の視点

情報提供者の分類	ビジネス開発に対する意思	ビジネス環境の良好さに対する理解
イラク政府	積極的	肯定的
イラク民間企業	積極的	肯定的
多国間・二国間援助機関	協力的	客観的（部分的に否定的）
周辺国政府	協力的	やや肯定的
周辺国民間企業	積極的	やや肯定的
日本民間企業	やや消極的	やや否定的

出所：JICA調査団

1.2.3 現実の重視

本調査では、イラクのビジネス環境における「現実」を知ることを重視した。

(1) 情報間のギャップ

イラクのビジネス環境に係る情報は、その情報を提供する機関によって大きな差異がある場合が多い。言い換えると、何が真実あるいは現実であるかについて不明瞭な状況にある。

(2) 現実へのアプローチ

現実を知るためには、実際にイラクの機関やプロジェクトサイトを訪問・踏査し、具体的な議論を直接交わすことが重要である。また、イラクビジネスを行っている企業から、同国におけるビジネスで実際に直面している現実を聴取することも有効になる。前述のとおり、JICA 調査団は、イラクビジネスに直接的にかかわる約 100 の官民機関・企業と面談調査を行った。

第2章 調査工程及び調査要約

本章は調査工程に沿った調査全体の要約であり、イラクのビジネス環境に係る具体的な調査結果については次章以降に記述する。また、調査総括及び提言については第6章に記述する。

2.1 調査工程

本調査はPDCAサイクル¹に基づき、図2.1-1（図1.2-1の再掲）の工程及びスケジュールで実施された。



出所：JICA調査団

図 2.1-1 調査工程と PDCA サイクル

2.2 現地調査の結果

イラク及び近隣国（ヨルダン、レバノン、トルコ及びアラブ首長国連邦）での現地調査の結果を次のとおり要約する。

2.2.1 イラクでの現地調査

イラクのビジネス環境に関して以下の確認がなされた。

¹ PDCAサイクルとはPlan/Do/Check/Actのサイクルで業務を循環する業務の実施方法

- a. イラクの民間セクターの発展は著しい。特にクルド自治区でのイラク民間セクターの発展には目覚ましいものがある。



出所：JICA調査団撮影

図 2.2-1 (写真) エルビル市内の様子²

- b. イラク近隣諸国の民間企業に加え、中国及び韓国企業のビジネスが活発化している。特に、インフラや都市開発分野での建設プロジェクト及び自動車や家電等耐久消費財の販売において、中国・韓国企業の進出は特記される。



出所：JICA調査団撮影

図 2.2-2 (写真) バスラ州の様子³

-
- 2 エルビルは治安が良好であり、商業施設、ホテル等の新規開発が急ピッチで進んでいる。また、他の地域とは異なり、多くの外国人が実際に居住してビジネス活動を行っている。クルド自治区を拠点として、国内他地域へと販路を拡大している外国企業もある。
- 3 エルビル程ではないが、バスラ州の治安は比較的安定しており、多くの外資系企業、特に石油・ガス関連企業が進出している。

- c. 欧米の石油・ガス企業も活動を活発化させている。これらの企業の関心は石油精製、ガス処理、石油化学といった川下プロジェクトに広がっている。
- d. イラクのビジネス環境は着実に改善してきているものの、依然として多くの課題が残っている。
- e. イラク政府の政策や民間投資推進のフレームワークは既に確立しているが、実際の推進能力は限定的である。

2.2.2 近隣国での現地調査

近隣諸国での現地調査において民間企業から指摘されたイラクビジネス環境の現状及び課題は次の通りである。

(1) 近隣諸国の民間企業

積極的にイラクでのビジネスを展開している近隣諸国の民間企業は次の通り分類できる。

1) 近隣諸国に移動したイラク人企業

1990年代のイラク・イラン戦争後多くのイラク人及びイラク人企業が近隣諸国に移動し、ヨルダンやレバノン企業として登録された。現在、彼らの多くはかつての人脈やビジネスチャンネルを活用してイラクにおけるビジネスを拡大している。

2) 近隣諸国の非イラク人企業

トルコの建設会社及び商社は、イラクにおいて豊富なビジネス実績を有している。特にクルド自治区におけるトルコ企業の活動は特筆されるものである。ヨルダン、レバノン及びアラブ首長国連邦の石油・ガス関連民間企業も、イラクでのビジネスを積極的に展開している。特に、最近ではアラブ首長国連邦に拠点を置く民間企業の活動が目覚ましい。

(2) 近隣諸国の民間企業のイラクビジネスの経験

近隣諸国の民間企業にはイラクにおける豊富なビジネス経験を持つ企業が多い。これらの企業は、イラクでのビジネス実施に伴う安全確保（セキュリティ・マネジメント）、地域社会（local communities）とのコミュニケーション、及びイラク行政との折衝業務等に精通している。特に、それらの企業は、イラクの地域集団（local tribes）との友好的な関係を築くことがイラクビジネスを実施するうえで非常に重要であり、これには多大な経験とノウハウが必要であると強調している。

(3) 近隣諸国の民間企業がイラクビジネスで直面している問題

イラクビジネスの経験豊富な民間企業は、イラクのビジネス環境において次の項目に係る問題があると指摘している。

■ 通関問題と関税

- 支払遅延とリテンション（納品後・業務終了後支払）回収の難しさ
- 就労・滞在許可の取得

2.3 中間報告ワークショップ

イスタンブールと東京における中間報告ワークショップは、本調査の有効性の確認及びビジネス環境の課題抽出のために重要なステップであった。これらのワークショップは、JICA調査団がトルコや日本の多くの民間企業等と活発な意見交換を行う場となり、上記有効性の確認や課題抽出のために非常に効果的な機会となった。

2.3.1 イスタンブールでの中間報告ワークショップ：2013年3月27日

表 2.3-1 は、ワークショップにおいてトルコ企業参加者に対して実施した「イラクビジネスで直面している・懸念する問題」に関するアンケートへの回答の要約である。

表 2.3-1 トルコ企業がイラクビジネスで直面している・懸念する問題

Impediment	%	Impediment	%	Impediment	%
1. Political instability/political tension	59%	14. Access to finance	24%	27. Tribals	12%
2. Security	59%	15. Default	24%	28. Local exponditors	12%
3. Customs procedures	53%	16. Bribery & corruptions	24%	29. CBI capacity	12%
4. VISA procedues	47%	17. Skilled manpower	24%	30. TBI capacity	12%
5. Frequent changes in regulation	41%	18. Water supply	24%	31. Taxation not defined by regulation	12%
6. Custom regulations	41%	19. Standardization & transparency of bidding /procurement system	18%	32. Tax administration	6%
7. Electriciry supply	35%	20. Assounting system	18%	33. Border security	6%
8. Private security	35%	21. Judicial system	18%	34. Tax incenteives	6%
9. Transportation	29%	22. Local engagement	18%	35. Tax rates	0%
10. Banking system	29%	23. Company registration	18%	36. Access to land	0%
11. Labor regulation	29%	24. Intellectual property rights	18%	37. Exchange control	0%
12. Import/Export control	24%	25. Business licensing and operation permits	18%	38. Labor dispute	0%
13. Telecommunication	24%	26. L/C issuance	12%	39. Others	0%

出所：JICA調査団



出所：JICA調査団撮影

図 2.3-1 (写真) トルコでの中間報告ワークショップの様子

2.3.2 東京での中間報告ワークショップ：2013年4月24日

表 2.3-2 は、ワークショップにおいて日系企業参加者に対して実施した「イラクビジネスで直面している・懸念する問題」に関するアンケートへの回答の要約である。

表 2.3-2 トルコ企業がイラクビジネスで直面している・懸念する問題

ビジネス環境要素	回答数	構成比
政治状況・治安（警備費用を含む）	88	100
法制度の複雑さ・変更、許認可手続き（不透明さ・遅延等）	45	51
決済・売上金回収	30	34
通関手続き	25	28
VISAの取得	17	19
契約交渉・契約内容	15	17
人的資源	15	17
入札・調達	11	13
海外送金	9	10
その他	2	2

出所：JICA調査団



出所：JICA調査団撮影

図 2.3-2（写真）東京での中間報告ワークショップの様子

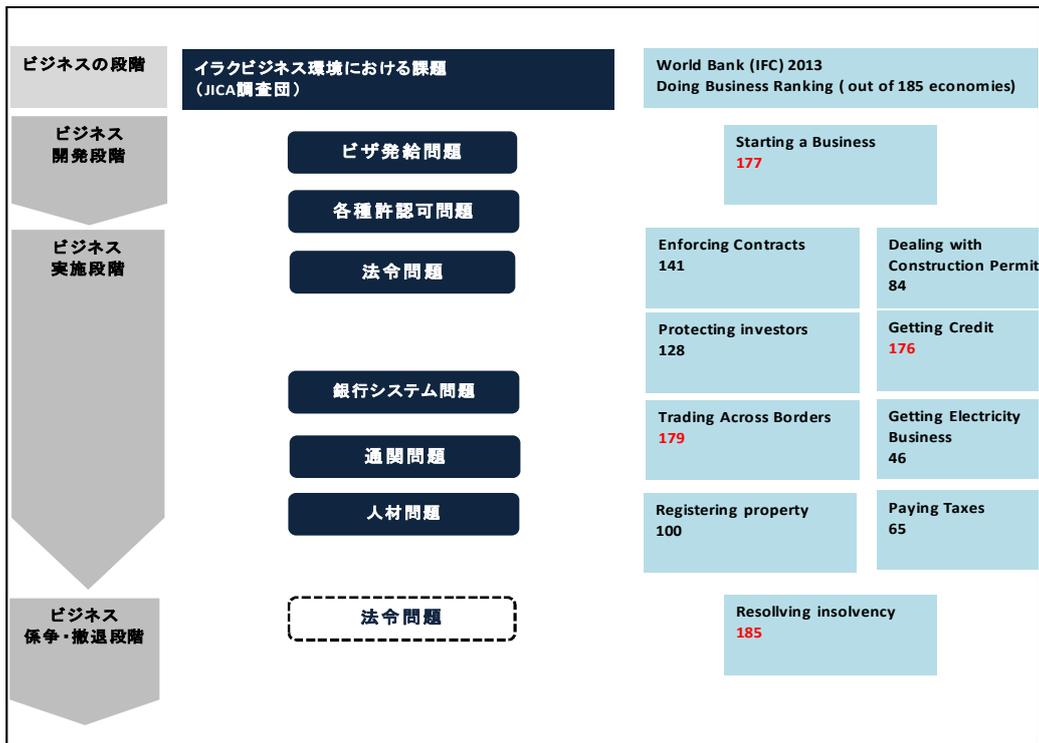
2.4 ビジネス環境における具体的課題

調査全体を通して明らかになったイラクビジネス環境の課題は次の通りである。

- ビザ発給問題
- 各種許認可問題
- 法令の実効性問題
- 銀行システム問題
- 通関問題
- 現地雇用問題

詳細については第4章及び第5章に記述する。

下図は、ビジネスの段階と課題との関係及び世界銀行の「2013 Doing Business」におけるイラクの順位との関係を示したものである。



出所: JICA 調査団及び世界銀行

図 2.4-1 イラクのビジネス環境課題と世界銀行 2013 Doing Business における順位

第3章 イラクの社会経済概況

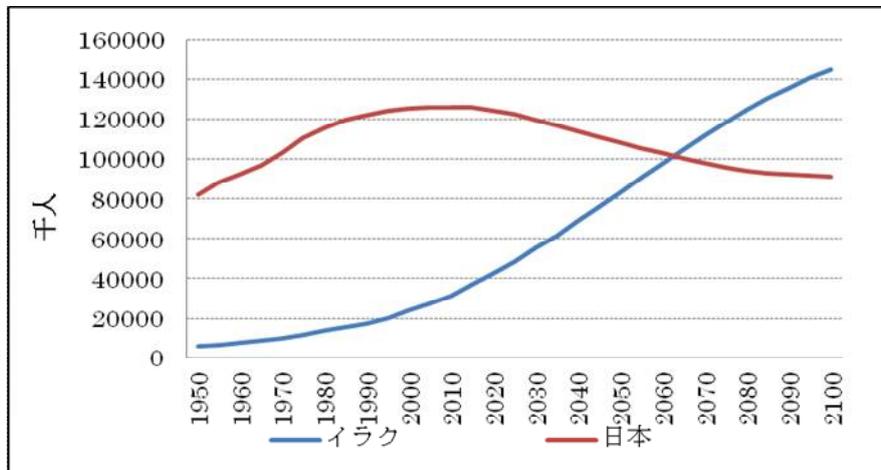
本章では、イラクの社会・経済概況について説明する。社会環境については、イラクにおける人口、労働市場、生活環境について、経済については、主要な経済統計を説明する。

3.1 社会環境

イラクの社会環境に関する統計について概観する。まず、人口の現状と将来見通しについて述べ、次に雇用統計および教育水準を取り上げる。最後に、生活環境に関する幾つかの統計を分析する。

3.1.1 人口

国際連合の推計¹によると、イラクの人口は2010年時点で3,200万人、同年までの年平均人口成長率は約3%であった。投資家は、イラク経済の回復に伴い中間所得層が増加すると予測しており、イラク市場の将来の成長性に注目している。国際連合の推計によると、イラクの人口は2030年には5,000万人、2060年には1億人に到達する。



注：2010年以降は推計値

出所：国際連合

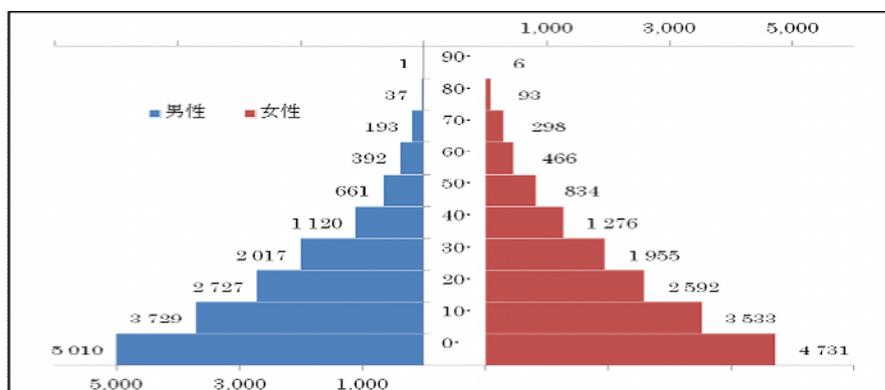
図 3.1-1 人口推計

イラクの人口に占める30歳以下の人口の割合は、2010年で約70%程度であった。国家開発計画(NDP: National Development Plan for the Years 2010-2014²)は、「イラク経済の課題は、若年層の教育水準、文化、技能面の多様性である」として、「若年層の教育、雇用を促すよ

1 国際連合 (2010), "World Population Prospects: The 2010 Revision"

2 Ministry of Planning (2010), "National Development Plan for the Years 2010-2014", p. 23

うな政策」がイラクの持続的な成長のためのカギになるとしている。



出所：国際連合

図 3.1-2 年齢・性別による人口構成 (2010年)

イラクは19の行政区画(州)に分かれており、首都のバグダッドは最大の人口を擁する。NDPによると、これまでの開発計画により、少数の大都市に人口や経済活動・サービスが集中するようになった。表 3.1-1 に、州別の人口、住居数、世帯数を示す。

表 3.1-1 人口、住居数、世帯数 (2009年)

行政区画	住居数	世帯数	人口
Ninevah	438,885	425,861	3,106,948
Kirkuk	221,171	234,697	1,325,853
Diala	214,024	202,171	1,371,035
Al-Anbar	194,096	178,283	1,483,359
Baghdad	1,064,175	1,037,189	6,702,538
Babylon	252,025	245,682	1,729,666
Kerbela	157,990	149,408	1,013,254
Wasit	157,905	152,777	1,150,079
Salah AL-Deen	204,309	180,542	1,337,786
Al-Najaf	183,549	177,132	1,221,228
Al-Qadisiya	146,733	140,848	1,077,614
Al-Muthanna	86,038	84,603	683,126
Thi Qar	220,910	214,554	1,744,398
Maysan	125,808	122,847	922,890
Basra	327,185	338,232	2,405,434
クルド自治区			
Erbil	302,457	293,353	1,532,081
Duhouk	147,578	152,127	1,072,324
AL-Sulaimaniya	365,717	365,959	1,784,853
クルド自治区小計	815,752	811,439	4,389,258
総計	4,810,555	4,696,265	31,664,466

出所：Central Organization of Statistics and Information Technology

3.1.2 労働市場と教育

イラク統計・情報技術局（COSIT: Central Organization of Statistics and Information Technology）の調査によると、イラクの失業率は2008年時点で15.34%であった。特に、若年層（15～24歳）では30%、女性では35.2%と高い水準となっている。NDPは、民間セクターによる雇用創出と効果的な雇用政策が、失業者の減少に重要であるとしている。表3.1-2に各州の失業率を示す。

表 3.1-2 失業率

単位：%

	2003	2004	2005	2006	2008 *
Ninevah	31.20	36.20	18.21	27.48	21.91
Kirkuk	19.40	31.30	17.91	7.90	12.63
Diala	31.20	34.70	17.81	18.47	14.62
Al-Anbar	33.30	25.00	-	-	13.77
Baghdad	33.00	28.50	16.80	15.74	11.77
Babylon	21.60	13.50	10.97	14.10	12.34
Kerbala	14.00	13.00	17.52	18.53	14.20
Wasit	16.00	17.10	7.25	8.82	12.71
Salah AL-Deen	25.40	16.90	20.14	18.36	18.01
Al-Najaf	18.10	21.60	23.73	18.90	14.48
Al-Qadisiya	23.50	35.20	26.03	19.89	14.78
Al-Muthanna	28.20	29.90	27.75	22.94	24.89
Thi Qar	46.20	46.90	33.24	27.82	30.81
Maysan	30.50	24.60	21.78	18.68	16.58
Basrah	15.50	10.50	7.90	12.46	15.51
クルド自治区					
Duhok	-	-	-	-	16.91
Erbil	-	-	-	-	13.22
Sulaimaniya	-	-	12.75	13.75	11.88
合計	28.10	26.80	17.97	17.50	15.34

注：2007年は調査実施せず

出所：COSIT

次に教育についてみると、2007年時点で、10歳以上の人口の非識字率は19.1%であった。「中等教育」、「高等教育および職業教育」、「技術資格」、「学士以上」は全体の27.5%を占める。

多くの開発途上国と同様に、若い世代が人口ピラミッドの大きなウェイトを占めている。NDPによると、「イラクの若者は、幾つもの問題に影響を受けた。無責任な政策のために戦禍に追いやられ、十分に安定的な雇用機会を見つけることができなかったが、普通の日常生活のフレームワークの中に位置づけられようとした。そのうえ、教育、準備、健康および文化的なサービス等の機会を享受することができなかった」としている。

表 3.1-3 教育水準（2007 年）

単位：10歳以上の人口に占める割合、%

	合計	地理的区分			地域		
		クルド 地区	バグダッド	その他	中心都市	その他 都市部	農村部
非識字者	19.1	27.4	12.4	19.9	14.4	17.1	28.4
読解のみ	2.4	3.8	1.2	2.6	2.1	2.1	3.2
読み書きのみ	21.5	24.7	16.8	22.6	20.5	19.9	24.8
初等教育	29.2	23.4	32.5	29.1	29.1	30.4	28.0
中等学校	11.6	9.1	16.7	10.2	13.6	13.2	7.0
高等学校	6.9	5.2	9.3	6.4	8.6	7.5	3.8
技術資格	4.6	3.0	5.2	4.7	5.5	5.2	2.5
学士あるいはそれ以上	4.4	2.4	5.9	4.2	5.9	4.3	2.1
その他	0.3	0.8	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2

出所：COSIT

3.1.3 日常生活

イラクの人々がどのように日常生活を過ごし、家計消費を行っているかについて、表 3.1-4 および表 3.1-5 が参考になる。平均的なイラク人は、毎日 9 時間～10 時間の睡眠をとり、平日 6 時間の労働をする（1 週間に 5 日間勤務すると仮定）。また、1 日 3 時間テレビをみる。平均的なイラクの家計消費をみると、「食料および非アルコール飲料」が最大の消費対象であり、33.2%を占めている。続いて「住居費、水道、ガス、電力およびその他燃料」が 29.0%となっている。こうした生活必需財が総支出の 60%を占めている。

表 3.1-4 1 週間の平均的な時間の使い方 (2007 年)

単位：分/日

	合計	勤労	失業者	家事
睡眠	574	540	615	573
食事	92	89	92	96
医療治療	10	9	9	10
衛生	34	38	35	29
食事準備	55	18	20	135
自宅清掃	46	12	17	109
子供の世話	25	10	11	58
庭仕事	3	3	5	3
手作業	3	2	3	6
その他家事	49	23	28	95
仕事に関わる活動	99	268	25	5
宗教活動	42	47	45	44
通勤	31	89	0	0
燃料調達	3	5	4	1
車整備	3	5	5	0
買い物	16	17	34	16
電話	3	4	6	2
インターネット (仕事・学校以外)	1	1	2	1
通学	3	0	0	0
授業出席	26	0	0	0
自宅学習・研究	25	10	10	8
テレビ観賞	179	155	248	166
読書	7	5	7	3
趣味・スポーツ	13	5	22	2
社交活動	55	54	125	44
政治活動	1	1	1	1
その他非労働時間	41	32	73	35
合計	1440	1440	1440	1440

出所：COSIT

表 3.1-5 イラク家計の平均支出額（2011 年）

単位：千イラクディナール

支出項目	支出額	構成比
食料品および非アルコール飲料	367.35	33.2%
アルコール飲料、たばこ、睡眠薬	6.41	0.6%
衣類・靴	86.03	7.8%
住居費、水道、ガス、電力およびその他燃料	321.05	29.0%
家具、家庭用品、家具修繕	66.40	6.0%
健康	45.35	4.1%
交通	101.12	9.1%
通信	33.84	3.1%
レクリエーション・文化	20.86	1.9%
教育	7.39	0.7%
レストラン&ホテル	10.99	1.0%
その他商品・サービス支出	39.84	3.6%
総支出額	1106.63	100.0%

出所：COSIT

人口の増加率が高いため、それに合わせて住宅供給を十分に行う必要がある。また、住宅供給を増やしつつ、イラク政府は、居住環境の改善にも対応しなければならない。NDPでは、良質な住宅を十分供給することとともに、飲料水の供給、下水、ごみ処理等のサービス供給により、生活の質を改善する必要性も極めて大きいと指摘している。表 3.1-6 に、イラク人が直面する様々な居住環境の問題に関する調査結果を示す。

表 3.1-6 家庭環境を巡る悪条件（2007 年）

単位：%

自宅および周辺で悪条件の被害を受ける層	構成比
煙およびガス	13.8
ちり	28.1
悪臭	28.2
騒音	22.0
虫・ネズミ	49.9
生ごみ・汚物	36.1
腐水	56.4
下水処理	36.3
過度な湿気	39.0
不十分な換気	15.1
治安リスク	30.7
不十分な採光	28.2
その他	3.5

出所：COSIT

3.2 経済環境

本節では、生産活動、財政、国際貿易、投資等のイラク経済の概況について整理する。

3.2.1 経済概況

3.2.1.1 国内総生産

2004年6月、連合国暫定当局よりイラク政府に主権が移譲されて以来、イラクは、社会の再構築、経済復興の道を着実に進み始めた。治安、ビジネス環境の改善は持続し、原油の生産、輸出は着実に回復しつつある。その結果として、多くの外国投資家がイラクでの事業展開に関心を持ちつつある。

2009年には、国際金融危機の影響がイラク経済に一時的に及ぶこともあったが、総じてみれば、イラク経済は拡大傾向を維持しており、2010年の国内総生産（GDP: Gross Domestic Product）は2004年の規模の3倍にまで拡大した。経済再建には、原油生産の急速な回復と、輸出が大きく貢献したといえる。国際通貨基金（IMF: International Monetary Fund）の予測によると、この傾向は続き、2018年のGDPは3,700億米ドルに達すると見込まれている。

表 3.2-1 イラクの GDP

年	GDP (百万イラクディナール)	一人あたりGDP (イラクディナール)
2003	29,585,789	1,123,227
2004	53,235,359	1,961,509
2005	73,533,599	2,629,675
2006	95,587,955	3,274,233
2007	111,455,813	3,754,986
2008	157,026,062	5,135,263
2009 (推定)	139,330,211	4,423,686
2010 (推定)	177,008,632	5,456,838

出所：COSIT



注：2010年以降は推計値

出所：IMF

図 3.2-1 イラクの GDP (米ドル)

表 3.2-2 に示したように、他の新興国、途上国に比べても、イラクの GDP 成長率は相対的に高い。IMF による 2013 年～2018 年のイラクの GDP 年間平均成長率の予測は、約 8.5% である。以下で説明するように、イラク経済の将来は、原油市場に大きく依存するほか、イラク政府による経済多角化を企図する政策に左右される。

イラク政府の視点からすると、今後、労働市場に参入してくる若年層に対する雇用を創出するためには、高い成長率が必要となる。NDP は、2010 年～2014 年の間に、300 万人から 450 万人の新たな雇用を創出するために、平均して年間 9.4% の経済成長率を達成することを目標としている。その後についても、イラクの若年層に雇用機会を提供し、社会の安定を維持するためには、同じような高い成長率を続けることが必要と想定される。

表 3.2-2 グループ別 GDP 予測値

単位：前年比%

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
イラク	8.4	9.0	8.4	8.3	9.0	8.5	8.3
世界	3.2	3.3	4.0	4.4	4.5	4.5	4.5
先進国全体	1.2	1.2	2.2	2.6	2.6	2.6	2.5
主要先進国 (G7)	1.4	1.3	2.2	2.5	2.5	2.5	2.3
新興発展国	5.1	5.3	5.7	6.0	6.1	6.1	6.2
アジア発展国	6.6	7.1	7.3	7.6	7.7	7.7	7.7

出所：IMF

GDP のセクター別の内訳をみると、「鉱業・採石」が全体の 42% を占めており、最大のセクターとなっている。それに「社会・個人サービス」、「運輸・通信・貯蔵」が続く。

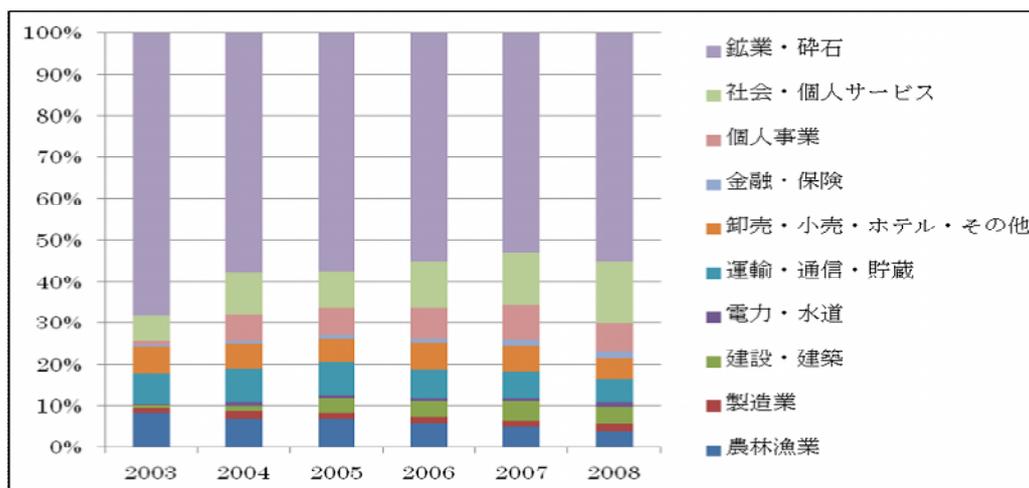
表 3.2-3 セクター別 GDP (2010 年)

単位：百万ディナール

セクター	金額	構成比
農林漁業	8,657,391	4.9%
鉱業・採石	74,357,162	41.8%
製造業	3,916,565	2.2%
建設・建築	11,061,618	6.2%
電力・水道	1,979,847	1.1%
運輸・通信・貯蔵	19,415,249	10.9%
卸売・小売・ホテル・その他	14,940,165	8.4%
金融・保険	3,203,986	1.8%
個人事業	13,106,653	7.4%
社会・個人サービス	27,459,352	15.4%
合計	178,097,987	
控除) 金融サービス費用	1,089,355	
GDP	177,008,632	

出所：COSIT

原油生産および輸出は増加しているが、次の図で示すように、緩やかではあるものの、鉱業・砕石のウェイトは低下している。治安の改善、社会の再建が進む中で、「社会および個人サービス」、「建築・土木」の重要性が高まっている。この間、製造業のシェアは相対的に低い水準にとどまっている。イラク政府内部では、経済活動の多角化の必要性は認識されているものの、状況はあまり変化していない。

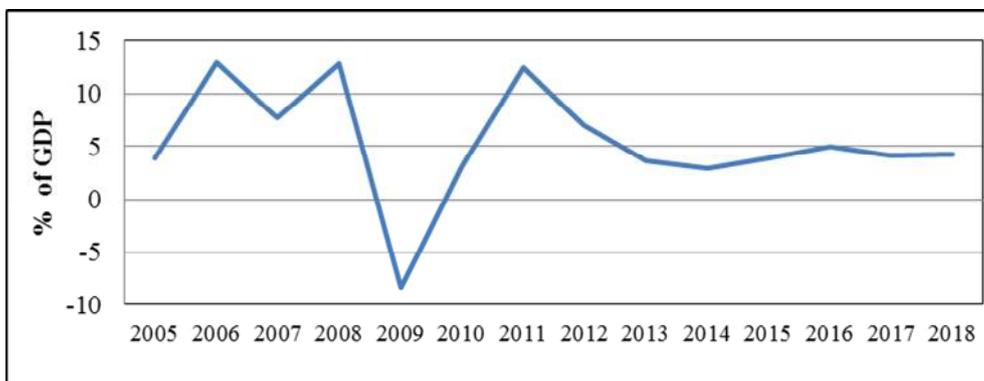


出所：COSIT

図 3.2-2 セクター別 GDP

3.2.1.2 経常収支と財政収支

国際金融危機の影響を受けた 2009 年を除いて、原油生産・輸出の増加を反映して、経常収支は黒字の状況が続いている。IMF の予測によると、経常収支の黒字は暫くの間維持される見通しである。しかしながら、イラクの経常収支の先行きについては、原油生産量と世界市場における原油価格の推移に依存することを認識する必要がある。



注：2010年以降は推計値

出所：IMF

図 3.2-3 経常収支

イラクの経済活動の中心は、イラク政府である。IMF の推計によれば、2010 年の一般政府の歳入が GDP に占める割合は約 50% であり、最大の収入源は原油輸出であった。イラクの原油収入は、イラク政府が管理する予算メカニズムによって分配される仕組みとなっており、原油輸出の減少や、原油価格の変動がリスクになる。

この間、イラクの財政に関しては、予算が十分に執行されておらず、必要なインフラ投資などにも十分な資金が振り分けられていないという指摘もある。

ただし、今後、予算の執行が計画通りになされるようになれば、財政赤字が拡大する可能性があることには注意しなければならない。上述のように原油価格の変動リスクを踏まえれば、早急に財政全体の仕組みを強化しなければならない。この点は、イラク政府、援助機関の双方に認識されている。例えば、IMF は、最近、以下の通りコメントしている³。

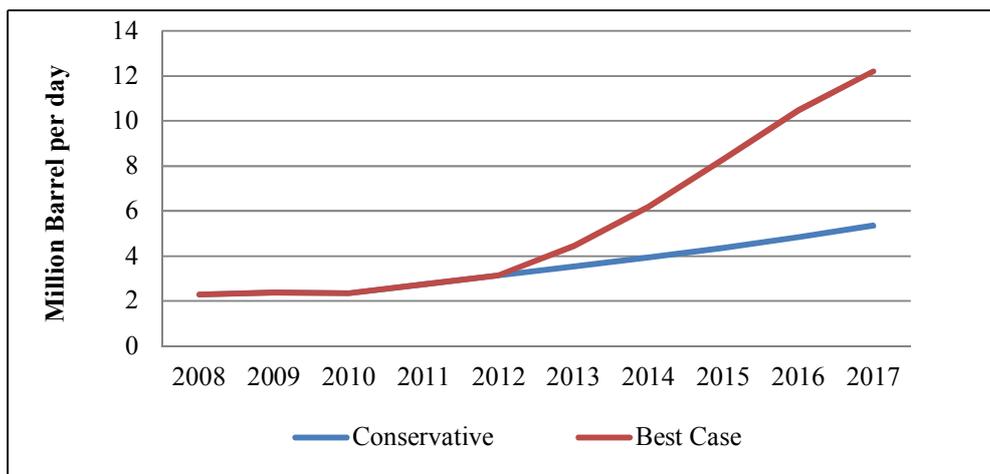
「財政セクターについては、予算は、マクロ経済の安定性を維持するように運用されなければならない。原油市場の変動に対応する緩衝を蓄積しつつ、イラクの膨大な社会的ニーズや投資需要に応えなければならない。さらに、中期的な財政持続性を確かなものにする必要もある。同時にイラクは、大規模な原油収入を効果的に透明性を持って使われるように、財政機構及び公的資金管理能力を強化しなければならない。」

3.2.1.3 原油セクター

イラクは、2012 年第 4 四半期に日量 312 万バレルの原油を生産した。イラクは現状、石油輸出国機構（OPEC: Organization of the Petroleum Exporting Countries）で、サウジアラビア（同期に日量約 1,000 万バレルを産出）に次いで第 2 位の産油国となっている。原油の埋蔵量に関しては、イラク政府は 2010 年に国内の確認埋蔵量を 1,150 億バレルから 1,430 億バレルに引き上げることを発表した。原油の確認埋蔵量についても、イラクはサウジアラビアに次いで第 2 位である。

IMF が発表した見通しによると、イラクの 2017 年の原油生産量は、ベストケースシナリオでは 1,220 万バレル、保守的なシナリオでは 535 万バレルとされる。2013 年の世界の原油需要が 9,060 万バレルであることを踏まえると、近い将来、イラクは世界の原油需給に大きな影響を与える国になる。

3 IMF、2013 年 3 月 21 日プレスリリース “IMF Mission Concludes Article IV Discussions with Iraq” より。



注：2013年以降は推計値
出所：IMF

図 3.2-4 原油生産のシナリオ

長期的にみれば、イラクは、より高い原油生産レベルに到達すると予想される。しかし、輸出インフラに関して幾つか解決しなければならない問題がある。現在、原油輸出を増加させる手段として、以下のような投資が計画されている。

- ・ イラク最大の輸出基地であるバスラ石油ターミナルに、追加的な係留所とパイプラインを敷設すること
- ・ 南部の油田とトルコに向かう北部パイプラインおよびシリアに向かう新しいパイプラインを接続させること
- ・ 油田に注入するための水を造水する海水淡水化プラントおよび貯蔵施設を建設すること

前述したように、イラク経済は原油セクターの発展に依存している。経済の持続的な発展のためには、輸出設備の改善が必要である。

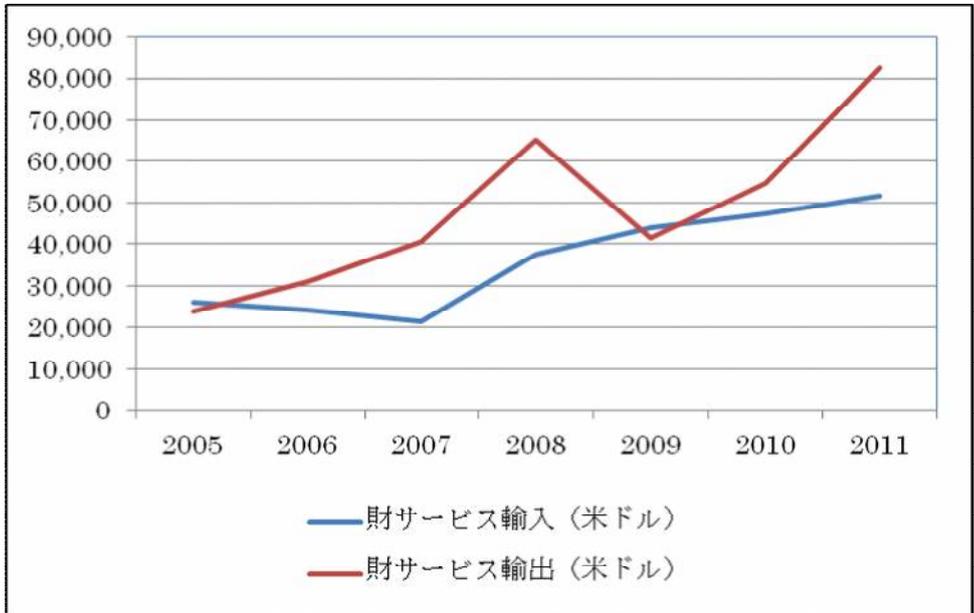


注：2013年以降は予測値
出所：IMF

図 3.2-5 GDP と原油生産

3.2.2 国際貿易

イラクの輸出と輸入は、経済の拡大に歩調を併せて増大している。金融危機の後、輸出は大幅に減少したが、その後は世界経済の回復に伴って増加傾向にある。一方、輸入も内需の拡大に伴って増加している。



出所：世界銀行

図 3.2-6 輸出入

輸出先をみると、インド向けが急速に伸びている。インドは現在、イラクにとって最大の輸出相手国であり、2011年には160億米ドルを輸出した。また、米国（輸出額158億米ドル）もインドにならぶ水準の輸出相手国である。これら2か国に中国（同95億米ドル）と韓国（同83億米ドル）が続く。日本については、34億米ドルを輸出しており、これらの国々に続く輸出相手国である。

輸入に関しては、隣国の2か国、トルコとシリアのウエイトが大きい。2011年にトルコからは91億米ドル、シリアからは66億米ドルを輸入した。中国、米国、韓国がこの2か国に続いている。なかでも、中国と韓国からの輸入の伸びが大きい。日本からの輸入は徐々に増加しつつあるものの、中国、韓国とは大きく引き離され、16位である。

表 3.2-4 貿易相手国

1) 輸出

単位：百万米ドル

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
インド	2	3,768	5,912	8,730	5,310	6,638	15,932
米国	8,770	11,119	10,813	20,974	8,836	11,476	15,786
中国	378	594	693	1,255	2,979	5,697	9,467
韓国	614	823	2,800	3,843	3,466	4,025	8,306
日本	402	940	992	1,367	1,277	3,115	3,374
オランダ	294	535	1,234	1,604	1,321	1,496	3,027
イタリア	1,834	2,537	3,698	5,306	3,239	3,242	2,617
スペイン	1,112	1,479	1,528	1,693	1,025	984	2,521
カナダ	995	1,475	1,396	2,155	1,128	1,862	2,479
フランス	469	831	1,283	2,015	1,076	1,198	1,065
シリア	488	584	689	902	613	803	1,036
モロッコ	57	4	7	433	585	646	1,021
ブラジル	523	597	272	1,186	800	739	898
台湾	666	797	1,861	1,993	1,794	1,754	868
ギリシャ	31	-	52	33	630	809	749
オーストリア	-	52	463	1,016	540	105	580
ドイツ	2	13	52	181	107	190	454
ヨルダン	25	7	11	66	150	212	282
タイ	209	300	57	8	17	-	84
トルコ	417	342	586	1,201	866	1,231	79

2) 輸入

単位：百万米ドル

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
トルコ	3,023	2,848	3,093	4,308	5,636	6,640	9,141
シリア	3,114	3,729	4,398	5,759	3,915	5,129	6,616
中国	449	540	755	1,319	2,021	3,960	4,213
米国	1,509	1,643	1,732	2,335	1,952	1,811	2,674
韓国	75	120	231	405	863	1,321	1,687
ドイツ	378	504	482	490	926	992	1,302
ヨルダン	809	698	784	890	941	1,004	1,108
フランス	290	186	301	272	643	483	762
イタリア	398	180	144	328	898	648	743
インド	165	211	280	496	521	763	738
タイ	157	219	223	470	316	498	738
ウクライナ	85	46	32	157	260	380	671
エジプト	62	51	54	381	423	459	488
ブラジル	55	174	99	117	266	317	440
オーストラリア	240	101	9	155	253	81	436
日本	143	219	133	227	347	341	375
オランダ	83	70	77	134	239	308	371
レバノン	60	74	162	296	298	294	338
オマーン	44	44	63	253	172	225	290
英国	252	155	267	294	232	276	274

出所：IMF

表 3.2-5 に示したように、2008 年の統計によると、イラクからの 99%の輸出は原油である。一方、イラクは全輸入の 9%にあたる金額の石油製品を輸入している。詳細なデータは存在しないものの、投資に関わるデータを踏まえると、輸入については機械のウエイトが大きいものと考えられる。

輸入石油製品の先行きについては、イラク国内の製油能力の増加可能性について検討する必要がある。国家投資委員会の報告書によると、形式上はイラクには 10 の精油所が存在することになっているが、実際に稼働しているものは 3 精油所にとどまる。石油省は 2017 年までに、精油所の能力を 150%向上させる予定である。4 精油所を新設し、既存の精油所の抜本的な能力増強のためには 150 億～200 億米ドルの投資が必要になるとしている。

表 3.2-5 商品別取引

1) 輸出

	2008年	
	百万イラクディナール	百万米ドル
原油	48,355,866	41,330
石油製品		
燃料油	379,548	324
ナフサ	702	1
残差油	0	0
石油製品系	380,250	325
商品輸出	164,326	137
総輸出	48,900,442	41,792

2) 輸入

	2008年	
	百万イラクディナール	百万米ドル
石油製品輸入		
LPG	185,100	158
ガソリン	1,107,408	947
ケロシン	39,674	34
軽油	507,968	434
石油製品輸入計	1,840,150	1,573
総輸入	20,217,192	17,279

出所：COSIT

3.2.3 投資

3.2.3.1 国内投資

経済の復興とともに、固定資本投資が増加している。公的セクターがこれをけん引し、民間セクターの寄与は小さい。公的セクターによる投資は、総固定資本形成の 90%を占めており、民間セクターは小さい割合にとどまっている。

イラク政府は、特に若年層の雇用を増やすためには、民間セクターの役割が重要であることを認識している。NDP では、高い成長を実現するためには、国内外の民間セクターの投資を呼び込み雇用を創出することが必要だとし、必要投資額の 46%を民間の手によって実現することを期待している。

表 3.2-6 セクター別総固定資本形成

単位：百万イラクディナール

年	公的セクター	民間セクター	総計
2000	1,314,915	150,338	1,465,253
2001	2,305,426	226,015	2,531,441
2002	1,797,425	401,652	2,199,077
2004	2,487,718	370,089	2,857,807
2005	9,743,477	438,885	10,182,362
2006	16,013,395	897,759	16,911,155
2007	6,861,040	669,365	7,530,404
2008	22,455,103	785,436	23,240,539
2009*	13,880,745	1,069,497	14,950,242

注：2009年以降は推計値

出所：COSIT

前述の通り、イラク経済においては、政府の役割が極めて大きい。石油セクターの収入が財政メカニズムを通じて他の分野に分配される構造となっている。表 3.2-7 の GDP の分配面の統計で示されるように、2008 年の GDP の付加価値の約半分は鉱業・砕石セクターの営業余剰であった。

表 3.2-7 セクター別の GDP 内訳の分配

単位：百万イラクディナール

セクター	雇用者報酬	営業余剰	合計
農林漁業	2,063,966	3,978,052	6,042,018
鉱業・砕石	690,837	86,830,364	87,521,201
製造業	1,580,077	1,064,096	2,644,173
建築・建設	1,493,102	350,577	1,843,678
電力・水道	3,692,141	2,893,678	6,585,819
運輸・通信・貯蔵	2,793,648	5,779,958	8,573,606
卸売・小売、ホテル、その他	746,554	7,646,003	8,392,556
金融・保険	243,400	2,159,403	2,402,803
個人事業	0	11,026,981	11,026,981
社会・個人サービス	21,097,063	2,313,686	23,410,748
合計	34,400,786	124,042,798	158,443,584
構成比	21.7%	78.3%	

出所：COSIT

公的セクターの財務管理の効率性・透明性を改善することに加えて、経済における民間セクターの参入を促す政策も極めて重要である。NDP では、民間セクターがイラク国内で

事業展開をする上での課題として、以下のものを列挙している。

- ・ 適切な投資環境がないこと
- ・ 効果的な開発を進めるなかで、民間セクターの役割が明確でないこと
- ・ 実際のビジネスにおいて過度に複雑な政府手続きが存在すること
- ・ 民間セクターの経済活動を活発にするために必要な法規制が不足していること
- ・ 銀行システムの信用創造力が欠如していること
- ・ 株式市場が、発展した金融ルール及び国際的に採用された原則から遅れをとり、乖離していること
- ・ 金利上昇の懸念があること
- ・ 競争と相反する、国による保護・支援システムに依存していること
- ・ 経済改革プログラムに必要な経済、金融、法律、行政の手段がないこと
- ・ 民間セクターに対するインフラと基礎的なサービスが不十分であること
- ・ 民間セクターの知識、情報、技術が不十分であること

上記の問題に対応し、民間セクターの活動を活発化するために、NDP は以下の政策を上げている。

- ・ 公的セクターと民間セクターの役割を定義・明確化・区分しつつ、低コストで市場経済に徐々に移行することを確かにするための、明確なビジョンと目標をもった経済政策
- ・ 税制上の優遇措置、軽減税率、免税範囲の拡大により、民間セクターの経済活動における役割を促進し、経済金融の役割を支援するような税務政策
- ・ インフラおよび基礎サービス（電力、水道、燃料）の充実を戦略的な目標とし、民間投資を効果的なものになるように支援し、経済分野に対する外国投資のアクセスを強化する投資政策
- ・ 雇用機会の創出者および持続的成長の牽引者としての民間セクターの視点に基づいてその目標が決定される国家雇用政策
- ・ 特に社会保障システムおよび労働者の権利、賃金に関して、民間セクター（民間工業セクター）の競争原理を支えるような財政政策
- ・ 民間セクターを通じて、生産のためのインフラを多様化することを目的とする積極的な生産政策

- ・（農業、製造業、観光業の）生産性の目標を支援するような魅力的な金利で、民間セクターに譲許的な信用を提供することを追求する経済的に効率的な信用政策
- ・ 金融サービスを提供するうえで国際標準に則った適切で技術的に進んだ基盤を具現化し、イラクの投資家の名声を高め、現代的で活発な方法で国際的な金融取引を確保できるような株式市場を発達させる政策

表3.2-8に示したように、2009年については、社会・個人サービスセクターにおける総固定資本形成が90%を占めた。国家投資委員会の報告書によると、イラク政府は、保健省に関連する予算を1,600万米ドルから40億米ドルに増加させるとし、政策の重点分野を保健医療に移行することを表明している。社会・個人サービスに関連していえば、住居整備が重要なセクターである。同報告書では、人口の増加、避難民の帰還に伴い、住居不足の問題がより深刻になるとしている。

表 3.2-8 経済活動別固定資本形成

単位：百万イラクディナール

分野	2004	2005	2006	2007	2008	2009*
農林漁業	18,268	214,248	666,771	17,639	54,300	7,793
鉱業・砕石	451,696	2,402,588	2,641,465	191,584	148,559	101,438
製造業	197,086	66,003	3,218,392	189,468	269,942	382,852
建築・建設	92,473	117,104	35,331	7,866	7,412	102,646
電力および水道	1,368,936	1,950,984	4,163,628	1,422,241	1,284,435	517,901
運輸・通信・貯蔵	44,156	830,696	1,115,468	104,559	250,774	131,427
卸売・小売、ホテル、その他	31,425	140,471	117,106	101,143	73,860	514,979
金融・保険	29,605	76,836	107,327	77,694	131,719	281,517
個人事業	220,133	352,809	771,083	504,319	574,924	810,314
社会・個人サービス	404,030	4,030,623	4,074,581	4,913,892	20,444,613	12,099,375
合計	2,857,807	10,182,362	16,911,155	7,530,404	23,240,539	14,950,242

注：2009年以降は推計値

出所：COSIT

表 3.2-9 総固定資本形成（種類別）

百万イラクディナール

	2004	2005	2006	2007	2008	2009*
建築	492,754	3,462,687	3,444,575	2,556,482	5,603,250	5,150,376
その他建設	315,564	2,735,677	3,035,607	1,705,070	6,032,709	2,422,228
機械・設備	1,564,107	2,046,437	5,941,359	2,393,882	9,189,463	5,554,081
家具・備品	287,724	831,584	1,299,907	154,015	447,527	257,110
輸送機械	174,409	861,716	2,270,268	699,929	1,912,487	1,424,626
植物・家畜	9,148	39,069	94,740	1,894	7,001	7,440
その他資産	14,102	205,193	824,699	19,134	48,102	134,381
合計	2,857,807	10,182,362	16,911,155	7,530,404	23,240,539	14,950,242

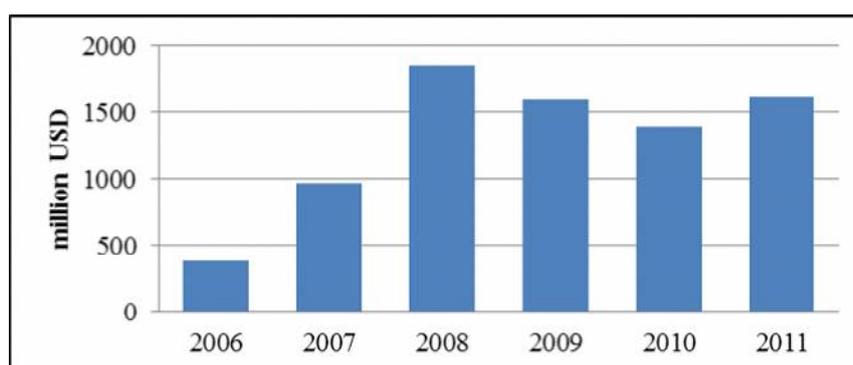
注：2009年は推計値

出所：COSIT

3.2.3.2 外国投資

経済・社会の復興が進展するに伴い、イラクに関心を持つ外国投資家は増えつつある。2011年の外国直接投資（FDI: Foreign Direct Investment）の合計は15億米ドルに達した。日本の投資は決して大きなものではないが、全体としてFDIの流入は増加傾向にある。

なお、米国系民間調査機関のDunia Frontier Consultantsの報告によると、外国企業の商業活動の規模は、2011年時点で556.7億米ドルとなっている。特に2008年以降の増加ぶりは著しい。同社が定義する「外国商業活動」には、外国籍の企業によるイラク国内での活動に関わる投資、サービス契約やその他の収入を生み出す活動を含む。



出所：国際連合

図 3.2-7 外国直接投資（100 万米ドル）

国外からの投資をさらに呼び込むためには、ビジネス環境の改善が重要である。世界銀行によると、イラクのビジネス環境に対する評価は低いものとどまっている。同行の調査報告書によれば、2013年のイラクのビジネス環境に対する評価は、185の調査対象地域

のなかで 165 位となっている。2012 年は 163 位であったことから、幾分後退している。同調査の主要な指標を表 3.2-10 に示す。

表 3.2-10 イラクのビジネス環境

	2012	2013
<i>Doing Business Ranking among 185 economies</i>	163	165
<i>Major Indicators</i>		
Time required to get electricity (days)	47	47
Cost to export (US\$ per container)	3,550	3,550
Documents to export (number)	10	10
Time to export (days)	80	80
Cost to import (US\$ per container)	3,650	3,650
Documents to import (number)	10	10
Time to import (days)	82	82
Strength of legal rights index (0=weak to 10=strong)	3	3
Time required to enforce a contract (days)	520	520
Procedures to enforce a contract (number)	51	51
Time required to register property (days)	51	51
Procedures to register property (number)	5	5
Cost of business start-up procedures (% of GNI per capita)	81.1	81.1
Time required to start a business (days)	74	74
Start-up procedures to register a business (number)	10	10
Time to prepare and pay taxes (hours)	312	312

出所：世界銀行

3.2.4 クルド自治区の経済の概観

本項では、クルド自治区の経済について利用可能なデータに基づいて説明する。クルド自治区とは、イラク北部のシリア、トルコ、イラン国境に囲まれた約 4 万平方キロメートルの地方を指す。クルド自治政府のホームページ（2013 年 6 月 19 日参照）によると、人口は約 520 万人であり、クルド人が多数居住している。イラク憲法により、クルド自治政府による自治が認められている。

クルド自治区は、他の地域と比較して治安が良好であり、中心都市であるエルビルでは、商業施設、ホテル等の新規開発が急ピッチで進んでいる。また、他の地域とは異なり、多くの外国人が実際に居住してビジネス活動を行っている。クルド自治区を拠点として、国内他地域へと販路を拡大している外国企業もある。

(1) GDP

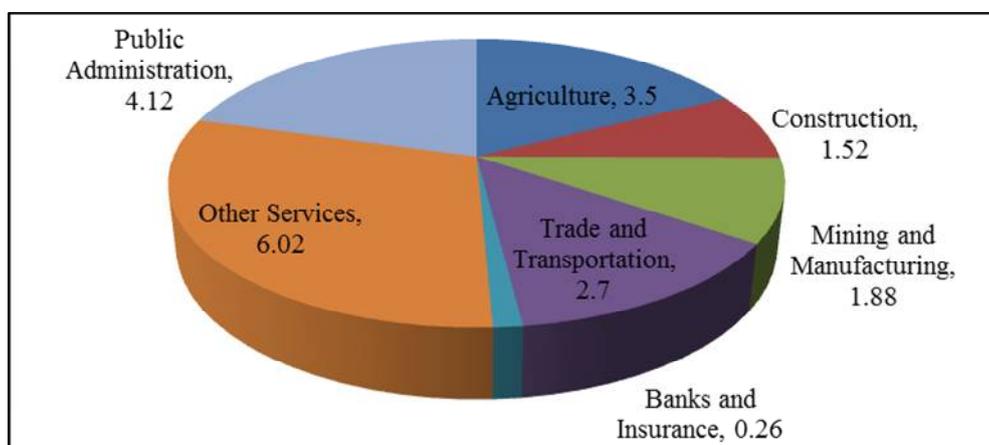
2011 年のクルド自治区の GDP は 200 億米ドルであった。GDP に対する貢献度の最も大きいセクターは「その他サービス」と「行政管理」で、双方をあわせると全体の 50.7% を占め

た。

表 3.2-11 クルド自治区の GDP 推計値

項目	金額
GDP (10 億米ドル)	20.0
GNI (10 億米ドル)	28.8
一人あたり GDP (米ドル)	3,773
一人あたり GNI (米ドル)	5,433

出所：Kurdistan Region Statistics Office



出所：Kurdistan Region Statistics Office

図 3.2-8 クルド自治区のセクター別 GDP

(2) 失業率

2010 年時点で、15 歳以上の人口の失業率は 6.0%であった。教育水準別にみると、「中等教育以下」が 43.1%となっている。

表 3.2-12 クルド自治区の失業率

地域	失業率
クルド自治区	6.0
Erbil	4.0
Sulaymanya	7.4
Duhok	6.4

出所：Kurdistan Region Statistics Office

表 3.2-13 教育水準別失業率

単位：%

	非識字者	中等教育以下	高等学校	その他
Erbil	37.4	48.7	12.9	1.0
Sulaymanya	37.8	47.5	14.2	0.6
Duhok	51.7	27.1	21.2	0.0
クルド自治区	40.9	43.1	15.5	0.5

出所：Kurdistan Region Statistics Office

(3) 個人消費

クルド自治区の個人消費における総支出は、2011年時点で、一か月あたり26万9,900イラクディナールであった。支出項目の中では、「ソフト飲料」および「住居、水道、ガス、電力およびその他燃料」が最も大きな支出項目であった。これらの2項目で全体の55.8%を占めた。

表 3.2-14 クルド自治区の家計支出の内訳（2011年）

単位：%

支出項目	クルド地域合計
財およびその他サービス	3.5
レストランおよびホテル	0.9
教育	0.7
冠婚葬祭、文化	2.4
通信	3.0
交通	12.9
健康	4.5
家具・修繕	7.4
住居、水道、ガス、電力およびその他燃料	25.0
衣類・靴	8.4
アルコール飲料	0.4
ソフト飲料	30.8

出所：Kurdistan Region Statistics Office

3.2.5 日系企業のイラクビジネスの現状

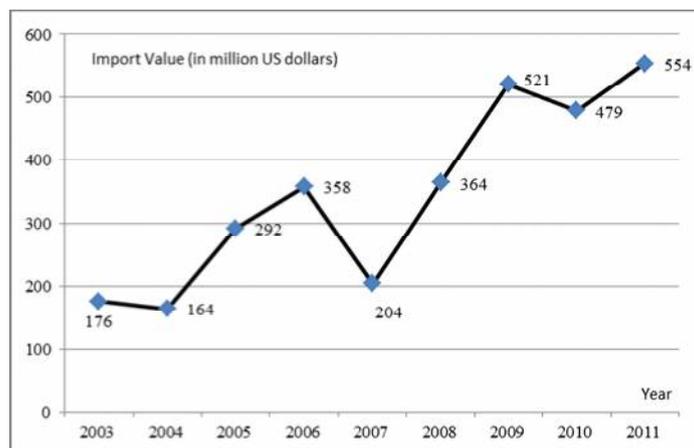
現時点での日系企業のイラクビジネスは、主に商業・サービス指向型であり、イラク政府を顧客とするプロジェクト業務が大勢を占める。イラクにおける治安状況の改善が進むなか、日系企業はイラクビジネスを活性化させようとする段階にある。本節で述べるように、日系企業による駐在員事務所・支店の設立やイラク政府からの業務受注のケースが現れてきている。

(1) 直接投資

公式データは存在しないが、日本の対イラク直接投資額は非常に少ないものと考えられる。この理由は、日系企業のイラク参入が依然低いレベルにあるだけでなく、日系企業のイラクビジネスは資本参加を伴わない場合が殆どであるためである。日系企業のイラクビジネスにおける主要な形態は、イラク国内外の代理店を通じた製品の販売、エンジニアリング・サービス等のサービスの提供、あるいは駐在員事務所や支店によるビジネス活動になっている。

(2) 貿易

他方、イラクの対日本輸入額は増加傾向にある。図3.2-9にあるとおり、2011年のイラクの対日本輸入額は5億5,400万米ドルであり、2003年の額の3倍に達した。なお、2011年の輸入額の約85%は、機械・輸送機器の輸入額である。



出所：国連貿易開発会議「UNCTADSTAT」

図 3.2-9 イラクの対日本輸入額の推移（2003年～2011年）

(3) 事務所の設立と在留邦人

一般財団法人中東協力センター（JCCME: Japan Cooperation Center for the Middle East）によれば、2012年8月28日時点で、11社の日系企業が15事務所をイラクに設立している（バグダッド10件、バスラ5件、エルビル1件）⁴。

なお、日本の外務省は、イラクにおける在留邦人の数を公開していない。これは、公開することで、在留邦人に何らかの危険が生じることを避けるためである。

4 一般財団法人中東協力センター、第37回中東現地協力会議資料「イラクの投資環境とビジネスチャンス」、2012年8月28日

(4) 事業開発

JCCME および日本貿易振興機構 (JETRO: Japan External Trade Organization) が、各社のプレスリリースや報道をまとめた情報によれば、2011年11月から2013年1月までに、最低9社の日系企業がイラクにおける事業を新規に受注・契約した。分野の内訳は、石油(石油精製用水供給を含む)が4件、電力が2件、ガスが1件、保健医療が1件、農業・水供給が1件である。

3.3 インフラ整備状況

本節では、イラクの電力、上下水及び交通等インフラの状況についての調査結果を記述する。併せて、フリーゾーン (自由貿易区) の現状についても言及する。

3.3.1 イラクにおけるインフラの現況

NDP には、具体的な経済目標を達成するためには、当該期間に 218 兆イラクディナール (約 1,860 億米ドル) の投資が必要であると示されている。これら必要とされる投資の分野は次表の通りであり、インフラ部門も重要な投資分野と認識されている。

表 3.3-1 国家開発計画 2010-2014 における分野別投資予測

Category	Percent
Agricultural Sector	9.5%
Industrial Sector	30.0%
Oil	15.0%
Electricity	10.0%
Conversion Industries	5.0%
Transportation and Communication Sector	9.0%
Construction and Services Sector	17.0%
Education Sector	5.0%
Regional Development	12.5%
Kuedistan Region	17.0%
Total	100.0%

出所：NDP

3.3.1.1 電力

(1) 電力需給

2010年にイラク電力マスタープランが、イラク電力省のコンサルタントである英国 Parsons Brinckerhoffにより作成された。

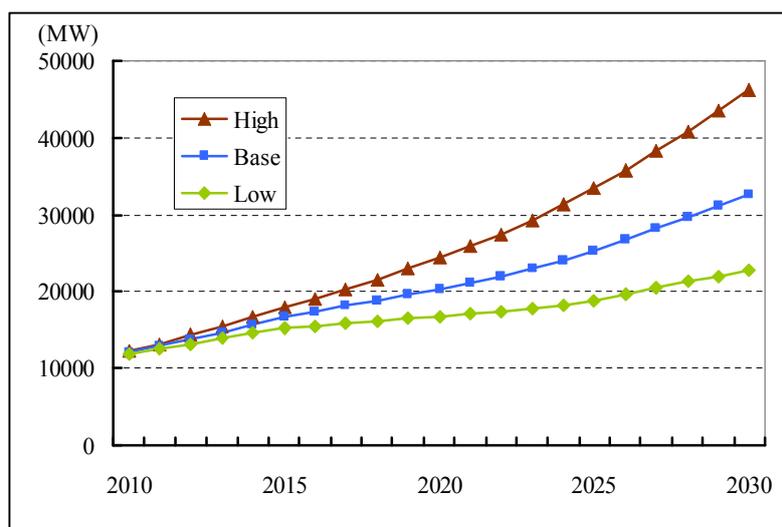
1) 電力需給の現状

マスタープランでは、2010年のイラクの電力需要は約1万2,000MWと想定されている。

一方、電力供給能力はイランからの700MWの輸入を含めて9,700MWと想定されているが、信頼できる供給能力は9,000MW以下と考えられており、全面停電を避けるために意図的に行なう送電停止が頻繁に生じる状況にある。

2) 電力需要予測

マスタープランでは、イラクの年間GDP成長率を7%と設定し、電力需要の今後の増加を下図の通り予測している。



出所：JICA「イラク国南部大型火力発電所開発準備調査」報告書

図 3.3-1 イラクの電力需要予測

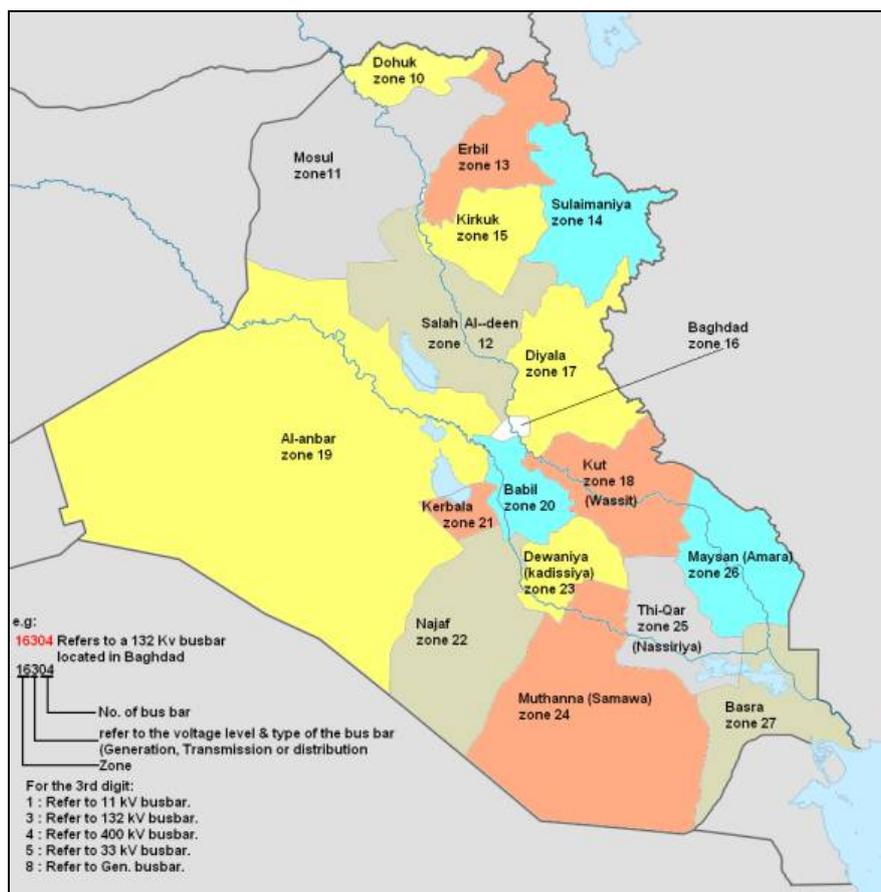
3) 電力開発計画

マスタープランにおける電力開発の主要なポイントは次の通りである。

- 負荷確率損失（LOLP: Loss of Load Probability）を0.3%向上させることによって、部分的送電停止の時間を削減する。
- 短期的対応：シンプルサイクルガスタービン火力発電所を緊急に新設する。
- 中長期的対応①：新規ガスパイプラインの敷設に伴い、現在の重油火力発電をガス火力発電に変更する。
- 中長期的対応②：発電効率を勘案し、シンプルサイクルガスタービン火力発電をコンバインドサイクルに変更する。

(2) イラクの送電網

イラクの送電網は北部、東部、中部、西部、南西部、南部の6つの大地域と図 3.3-2 に示す18の小地域に分かれている。



出所：JICA「イラク国南部大型火力発電所開発準備調査」報告書

図 3.3-2 イラクの送電網（小地域区分）

3.3.1.2 上下水

(1) 上水

1991 年以降の戦禍で上水施設は大きく損傷した。自治公共省によれば、現在上水が供給されている人口は 2,200 万人である。この需給ギャップを補うため、現在 2,000 以上の上水供給設備の建設が計画されている。2008 年時点での上水供給能力は日量 720 万 m^3 であり、不足量は 260 万 m^3 と考えられている。表 3.3-2 に、2008 年時点での州別上水供給事業状況を示す。

表 3.3-2 州別上水供給サービス状況（2008 年）

Province	Number of active projects	Capacity (m3/day)	Number of working complexes	Capacity (m3/day)	Total capacities (m3/day)	Population per 2007 estimates	Population Served	Shortage Percent
Ninawa	39	778,827	77	128,160	906,987	2,901,809	2,466,537	15
Kirkuk	14	479,746	134	105,600	585,346	918,288	808,093	16
Baghdad	10	237,080	186	234,752	471,832	2,897,473	2,346,953	19
Diyala	25	286,963	134	153,600	440,563	1,610,828	1,320,878	18
Salah ad Din	19	270,200	148	246,048	516,248	1,237,059	1,136,594	18
Babil	18	245,920	173	282,104	529,024	1,707,508	1,400,156	18
Najaf	9	224,560	86	121,952	346,512	1,117,624	900,527	19
Karbala	7	233,310	107	222,864	456,174	924,085	776,231	16
Wasit	19	181,100	229	239,232	420,332	1,097,949	812,482	26
Anbar	21	372,418	155	241,368	613,786	1,542,152	1,295,407	16
Maysam	13	68,600	159	224,192	292,792	845,498	608,785	28
Muthanna	6	124,260	36	62,208	186,468	636,297	538,126	17
Diwaniya	13	198,773	173	169,792	368,565	1,018,072	753,373	26
Dhi Qar	19	109,140	118	258,720	367,860	1,666,932	1,333,545	30
Basrah	13	201,800	213	536,800	738,600	1,952,030	1,366,241	30
Total	245	4,012,697	2,128	3,227,392	7,241,089	22,073,604	17,863,928	21

出所：NDP

イラク政府は、イラク全土において国際基準に合致した安全な飲料水を供給することを計画している。

(2) 排水処理設備

NDP には、現在イラクにおいて排水処理サービスを受けられる人口はごくわずかであると記述されている。現在イラクでは、家庭排水及び工業排水が、飲料水も取水されている河川にそのまま排水されているケースが多い。次表は 2009 年時点での州別排水処理事業数を示している。

表 3.3-3 州別排水処理事業数（クルド自治区を除く）（2009 年）

Province	Design Capacity (m3/day)	Number of people served	Number of sewage water stations	Number of Pumps	Network length (km)
Ninawa	17,820	61,500	5	14	51
Kirkuk	3,500	9,000	2	5	26
Salah ad Din	27,000	82,000	16	62	345
Diyala	21,600	22,610	1	-	74,691
Anbar	7,000	35,500	6	12	125
Baghdad	3,000	12,000	13	10	7,500
Babil	12,000	55,000	4	22	128
Karbala	41,000	165,000	7	14	224
Najaf	42,000	180,000	19	17	125
Diwaniya	12,000	50,000	-	31	175
Wasit	-	-	-	-	-
Muthanna	1,000	4,000	5	5	16,277
Dhi Qar	18,000	95,000	14	11	13,617
Maysam	30,000	75,000	31	68	120
Basrah	118,100	1,000,000	65	98	866,436
Total	354,020	1,846,610	188	369	979,840

出所：NDP

3.3.1.3 運輸

現在、イラクの運輸セクターは運輸省及び同省傘下の国営企業によって運営されてい

る。

現在のイラクの主たる道路及び鉄道網は下図の通りである。



出所: JICA「イラク国新肥料工場建設及び物流ターミナル整備事業準備調査」報告書

図 3.3-3 イラクの道路網と鉄道網

(1) 道路

1987年には、ヨルダン国境からクウェート国境までイラクを横断する高速道路が開発された。NDPによれば、イラクで整備された道路の総距離は4万8,941 kmであり、その分類は次の通りである。

- 高速道路: 1,084 km
- 幹線道路: 11,254 km
- 地方道路: 10,357 km
- 境界道路: 11,000 km
- 二級道路: 15,246 km

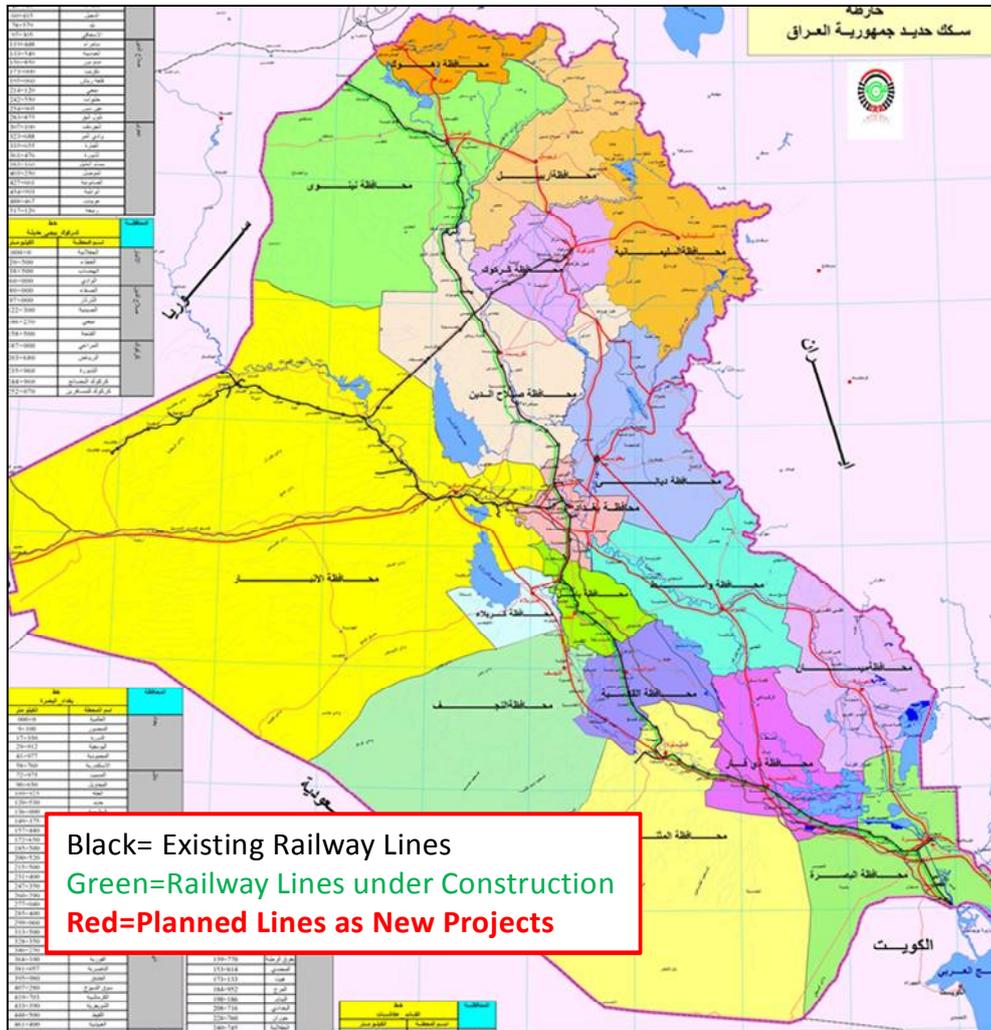
しかしながら、次の通り、道路の復旧整備状況は依然としてあまり良好ではない。

- 6%=良好
- 56%=可能
- 31%=不良
- 7%=劣悪

(2) 鉄道

鉄道は、かつてイラク運輸の中核であったが、度重なる戦禍によって壊滅状態となった。2003年以降、運輸省傘下のイラク国鉄(IRR: Iraq Republic Railways)により復旧が進められているが、今日でも輸送能力(旅客/貨物)は極めて小さい。

図 3.3-4 に、既存路線、工事中路線、新規計画路線を示す。



出所：IRR

図 3.3-4 イラクの鉄道路線図

現在、IRR は主要路線の復旧及び複線化に注力している。図 3.3-5 の写真は、バスラ州の複線化工事（2012 年末撮影）の様子である。



出所：JICA Survey Team for Preparatory Survey on New Fertilizer Plant and ITT Project.

図 3.3-5（写真）鉄道複線化工事（バスラ州）

(3) 港湾

イラクの港湾事業は、運輸省傘下のイラク港湾公社（GCPI: General Company for Port of Iraq）が管掌している。現在イラクにはウムカッスル、コールアルズバイル、マンガル及びアブフロスの 4 つの外国貿易港があるが、マンガル港及びアブフロス港の能力は極めて小さい（年間 5,000 トン以下）。

1) ウムカッスル港

ウムカッスル港はイラク最大の港であり、大型貨物船が就航できる水深を確保している多機能港 (multifunctional primary port) である。ウムカッスル港はクウェート国境に隣接し、アラビア湾の入り口に位置している。同港は 1965 年に建設された。2003 年には復興を目的とする緊急浚渫工事も実施され、5 万トン級 (Dead Weight Tonnage) の貨物船も就航できる状況にある。図 3.3-6 の写真はウムカッスル港の全景（北港および南港）及び北港の拡大写真である。



出所：GCPI

図 3.3-6（写真）ウムカッスル港（1）



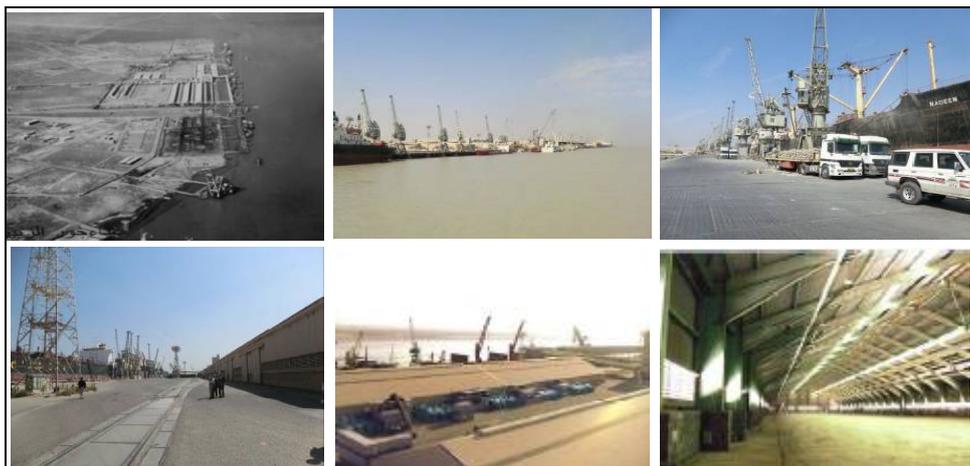
出所：JICA調査団撮影

図 3.3-7 (写真) ウムカッスル港 (2)

2) コールアルズバイル港

コールアルズバイル港はバスラ市中央から南に 60 km、アラビア海から 105 km、ウムカッスル港から 20 km の地点にある

同港は一般貨物及びバルク貨物の取り扱いが中心であり、主に小麦、肥料、リン鉱石、鉄鋼石の輸出入を扱う。



出所：JICA調査団撮影

図 3.3-8 (写真) コールアルズバイル港

3.3.2 クルド自治区のインフラ状況

クルド自治区におけるインフラ開発のスピードはイラクの他地域に比べ早い。特に都市部の交通及び通信網の開発はかなり進展している。しかし依然として、電力及び上下水といったインフラ整備の需要は大きいものがある。

(1) 電力

クルド自治区の電力需要の伸長率は、産業開発や市民生活の向上により非常に高く、ク

ルド自治政府電力庁 (Ministry of Electricity) によれば、2004-2009 の伸長率は年率 12.38% に達する。また、クルド地域開発戦略 2012-2016 (Regional Development Strategy for Kurdistan Region 2012-2016) においても、今後の電力需要伸長率は 11% と予測されている。

クルド自治政府は、既存発電所の改修及び新規発電プロジェクトの開発に強い意向を示している。

表 3.3-4 クルド自治区の電力供給状況 (2004~2009 年)

単位 : MWh

Source	2004	(%)	2005	(%)	2006	(%)	2007	(%)	2008	(%)	2009	(%)
Locally Generated	277.6	84.82%	227.0	65.15%	197.8	40.57%	148.9	30.59%	227.8	45.57%	577.5	71.05%
From other areas in Iraq	0.0	0.00%	0.0	0.00%	133.6	27.41%	193.4	39.73%	165.0	33.01%	92.7	11.41%
Import												
From Turkey	49.7	15.18%	121.4	34.85%	156.1	32.02%	144.5	29.68%	102.7	20.54%	137.4	16.90%
From Iran	0.0	0.00%	0.0	0.00%	0.0	0.00%	0.0	0.00%	4.4	0.88%	5.2	0.64%
Total	327.3	100.00%	348.4	100.00%	487.5	100.00%	486.8	100.00%	499.9	100.00%	812.8	100.00%

出所: クルド地域開発戦略2012-2016

(2) 上下水設備

近年クルド自治政府は上下水道整備に注力しており、2009 年時点では、同自治区の上水利用可能人口は都市部で 92%、郊外で 60%まで向上した。

表 3.3-5 クルド自治区の上水供給施設数と上水提供人口 (2009 年)

Governorate	Number of stations	Rate of served population		Volume of daily produced water (m ³)
		Governorate Center	Outskirts	
Erbil	6	96%	65%	410,600
Duhok	2	95%	70%	192,000
Sulaymaniyah	3	85%	45%	322,000
Total	11	92%	60%	924,600

出所: クルド地域開発戦略2012-2016

排水処理の利用可能人口に関わる統計はないが、クルド地域開発戦略 2012-2016 によれば、近代的排水処理設備を利用できる人口は極めて限定的とのことである。

(3) 運輸

クルド自治区の運輸セクターの特徴を次に示す。

- 運輸セクターは経済および市民生活に大きな役割を果たしている。

- 運輸セクターは他の産業セクターに直接的及び間接的に密接に関係しており、産業全体の発展に対して重要な役割を担っている。
- 運輸セクターのインフラ事業は複数のエリアに及ぶ長距離プロジェクトとなるため、プロジェクト開発及び維持には多大なコストがかかる。

2008年時点でのクルド自治区における運輸セクターの状況を次に示す。

1) 道路

クルド自治区における2008年の道路網は総距離1万1,179 kmである。内訳は、幹線道路が20.9%、二級道路が36.5%、地方道路が42.6%である。

2) 鉄道

現在クルド自治区には鉄道サービスは提供されていない。クルド自治区においても鉄道復旧及び開発はIRRの管掌である。

3) 空港

クルド自治区には、エルビル及びスレマニヤに国際空港がある。現在、ドホーク州に地域3番目の空港が建設されている。

3.3.3 インフラ整備の課題

今後のイラク経済の復興、産業発展及び市民生活の向上を勘案すると、イラクにおいては今後も大規模なインフラ投資が必要と考えられる。イラクにおけるインフラに係る課題を次に示す。

(1) 電力

世界銀行の「2013 Doing Business」では、電力へのアクセスが比較的容易(46位/185か国)と示されているが、イラクにおいて電力使用事業を実施する場合、電力の安定調達は注意すべき最重要事項の一つと考えられる。特に、生産設備の安定的運営に必要な電力を電力省からの買電に依存することのリスクは高いと考えられる。自家発電設備の建設に際しては、イラク政府の発電用天然ガスの供給が電力省事業に限定するというガイドラインにも注意を払う必要がある。

(2) 上下水

イラクで電力、石油精製、石油化学等大規模事業を計画する場合、安定的な水供給及び工業用水調達/工業排水処理に係る環境問題の重要性は大きい。いかに効率よく水を活用できるかが事業成否の重要なポイントとなってくる。

(3) 運輸

イラクにおける幹線道路は整備されている。鉄道の復旧は遅れており、現在は貨物列車による大量貨物の経済的輸送は期待できない。外国貿易港としてのウムカッスル港及びコールアルズバイル港の復旧工事が進み機能している。ただし、現在の能力は限定的であり、今後の能力増強が必要である。

3.3.4 フリーゾーン

現在、イラクには4つの自由貿易区があり、これらは「フリーゾーン」と称される。フリーゾーンは、財務省傘下のフリーゾーン総合委員会（GCFZ: General Commission for Free Zones）が、1998年法律第3号および1999年規則第4号に準拠して管轄する。

フリーゾーンはイラクの国境内に位置するが、関税徴収区域外とみなされるため、フリーゾーンに輸入される、あるいはフリーゾーンから輸出される財に対する輸出入税は免除される⁵。

(1) 位置

4つのフリーゾーンのうち、現在稼働中のものは、Khor Al-Zubair フリーゾーン、Ninewa/Farafel フリーゾーン、および Al-Qaim フリーゾーンの3か所⁶であり、Fallujah フリーゾーンは計画段階にある。表 3.3-6 に、4つのフリーゾーンの地理的特徴を示す。また、図 3.3-9 に、これらのフリーゾーンの位置を示す。

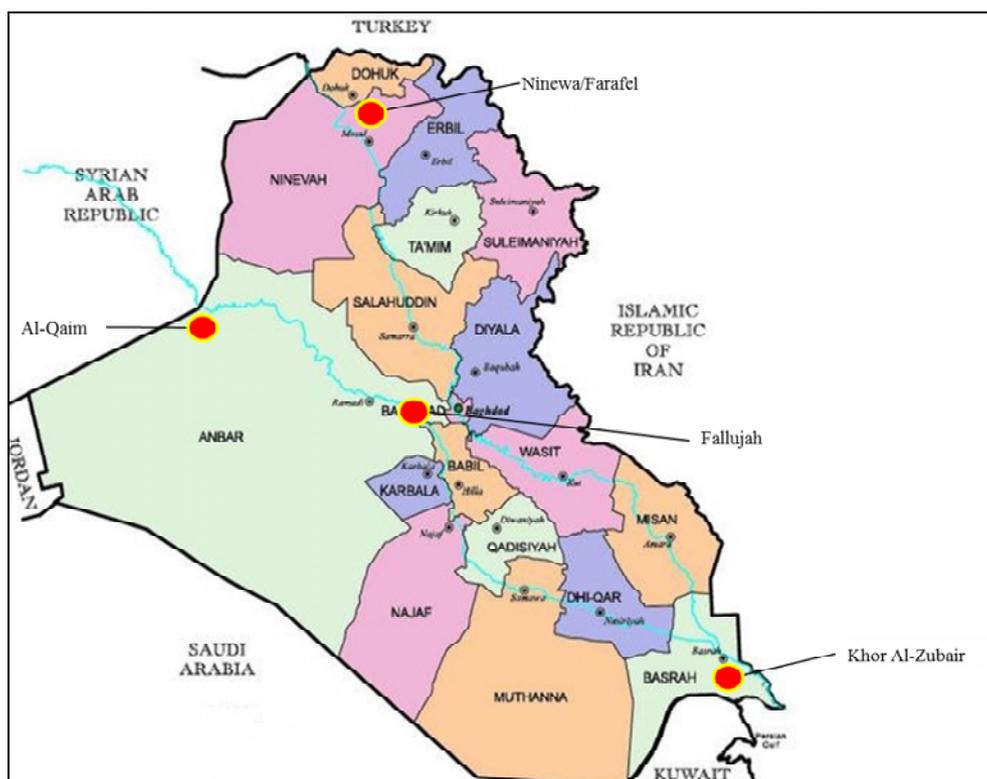
5 現在、イラクに関税は存在しておらず、輸入品には一律5%のReconstruction Levyが課せられる。Reconstruction Levyはフリーゾーンに輸入する財にも課せられるため、現時点ではイラクの関税徴収区域内に輸入される場合と税費用に差異はない。ただし、発効はしていないが、新関税法がすでに国会を通過しており、同法が発効すれば、関税が適用されることになる。Reconstruction Levyおよび新関税法については、4.3節を参照ありたい。

6 Khor Al-ZubairフリーゾーンのGCFZによれば、実際には、Khor Al-ZubairおよびNinewa/Farafelのみが実質的に稼働している。

表 3.3-6 各フリーゾーンの地理的特徴

フリーゾーン	地理的特徴
Khor Al-Zubair	- バスラ州所在 - 場所: バスラ市から南西45 km Khor Al-Zubair港至近、Umm Qasr港から20km、クウェートおよびイランとの国境至近 - 面積: 1 km ² (拡張面積18 km ²)
Ninewa /Farafel	- ニネワ州所在 - 場所: モスール (県都) から北へ20 km トルコ・シリア・ヨルダン・バスラ・イラン等をつなぐ鉄道・道路の交差地。 - 面積: 4.9 km ²
Al-Qaim	- アンバール州所在 - 場所: シリアとの国境付近 トルコ・ヨルダン・バスラ・イラクへとつながる鉄道・道路至近 - 面積: 0.3 km ²
Fallujah (計画段階)	- アンバール州所在 - 場所: バグダッドから西へ70 km ヨルダン・シリア・サウジアラビア・クウェートへつながる西部国際高速道路至近 - 面積: 8.5 km ²

出所：GCFZ website, <http://freezones.mof.gov.iq/index%20en.html> (accessed 18 April 2013)



出所：JICA調査団が <http://iraqpictures.org/map-of-iraq/> でダウンロードした地図を基に加工 (accessed 18 April 2013)

図 3.3-9 各フリーゾーンの位置

(2) 利点

a. 法的地位

- 国籍に起因する制限なし
- 投資プロジェクトの法的地位の選択が自由（個人、企業、パートナーシップ）
- 土地所有権の放棄あるいは第三者への譲渡が可能
- ローカル・パートナーと提携する必要なし（外国人による100%出資可）
- 事業活動⁷の選択が自由（ただし、武器の製造、環境を汚染する事業活動、原産地によって禁止された事業活動等他の法律で禁止された事業活動は例外）
- 外国人従業員の雇用が自由であり、入国ビザおよび居住権の取得が容易

b. 契約条件

- 長期間の土地リース契約
 - 商業・サービス活動：15年間（契約期間を上限とした更新が可能）
 - 工業活動：25年間（契約期間を上限とした更新が可能）
- 廉価な土地リース料
 - 舗装区画：1 m²につき年間3米ドル（Ninewa/Farafelフリーゾーン）
 - 未舗装区画：1 m²につき年間2米ドル（Ninewa/Farafelフリーゾーン）
 - 建物・施設：1 m²につき年間5～15米ドル（Ninewa/Farafelフリーゾーン）
 - 工業活動（建物・施設以外）：25%の減額（Ninewa/Farafelフリーゾーン）
 - すべての活動：1 m²につき年間5米ドル（Khor Al-Zubairフリーゾーン）

c. 税金・送金

- 輸出入税は免除（フリーゾーンから関税徴収区域に販売された場合は課税対象）
- 資本および所得はプロジェクト期間（準備期間を含める）を通して非課税
- 外貨送金（入金・出金）の制限なし（利益および投下資本の送金を含む）
- 外国人従業員の所得税は非課税
- フリーゾーン間の財の移動は非課税

d. 通関手続き

- 原産地証明および品質検査証明書は不要（船荷証券あるいは船積書類のみ必要）

(3) 各種費用

1) 契約に関連する費用

フリーゾーン内の投資プロジェクトの申請費用は100米ドルである。また、土地所有権を第三者に譲渡する場合には、500米ドルを支払う必要がある。加えて、年間土地リース

⁷ これらの事業活動は次のものを含む：(a) 工業活動（製造、据付、仕分け、詰め替え等）、(b) 貿易および再輸出を目的とした倉庫業務、(c) すべての輸送業務、倉庫業務、サービス、(d) 銀行・保険・再保険業務、および (e) 専門的な支援・補助サービス活動。

料金の100%の額を保証金（前払い金）として支払う。保証金の90%は、活動施設の建設が完了し、Working License を取得した時点で返還される（残りの10%は、契約終了時に返還）。Working License の取得費用は1,000米ドルであり、毎年の更新費用は150米ドルである。

上記は、1999年規則第4号およびGCFZの契約書ひな形で規定されている費用であるが、JICA調査団が踏査したKhor Al-Zubairフリーゾーンでは別の費用が設定されている。同フリーゾーンにおける投資申請費用は250米ドル、Working License の取得費用は2,000米ドル（更新費用は500米ドル）に設定されている。また、投資家IDの取得費用として50米ドルが必要になる

2) 運転費用

下記は、Khor Al-Zubairフリーゾーンにおける事業運営に必要な主要費用である。

- 貨物の保管・保管解除：10米ドル
- フリーゾーンからの貨物の搬出：貨物価格の1%のサービス料（貨物価格はフリーゾーンの税関職員による推計）
- プロジェクトサービス料：プロジェクト費用月額1%

(4) 投資手順

a. 申請書の提出（次の書類が必要）

- 記入済みの申請書
- 投資場所の詳細
- 過去の事業記録
- 財務・経済上の状況を確認する書類（商工会議所の会員証明書等）
- 申請料およびWorking License取得料
- 投資プロジェクトの経済的実現性調査報告書（3部）

b. 前払い

- 申請が承認された後、年間土地リース料の100%の保証金（前払い金）を支払う

c. 契約書の署名と用地引き渡し記録の作成

d. 建設計画の提出（建設計画はイラクで登録されたコンサルタントが作成）

- 契約日から30日以内に提出
- 建設計画の承認

e. 建設

- 建設計画承認の通達後90日以内に開始

- 建設開始から6か月以内（サービスプロジェクト）、12か月以内（商業プロジェクト）、あるいは18か月以内（工業プロジェクト）に完了

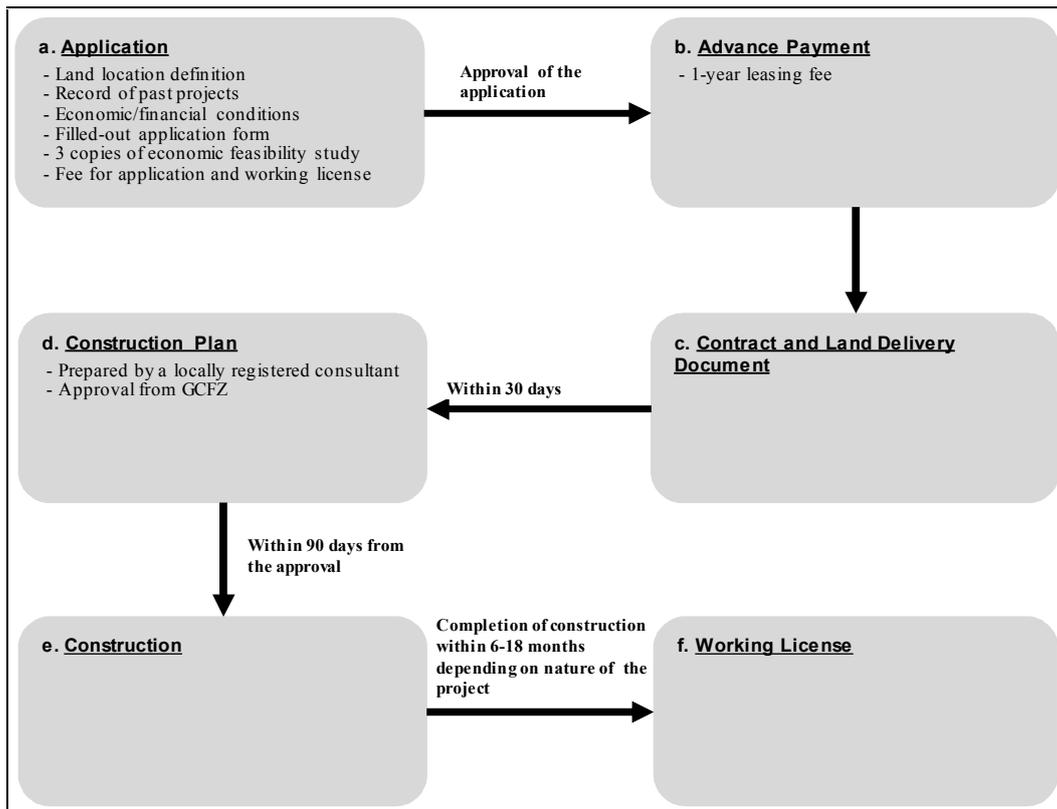
f. Working Licenseの発行

- 建設終了後に発行

上記に加えて、GCFZ から次の文書の提出を要求される場合がある。

- 会社定款
- 取締役会のメンバーリスト（会社定款に記載されていない場合）
- 投資プロジェクト実施に対する代表取締役からの署名文書
- パスポートのコピー3部（個人投資家の場合）
- イスラエルボイコットへの同意書

図 3.3-10 に、投資手順を英文で図示する。



出所：GCFZ's website, <http://freezones.mof.gov.iq/index%20en.html> (accessed 18 April 2013)

図 3.3-10 フリーゾーンへの投資手順（英文）

3.4 イラクのビジネス環境改善のためのドナーの取り組み

国連安保理決議 1483 号パラグラフ 8 の規定に基づき、全ての援助機関及び政府が一丸となってイラク復興のために協力するメカニズム「イラク復興信託基金（IRFFI: International Reconstruction Fund Facility for Iraq）」が創設された。IRFFI によってドナー資金が一元的に管理され、必要なプロジェクト・プログラムに配分されてきた。本節では、国際連合（以下、「国連」と称す。）関連機関、世界銀行グループ、および IMF の活動を概観する。

3.4.1 国連および世界銀行によるイニシアティブ

国連は、主要 7 カ国財務大臣・中央銀行総裁の要請にこたえ、2003 年 6 月 24 日、52 か国政府、国連諸機関、世界銀行、連合国暫定政当局（CPA: Coalition Provisional Authority）の代表が一堂に会する国際会議を開催した。その後、国連及び世界銀行によるニーズ評価が実施され、2003 年 10 月には「国連開発グループイラク信託基金（UNDG ITF: United Nations Development Group Iraq Trust Fund）」と「世界銀行イラク信託基金（WB ITF: World Bank Iraq Trust Fund）」で構成される IRFFI が創設された。

UNDG ITF においては、ドナー資金は特定プロジェクトではなく、セクターや国連機関ごとに配分される。2010 年末時点のセクター別実績をみると、トップ 5 は、ガバナンス（全体の 25%）、経済開発（同 18.6%）、教育（同 15.4%）、保健（同 10.7%）、そしてインフラ（同 9.1%）となっている。

一方、WB ITF は、2013 年 2 月末時点で 26 件のプロジェクトを支援し、セクター別トップ 5 は、上下水及び都市再建（全体の 22%）、財政支援（同 19%）、教育（同 16%）、電力・エネルギー（同 14%）、そして、交通（同 11%）となっている。

なお、UN ITF および WB ITF は、共に 2013 年 12 月 31 日終了する予定である。

3.4.2 世界銀行グループ

世界銀行がイラクへの支援を再開したのは 2003 年に入ってからであり、まずは国連諸機関と協力して Watching Briefs の作成を実施した。その結果をベースに国連・世界銀行共同によるイラクニーズ評価（2003 年 10 月発行）が作成された。

世界銀行のイラク開発プログラムは、第 1 次～第 3 次暫定戦略ノート（ISN: Interim Strategy Note）および国別パートナーシップ戦略に基づいて実施されてきた。2013 年 2 月現在、42 件のプロジェクトが承認され、WB ITF 無償資金（5 億 3,020 万米ドル）、国際開発協会（IDA: International Development Association）無利子融資（5 億 850 万米ドル）、国際復興開発銀行（IBRD: International Bank for Reconstruction and Development）融資（2 億 5,000 万米ドル）、その他の無償資金（2,490 万米ドル）が供与された。

第 1 次～第 3 次 ISN は、イラクの復興、行政機関の能力強化、技術協力・研修等による長期成長基盤の整備、インフラ・保険・教育・社会保障関連プロジェクトへの投資、そして、開発政策融資を通じた公共財政管理、年金改革、金融セクター改革を網羅している。また、世界銀行は、国別パートナーシップ戦略 2013-2016 年において、支援対象を組織制

度開発、選択的 IBRD 投資、分析・助言業務、および有償技術協力へとシフトさせている。

3.4.3 IMF

IMF は、イラク政府関係機関に対して、a) 安定的なマクロ経済運営、b) 財政・金融当局及び金融機関の立て直しのために、政策アドバイス及び専門技術を提供してきた。2003 年以降 IMF が実施した 4 つのプログラム（紛争後緊急支援、第 1 次～第 3 次スタนด์バイ取極）を通じて、イラクのマクロ経済は安定し（物価上昇率は 1 桁台に収束、為替レートも安定）、金融セクターの近代化が促進された。

一方、IMF は、マクロ経済・財政の安定化、歳入管理、国内補助金改革、金融セクター改革、公的債務管理、統計当局の能力強化の分野で、世界銀行と密接に協力している。

IMF の対イラク第 3 次スタนด์バイ取極は 2013 年 2 月 23 日に終了した。しかし、IMF は、今後も引き続き、財政運営強化、金融セクター強化、為替自由化などの重要分野において、イラク支援を継続していく方針である。

第4章 ビジネス環境の現状と課題

本章では、イラクのビジネス環境を構成する主要な要素（法制度、労働・人的資源、通関、金融システム、および税務・会計システム）の現状と課題を整理する。

4.1 法制度

法制度はビジネス環境の最も重要な要素の一つである。本節では、法令を中心としたイラクのビジネス関連法制度の現状を整理し、その課題を分析する。

また、民間企業がイラクにおいてビジネスを実施する際に頻繁に遭遇すると考えられる法令、及び法令に基づく許認可等具体的な事象を中心に課題の分析を行う。

4.1.1 イラクにおける法制度の概要

現在のイラクの法体系・法制度は、a) 2003年以前の法制度、b) 2003年から2006年の新憲法発行までの連合国暫定当局（CPA: Coalition Provisional Authority）及びイラク暫定政権時代の各通達を含む規制（Transitional Administrative Law、CPA Order等）、及びc) 2006年以降の新イラク共和国政府によって新たに発行された法令及び修正された法令によって成り立っている。この三つの時代の法令の整合性は基本的には保たれているものの、法令の解釈や法令間の優先問題等法令の実施に際する課題は依然として存在する。下図4.1-1は主要法令及びビジネス関連法令の発効及び修正の歴史を示している。

	2003年以前の法律	2003年～2006年移行期間	2006年以降の法律
基本法(憲法)	Costitution	2004 Transitional Administrative Law	2006 Constitution
主たる法律	1951 Civil Code (民法) 1951 Civil Procedure Law 1984 Commercial Law (商法)		
ビジネス関連の法律			
会社法関連	1997 Company Law (No.21) 1997 State Company Law (No.22)	2004 Registration Instruction	
商取引関連	1984 Trade Law No.30 1991 Law on registration Agent (No.4) 2000 Commercial Agency Law (No. 51)	2003 CPA PN. 9 and 54	
公共調達関連	Public Procurement Law		2008 MOP Instruction No.1
税法関連	1982 Laws of Income Taxation (No.113)	2006-2007 CPA PN. 17	2010 Amend for IOC
投資法関連	1988 Mineral Investment Law (No.91) 1998 Industrial Investment Law (No. 20)		2006 Investment Law (No.13) 2009 Amends & Regulations
その他	1997 Environment Law (No. 3)	2004 Kurdistan Regional Investment Law (No. 4)	2009 Environment Law (No.27)

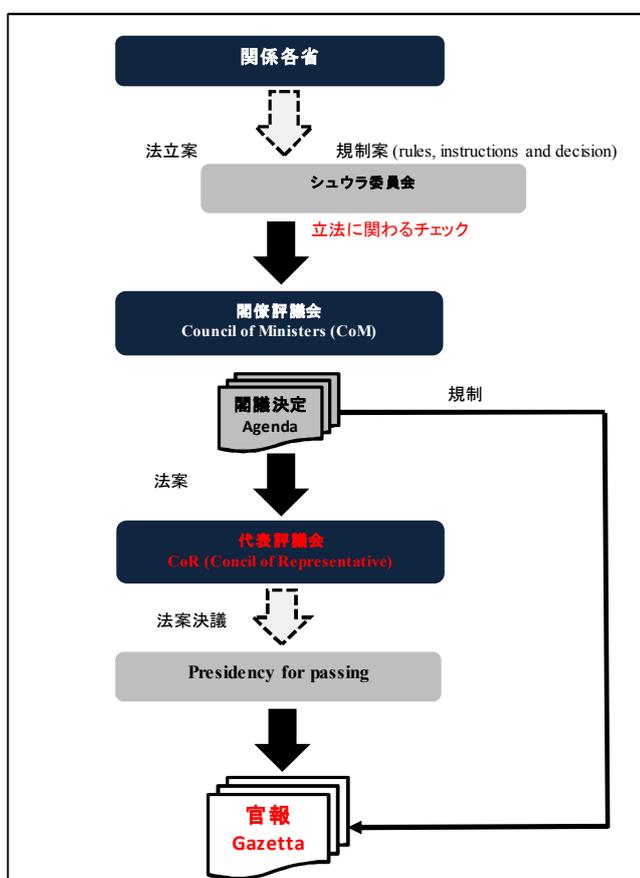
出所：JICA 調査団

図 4.1-1 イラク法令の歴史

4.1.1.1 立法システム

イラクの立法システムは憲法により以下の通り規定されている（下図 4.1-2 参照）。

- 連邦政府の立法権限は代表評議会（CoR: Council of Representatives）にある（憲法 48 条）
- 法案は大統領及び閣僚評議会（CoM: Council of Ministers）によって提出される（憲法 60 条）
- 法律を実施するために必要な法令（ルール、行政指導、決定）は閣僚評議会によって発効される（憲法 80 条）



出所：JICA調査団

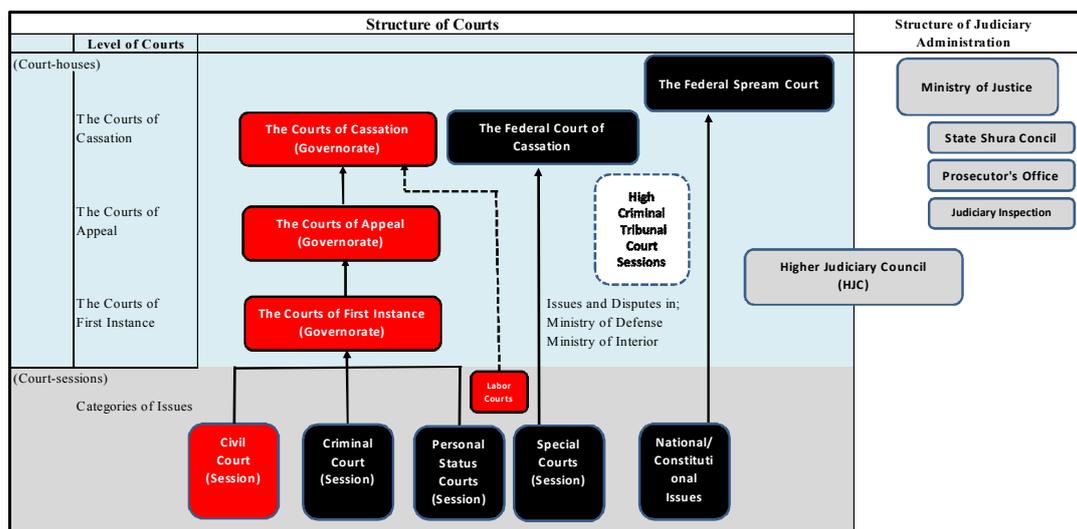
図 4.1-2 イラクの立法システム

4.1.1.2 イラクの司法及び裁判システム

司法の独立は憲法によって規定されている。イラクの裁判システムは基本的に三審制である。ビジネスに関わる民事訴訟は、起訴を受け付ける地方裁判所（The Court of the First Instance）でその第 1 審が審議される。控訴を受け付け、第 2 審を審議するのは上訴裁判所（The Court of the Appeal）である。第 2 審に法的問題があるとされた場合は、司法訴訟に関

する最高裁判所である破棄裁判所が最終審を下す。

なお、行政訴訟については連邦破棄裁判所（The Federal Cassation Court）、憲法問題については連邦最高裁判所（The Federal Supreme Court）が最終審を下す。下図 4.1-3 はイラクにおける司法及び裁判所（裁判・法廷）のシステムを示している。



注：Court-Houseは裁判所、Court-sessionは裁判・法廷を示している。

出所：JICA調査団

図 4.1-3 イラクにおける司法及び裁判所（裁判・法廷）のシステム

4.1.1.3 憲法

イラク憲法（新憲法）は、2005年10月15日に承認され、翌2006年10月より発効となった。旧政権では、1970年に発効した中央集権型の暫定憲法が存在していた。2004年にはCPAが創案した暫定管理法（TAL: Transitional Administrative Law）が成立した。イラク憲法は下図 4.1-4 の通り、6セクション144条から構成されている。

イラク憲法は共和国連邦制の国家の基幹となるものである。イラク憲法は国民主権の連邦国家として、多民族及びイスラム宗派に配慮されたものである。BOX 4.1-1 に、憲法の法律・法令関係規定及び行政関係規定のなかから、立法、許認可等ビジネス環境に関連するものを抜粋する。

序文	セクション	章	条項
	セクション1 基本		1-13条
	セクション2 権利と責任	第1章 [権利] その1: 市民権及び政治の権利 その2: 経済、社会及び文化に関する自由 第2章 [自由]	14-21条 22-36条 37-46条
	セクション3 連邦権限	第1章 [立法] その1: 代表議会 (The Council of Representatives) その2: 連邦議会 (The Federation Council) 第2章 [行政] その1: 大統領 その2: 内閣 (Council of Ministers) 第3章 [司法] その1: 高等司法委員会 (Higher Juridical Council) その2: 連邦最高裁判所 (Federal Supreme Court) その3: 一般条項 第4章 [独立委員会]	47条 48条 49-64条 65条 66条 67-75条 76-86条 87-89条 90-91条 92-94条 95-91条 102-108条
	セクション4 連邦政府権限		109-115条
	セクション5 地方権限	第1章 [地方] 第2章 [自治区] 第3章 [首都] 第4章 [地方行政]	116-121条 122-123条 124条 125条
	セクション6 移行期間条項	第1章 [最終形態] 第2章 [移行期間]	126-131条 132-144条

出所：JICA調査団

図 4.1-4 イラク憲法の構成

BOX 4.1-1 イラク憲法抜粋

■ **法律法令関係規定**
 第57条第1項：A. 下院議会の議決に必要な定足数は、**全議員数の3分の2以上**である。
 B. 定足数に達しているならば、議決は、特に規定されない限り**単純過半数**により決定される。
 第2項：**A. 法案は、大統領と首相によって提出される。**
 B. 提案された法律は、下院議員の10人のメンバー、または、専門委員会によって提示される。
 第58条：下院議会は、以下の議題を討議する：
 第1項：**連邦法の制定**。……第4項：**国際条約は、下院議員の3分の2以上の賛成によって批准される。**
 第87条：司法権は独立している。裁判所は、法律に従って、様々なタイプやレベルに対応する。
 第88条：裁判官は独立しており、法律以外に裁判官の上にはいかなる権限も存在しない。
 第89条：連邦政府の司法権は、高等司法評議会 (HJC: Higher Judicially Council)、最高裁判所、**連邦破棄裁判所**、検察部門、司法監視委員会、その他の**連邦裁判所**で構成される。
 第93条：連邦最高裁判所は、次の管轄権を有するものとする：1) 法律や法令の合憲性を監督、2) 憲法の規定の解釈。……

■ **行政関係規定**
 第66条：連邦政府の行政は閣僚評議会と共和国大統領とで実施される。
 第78条：首相は、一般的な政策に責任を有する直接執行機関である。国家と軍の最高司令官でもある。首相は閣僚評議会を主催し、**大臣を罷免する権利を持っている。**
 第80条：**閣僚評議会**は、国家政策、国家計画を立案・計画し、実行する。・第2項：**法律案を提案する。**第3項：**法律及び行政を実現するための法令 (rules, instruction, decision) を発行する。**
 第110条：連邦政府は、次の事項に排他的な権限を持っていないなければならない。1) 外交政策や外交表現の策定、交渉、署名、国際条約や協定の批准、交渉、署名、債務政策の批准、外国の主権の経済と貿易の策定ポリシー、2) 国家の安全保障政策の策定と実行、3) 財政と関税政策の策定、通貨の発行・規制。

4.1.2 イラクにおけるビジネス活動に関わる基本的な法律

イラクでのビジネス活動に関わる法制は基本的に、他の中東諸国と同様イスラム法と欧米法の混合法制である。ビジネスに関わる主要な法律は、イラク民法、イラク民事訴訟法及びイラク商法である。1951年に成立したイラク民法（1951 Law No. 40）は、エジプト民法（フランス民法型の慣習法）に類似した法律である。イラク商法（1984 Law No. 30）は1984年に成立したものであり、他の中東諸国の商法と基本的に同様である。

4.1.2.1 民法

イラク民法（The Civil Code /1951 Law No. 40）は1946年に法案が作成され、1951年に法律第40号として成立し、1953年に発効した。イラク民法は、発効してから基本的には変更されていない。イラクでのビジネス及び契約に関わる重要事項は以下の通りである。

- a. **有限責任（Limitation of liability）**：イラク民法には有限責任を制限する規定は特にない。ただし、重過失（gross negligence）及び故意の不正行為（wilful misconduct）は有限責任の適用外となる。
- b. **不可抗力（Force majeure）**：当事者は不可抗力事由による履行遅滞または債務不履行につき損害賠償責任を負わない。
- c. **瑕疵担保責任（Defect liability）**：建設請負人と設計者は、建物・工作物の完全または部分的な崩壊および建物の強度や安全性を脅かす可能性についての責任を10年間負うものとする。
- d. **契約上の救済措置（Contractual remedies）**：イラク民法上は認められているが、裁判所が妥当な救済措置を判断することは難しいと考えられる。

4.1.2.2 民事訴訟法

イラク民事訴訟法（The Civil Procedure and Actions Law /1969 Law No. 83）は1969年に成立した。イラク民事訴訟法は管轄裁判所、仲裁、紛争処理等民法に基づく訴訟手続き等を規制している。しかしながら、イラク民事訴訟法では、外国裁判所の判決及び外国での仲裁裁定に関わるイラクでの適用については記述されていない。イラク政府機関やイラク企業との契約において管轄裁判所や仲裁地をイラク外と規定したとしても、外国裁判所の判決や外国での仲裁裁定がイラクの裁判でも有効になるとは言えない状況にある。

イラク民事訴訟法と国際仲裁との関連については、本節4.1.3.10項及び4.1.7.3項に詳しく記述した。

4.1.2.3 商法

イラク商法（The Commercial Law/1984 Law No.30）は1984年に成立した。イラク商法によってイラクにおける商業活動（商標、会社登録、会社帳簿、会計、商業抵当権、信用状（L/C: Letter of Credit）の発行等支払保証行為、販売行為等含む）は規制される。

4.1.3 イラクでのビジネスに関わる法令

イラク政府は憲法及び上述の民法、民事訴訟法、商法等基本的な法律に基づき、イラクにおけるビジネス活動を推進するための法令の整備に注力している。以下に個別のビジネス活動に関連する法令及びその課題を記述する。

4.1.3.1 ビザ及び入国

イラクでのビジネス活動の第一歩はイラクへの入国である。近年イラク政府は、ビザ発行の大幅な時間短縮や手続きの簡素化等に大きな努力を払ってきている。一方、このイラクへの入国ビザの取得及び入国検査等については、多くの民間企業から「ビザ取得の要件が不透明である」、「ビザ取得の要件が頻繁に変更となる」、「各国の大使館によって要件及び手続きに違いがある」、「数次入国ビザが入手困難である」、「場所によって入国検査の必要書類・要件が異なる」等依然として多くの課題が指摘されている。

(1) 入国法及び入国管理法

イラク外務省及び同省傘下の入国管理局 (Immigration Department) が入国管理とビザの発行を担当している。1978年制定の改正外国人居住法 (The Amended Foreigners Residence Law/1978 Law No. 118) は、イラクを訪問するすべての外国人のために必要な入国要件を規定している。改正外国人居住法は入国、居住地、及び出国について規制している。現在、改正外国人居住法に基づく入国管理は、イラク内務省の国籍管理局長 (Director General of Nationality) の管掌である。外国居住者管理局長は入国者の不法長期滞在を監督している。外国居住者管理局は、改正外国人居住法を監理する機関である。

改正外国人居住法における外国人とは、イラクの市民権及びイラクの国籍を持たない個人と規定されている。外国居住者管理局は、申請書に基づき外国人に滞在許可を付与することができる。

改正外国人居住法に基づき、外国人居住者は常時発行された居住証明書を携行する必要がある。

(2) 滞在許可

改正外国人居住法に基づき、当局は、8年以内の期間の滞在許可を発行できる。外国人は、イラク入国から15日以内に滞在許可申請書を提出しなくてはならない。1年間の滞在延長申請については、在留期間が切れる一ヶ月前に申請書を外国居住者管理局に提出しなくてはならない。

(3) 就労許可

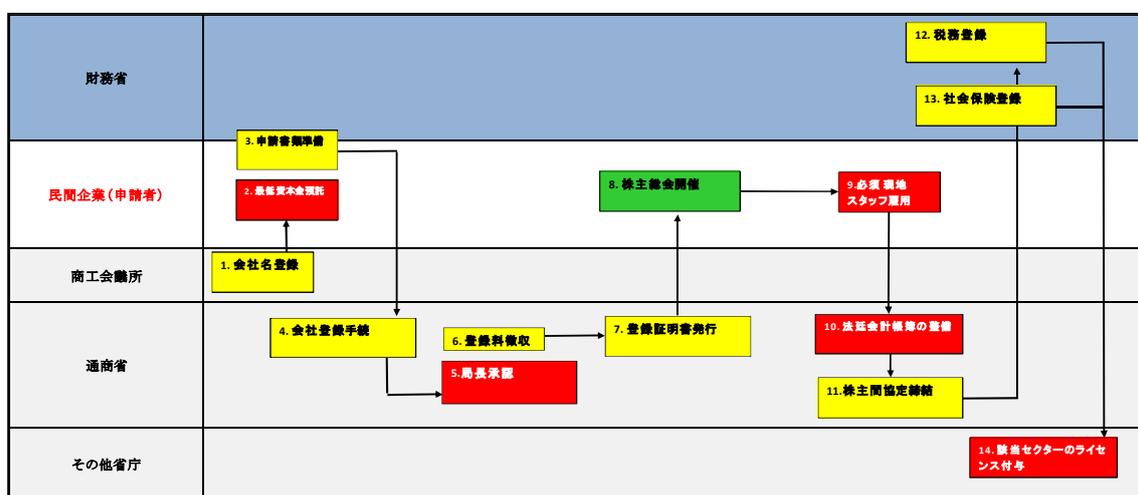
外国企業を含むイラクに登録された企業と就労契約のある外国人に対しては、イラクにおける就労に関する十分な証明が提示されれば、就労許可証が付与される。また、当該外国人の扶養家族にも滞在許可とビザが供与される。ただし、外国人に対する就労許可証の発行は、

イラク労働法とイラク投資法の規定・規制の対象であり、関係機関の確認が必要となる。

4.1.3.2 イラクでのビジネス拠点の設立（駐在員事務所や支店）

外国企業がイラクでビジネスを開始するためには、イラクの法令に基づき、法的登録を行う必要がある。外国企業の登録は会社法（The Company Law/1997 Law No. 21）と外国企業の支店及び事務所設立に関する規定（Regulation of Branches and Office of Foreign Companies and Economic Establishment/1989 Law No. 5）に沿って実行される。

駐在員事務所及び支店開設によって、イラクにおけるビジネス機会を模索できるようになる。ただし、駐在員事務所は、イラク国内において自らが取引に従事することはできない（営利活動の禁止）。駐在事務所は、イラク政府との契約が得られた場合は、比較的容易に支店や現地法人に転換できる。次の図は、駐在員事務所及び支店の開設手順を示している。



出所：JICA調査団

図 4.1-5 イラクにおけるビジネス拠点の設立

当初、すべての申請書は駐在員事務所として登録される。政府との契約を取得すると、駐在員事務所は支店資格に変更することが適用される場合があり、支店はその契約の期間中、イラクにおいてビジネス活動を行うことが許可される。

支店や駐在員事務所の親会社は、拠点活動に関するすべての法的、財政的責任を負うこととなる。

4.1.3.3 イラクでの現地法人設立

いくつかの具体的な活動分野を除き、現在のイラクの会社法では、国籍、個人、企業の制限なしに、100%外資の現地法人を設立することができる。イラクにおいて設立可能な法人の形態は以下の通りである。

- a. 株式会社 (Joint stock company) : 株主は5人以上。
- b. 有限会社 (Limited liability company) : 出資者は1人以上。
最低資本金は100万ディナール。
建設、航空サービス分野等では設立不可。
- c. 合同会社 (Joint liability company) : 共同責任者は2名以上 (無限責任)
- d. 個人企業 (Sole-owner enterprise) : 会社所有者は1名 (無限責任)

4.1.3.2 項で述べた会社の登録に加えて、イラクでの現地法人を設立する投資家は、通商法 (The Trade Law/1984 Law No. 30) 及び会社法の規定に基づき営業登録を行う必要がある。

4.1.3.4 代理契約 (Agency agreements)

商業代理店法は、改正以前はイラク政府関連との取引において代理店を活用することを規制していたが、1989年に改正され、外国企業も自由にイラク企業と代理契約を締結し、イラク国内での販売を実施することができるようになった。

4.1.3.5 公共調達に関わる法令

イラクの民間企業は著しく成長しているものの、外国企業にとってイラクにおける主たる顧客はイラク政府及び国営企業といえる。イラク政府の公共調達の基本となる法令は、2004年に発効した公共調達に関わる CPA 通達 (Law on Public Contracts/2004 CPA Order No. 87) である。2004年、同通達に基づきイラク計画省に政府調達政策室 (OGPCP: Office of Government Public Contract Policy) が設置された。2007年には、OGPCPの管轄下で、「政府契約実施規定 (Implementing Regulations for Governmental Contracts 2007/Procurement Regulations) が、公共調達に関わる CPA 通達に基づく政府調達実施規定として制定された。

政府調達実施規定に基づき設置された政府調達支援センター (PAC: Procurement Assistance Center) は、「2007年政府調達ガイド」を発行した。現在は、2008年発行の政府調達実施規定 (2008 Instructions for Government Contracts' Execution) が政府調達関連の規定となっている。

4.1.3.6 契約 (準拠法、管轄裁判所及び仲裁)

契約の当事者は、一般的に契約及びその契約の準拠法 (Governing Law) により保護される。契約書における管轄裁判所 (Jurisdiction) とは、その契約に関わる紛争の解決のための裁判所の場所を規定するものである。また、仲裁条項 (Arbitration) は、契約当事者が仲裁プロセスを通じて紛争を解決するための一般的な規定である。外国企業は契約に際し、当該契約の準拠法、管轄裁判所及び仲裁条項の内容の吟味と併せて、契約条件がイラクの法令に適合し法的強制力 (Enforceability) を有するか十分に精査する必要がある。

(1) 準拠法 (Governing law)

イラク民法では、契約の準拠法として外国法の採用を禁止していない。しかし、イラクの

政府部門・機関との契約において、準拠法として外国法を適用することは難しいと考えられる。他方、商品の輸出契約等イラク国内での業務を伴わない契約においては、イラク政府企業との契約においても準拠法として外国法が適用されたケースもある。

(2) 管轄裁判所 (Jurisdiction)

イラク民法は、契約において管轄裁判所を外国に規定することを禁止していない。しかし、上述の準拠法と同様に、イラクの政府部門・機関との契約において管轄裁判所を外国に設定することは難しいと考えられる。また、イラク民事訴訟法は、イラクの裁判所において外国裁判所の判決を採用することはないと規定しているため、外国での裁判判決の法的強制力 (Enforceability) がないことに注意する必要がある。

(3) 仲裁 (Arbitration)

4.1.2.2 項での説明の通り、民事訴訟法 251-276 条の紛争の仲裁の規定では、特別な条約を結んでいる国以外の国での仲裁裁定は、イラクの仲裁及び裁判においては有効とみなされない。よって、外国での仲裁裁定は、イラク国内での法的強制力 (Enforceability) がないということに注意する必要がある。

4.1.3.7 金融に関わる法制

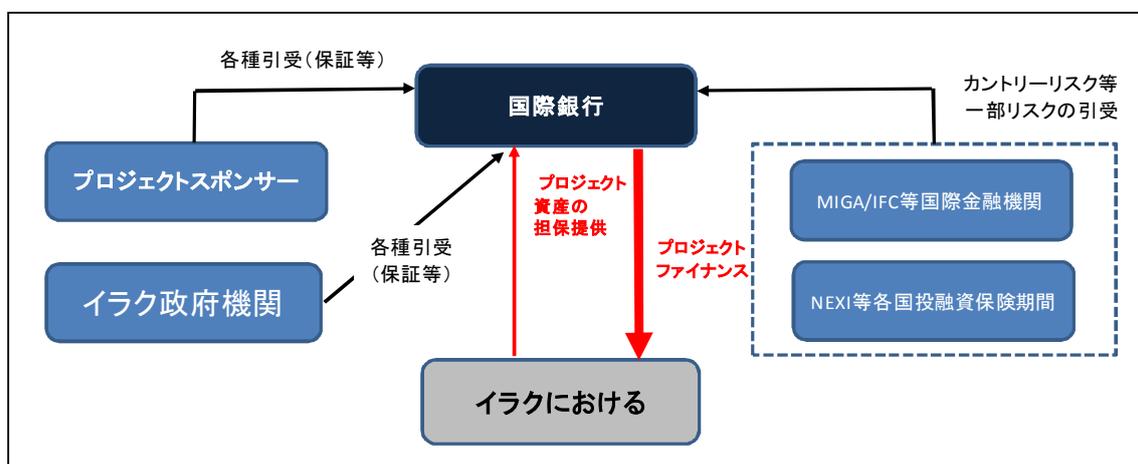
イラクにおける金融及び銀行業務に関わる法制の中心となっているのが、中央銀行法である。中央銀行法は 2004 年 3 月、CPA によって制定された。中央銀行法の背景となった基本理念は、イラク中央銀行 (CBI: Central Bank of Iraq) の独立性を確保し、CBI に対して従来よりも著しく大きな規制・監督権限を与えるとともに、金融政策を統制する追加の権限を与えることであった。この CBI の監督・ガバナンスをもとに、2004 年にイラク銀行法 (Banking Law No. 94 of 2004) が制定された。イラク銀行法第 27 条銀行業務規程にはリースや信託業務も含まれている。また、第 32 条外貨与信 (エクスポート) 規定は、外貨融資には CBI の許可が必要としている。第 33 条投資制限では、エクイティ関連投資に際する CBI の事前承認が必須と規定されている。

また、イラクの外国為替管理政策及びガイドラインは原則自由であり、CBI 及びイラク財務省は外貨交換を含む為替管理に特別な規制を設定していない (銀行による投機目的のイラクディナール先物為替取引は禁止されている)。イラクにおける銀行システムの詳細は、本章 4.4 節に記載する。

本項では、イラクでのプロジェクトに対し融資が実現できるのかという課題を、法令面等から次の通り分析する。

2013 年 2 月、国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund) のスタンバイ取極によるイラク政府に対する非譲許的中長期融資規制 (政府開発援助以外での各国輸出信用機関や市中銀行によるイラク政府向け中長期融資および政府保証融資の総額規制) は終了した。これによって、今後は各国輸出信用機関や市中銀行によるイラク向け融資が開始される可能性が生じてきている。一方、国際金融市場のイラクのカントリーリスクに対する評価は依然として厳しいものがあり、大規模な石油・ガスプロジェクト、インフラプロジェクトや産業プ

プロジェクト向けのファイナンスを実現するには、プロジェクトファイナンスの形態が期待される。図 4.1-6 は、イラクにおけるプロジェクトで想定されるプロジェクトファイナンスのスキームを示している。



出所：JICA調査団

図 4.1-6 イラクにおけるプロジェクトファイナンス

イラクでの事業及び法人の資金調達に関わる法令による具体的な制約はない。しかし、海外投資家や金融機関にとって、イラクでの事業及び法人に対する融資にはいくつかの問題がある。

外国金融機関にとって最大の問題は、4.1.3.6 項で記述した契約の準拠法、管轄裁判所規定及び仲裁規定とその法的強制力（Enforceability）である。

また、プロジェクトファイナンス等有担保融資を実現するためには、抵当権設定等融資担保に関わるイラクの法令の精査が重要となってくる。

イラクを含む中東諸国等イスラム法の影響が大きい国の法令では、英米法で可能な無形固定資産（intangible assets）への担保設定や浮動担保（floating charges）への抵当権の設定を実施することが基本的には不可能である。下表 4.1-1 はイラク法令に基づくプロジェクト資産の担保設定を分析したものである。

国際金融機関によるイラクでのプロジェクトに対するファイナンスを実現するためには上記の問題を勘案し、様々な工夫と交渉が必要と考えられる。

表 4.1-1 イラク法令による融資担保の設定

資産区分	勘定科目	英米法	イラク法制				
			担保	該当法令	登記	第三者対抗	
会計上の資産	固定資産 (有形固定資産) 土地 建物 備品(動産) 建設仮勘定	英米法においては全てのプロジェクト資産及び權益が債権として保全される。	抵当権設定可(Mortgage)	民法・不動産法	登記可能	可能(優先権登記)	
			不明				
	(無形固定資産) のれん 特許権・ライセンス等 借地権		不可				
			抵当権設定可(Mortgage)		登記可能	可能(優先権登記)	
			抵当権設定可(Mortgage)	民法・不動産法	登記可能	可能(優先権登記)	
	流動資産		現金預金 有価証券・手形 売掛金 短期貸付金 未収金 未収収益 前渡金 前払費用 棚卸資産 商品・半製品 原材料・仕掛品 繰延税金資産 貸倒引当金 その他資産 投資有価証券等	不可			
				抵当権設定可(Mortgage)		登記可能	可能
				不可	イラク法では流動的(金額や期間が確定していない)資産や権利に対する抵当権や質権の設定ができません。また、浮動担保(Floating Mortgage)の概念が存在しません。		
				不可			
				不可			
不可							
不可							
不可							
不可	イラクGAAPの繰り越し資産及び貸倒引当金の規定が不明						
抵当権設定可(Mortgage)		登記可能	可能				
会計上の非資産	コンセッション契約等 スポンサー保証等 EPC契約 原料供給契約 O&M契約 販売契約 保険契約 政府等からの許認可権利 政府等の保証・引受・確認 株主等の保証・引受・誓約 完成保証(代位弁済的) 施主の権利 被供給者の権利 被提供者の権利 販売権 販売代金回収の権利 保険金受領権利	不可					
		不可	イラク法では将来の金額や期間が確定していない資産や権利に対する質権の設定ができません。浮動担保(Floating Mortgage)の概念が存在しませんので、収益勘定(口座)に担保を設定することも不可能。				
		不可					
		不可					
		不可					
		不可					
		不可					
不可							
資本金	払込資本金 資本準備金 (授權資本金) 出資金 増資約定等	抵当権設定可(Mortgage)		登記可能	可能		
		抵当権設定可(Mortgage)		登記可能	可能		
		不可					

出所：JICA調査団

4.1.3.8 イラクの税法

イラクの民間企業には、イラク旧税法 (Tax Law/1982 Law No. 113)、CPA 通達 (CPA Order No. 37、49、84)、及び新税法規定 (Tax Regulations 2008 No. 2) に基づく納税義務がある。一方、国営企業の支払義務については、国営企業法第 11 条に準拠し、利益の 45% を国庫に納付する義務がある。各種税率、税の減免等税法の詳細については、本節 4.5 項「税務会計システム」に後述する。

4.1.3.9 知的所有権

イラクにおける知的所有権に関する法令の概要は次の通りである。

(1) 商標（トレードマーク）の保護

外国企業は鉱工業省に商標を登録できる。イラク政府は未登録であっても国際的に認知されている商標についてはこれを保護する。

外国企業はイラク国内において、登録商標の所有権移転、使用許可供与及びライセンスングを行うことが可能である。イラクの法令は登録商標を10年間保護する。延長はその後10年間可能である。

(2) 工業デザイン等特許の保護

工業デザイン・モデル等の特許の登録は基本的に承認され保護される。

4.1.3.10 紛争解決

イラクの法制（立法システム、法律及び各種規制等）は、基本的に他の中東諸国の法制と同様である。しかしながら、イラクにおいて外国企業が受容可能な法的紛争処理（dispute resolution）が実現できるかという課題がある。イラクにおいて外国企業が安心して法廷に参加できるような安全が確保された外国民事法廷の設置が望まれている。

(1) 裁判所のシステム

イラクにおける裁判所のシステムについては本節4.1.2.1項に記載した。

(2) 外国裁判所における判決

現在のイラク民法及び民事訴訟法では、特別な条約を結んでいる国以外の国での裁判判決は、イラクの裁判においては有効とみなされない。現在この二国間協定または国際条約が締結されているとみなされる国は、イラクが加盟しているリヤド条約（Riyadh Convention）締結国のみと考えられる。リヤド条約では締約国間で相互に判決の執行を認める項目が含まれている。リヤド条約加盟国は、アルジェリア、バーレーン、イラク、ヨルダン、リビア、モロッコ、オマーン、サウジアラビア、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦（UAE: United Arab Emirates）、及びイエメンの12か国のみである。

(3) 仲裁

イラクにおける紛争の仲裁については民事訴訟法で規定されている。イラクは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（New York Convention for Enforcement and Recognition of Foreign Arbitral Awards）（ニューヨーク条約）」の加盟国ではないが、リヤド条約の加盟国であるので、リヤド条約加盟国における仲裁裁定はイラクにおいても法的拘束力を持つと判断される。

4.1.4 イラク投資法

イラク投資法（Investment Law/2006 Law No. 13）は2007年1月から発効している。同法の対象は次のとおりである。

- 石油・ガス、銀行及び保険分野を除くすべての産業分野。
- 民間セクター及びミックスセクター事業（イラク会社法に規定されている政府機関の出資比率が49%以下の企業）。
- 最低投資金額が25万米ドル以上の事業。

4.1.4.1 投資優遇措置及び保証

投資法は、ライセンスを取得した投資家に対して、イラク政府が次の投資優遇措置及び保証を提供することを規定している。

- 外国人投資家は、持ち込み資本金及び投資利益を、イラクにおける税金等債務支払い後、イラク中央銀行の規定に従いそれを回収（送金）する権利を有する。
- 外国人投資家は、イラク証券取引所において上場株式や債券を売買する権利を有する。
- 外国人投資家は、イラク証券取引所に株式および債券の投資ファンドを形成することができる。
- 外国人投資家は、投資プロジェクトのために土地をリースすることができる（最長50年まで）。
- 外国人投資家は、投資プロジェクトに保険を付保することができる。
- 外国人投資家は、イラクの銀行や外国銀行に口座を開設できる。
- 外国人投資家は、プロジェクトに関わる非イラク人を雇用することが可能であり、これらの外国人被雇用者はイラクへの入出国及び滞在が可能である。
- 投資家はプロジェクトに対して法的な判決がない限り、収用及び国有化から保護される。
- 投資プロジェクトに就業する非イラク人は、イラクにおける税金等債務支払い後、イラク国外に給与やその他の報酬を移動する権利を有する。
- 投資法の将来の改正は上記の保証に関し遡及効果を持たない。

上記の権限と保証に加えて、イラク投資法は以下の優遇措置の提供を規定している。

- 投資ライセンス取得プロジェクトは、商業運転開始後10年間の税金が免除となる。税金の免除期間はプロジェクトに対するイラク投資家の参画割合に比例し、イラク人の出資比率が50%を超える場合、最長15年まで延長できる可能性がある。
- 投資ライセンス取得プロジェクトに関わる資機材の輸入関税は免除される（原則3年間）。輸入部品についても関税が免除される。

- ホテル、観光施設、病院、診療所、リハビリテーションセンター、教育や科学機関が関与する投資プロジェクトにおいては、4年に一度、改修目的の資機材を関税なしで輸入できる。

4.1.4.2 投資法における投資家の義務

イラク投資法に規定される投資家の義務は次の通りである。

- 投資家には、国家投資委員会（NIC: National Investment Commission）あるいは州投資委員会（PIC: Provincial Investment Commission）に対する投資事業の継続的な情報及び記録の開示が義務づけられている。また、会計記録はイラクの公認会計士によって承認されたものでなくてはならない。
- 投資家はNIC/PICに対し投資ライセンス取得申請書にフィージビリティスタディを添付する必要がある。
- 投資家はNIC/PICに対し、定期的にプロジェクトの予算執行状況及び進捗を報告しなくてはならない。
- 投資家は輸入関税免除の輸入資機材に関わる償却期間等の情報を報告しなくてはならない。
- 投資家にはイラクにおいて環境保護、保健及び安全の尊守が義務付けられる。
- 投資家はイラク労働法等の法制度や投資ライセンスに従い、現地人雇用を実施する義務がある。

4.1.4.3 国家投資委員会（NIC）

イラク投資法によって NIC 及び各州に PIC が設立された。NIC は国家投資戦略としての投資を推進する政策、計画、規則、ガイドラインを作成し、ガイドラインや規制の適用を監視する。NIC が管轄する投資事業は、「戦略的プロジェクト」である。戦略的プロジェクトとは、以下の要件のうち 1 つ以上を満たす投資事業として定義されている。

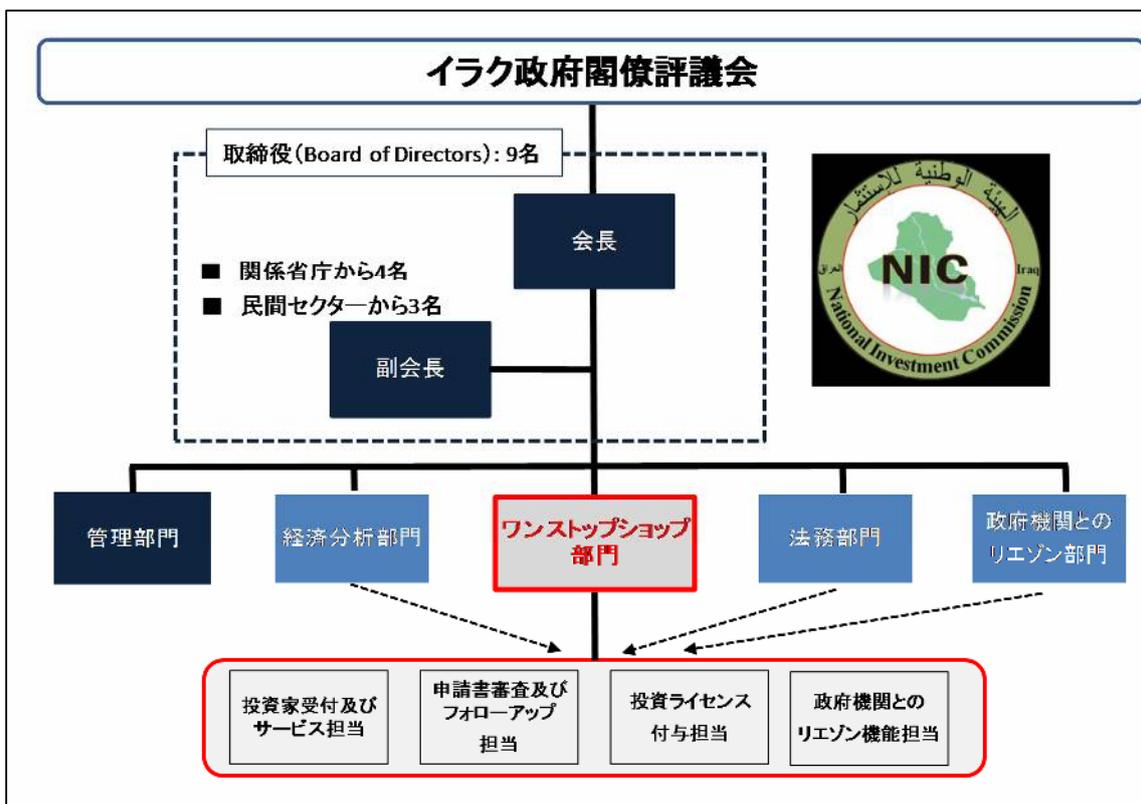
- 複数の地域や州にまたがるプロジェクト
- 投資法第 29 条により除外された天然資源以外の天然資源の開発プロジェクト
- 考古学・歴史に関わる地域におけるプロジェクト
- 通信関係プロジェクト
- イラク政府が一方の当事者となるプロジェクト
- 500万米ドル相当のイラクディナール以上の投資規模のインフラプロジェクト
- 500万米ドル相当のイラクディナール以上の投資規模のエンジニアリング、鉱山開発、石油化学、医療、車両製造等産業プロジェクト
- 300万米ドル相当のイラクディナール以上の投資規模の道路、港湾、空港、鉄道等交通プロジェクト
- 300万米ドル相当のイラクディナール以上の投資規模の発電プロジェクト
- 30メガワットよりも大きい規模の発電プロジェクト

- 5,000万平方メートル以上の規模のダム、貯水池、灌漑プロジェクト
- その他10億米ドル相当のイラクディナール以上の投資規模をプロジェクト
- その他閣僚評議会が戦略的プロジェクトとみなすプロジェクト

上記の戦略的プロジェクトとみなされない投資事業は各州 PIC の管掌となる。

(1) NIC の組織

NIC は閣僚評議会傘下の省庁級の組織である（会長及び副会長は大臣及び副大臣級）。NIC は投資法第 4 条の規定に基づき運営されており、その取締役会は 9 人のメンバーによって構成されている。現在 NIC は約 120 人の常勤職員を擁している。下図 4.1-7 は NIC の組織及び機能を示している。



出所：JICA調査団

図 4.1-7 NIC 組織図

(2) ワンストップショップ

ワンストップショップ（OSS: One Stop Shop）は、イラク進出に関心を持つ投資家のための NIC の窓口である。OSS はイラクへの投資及びビジネスを検討している外国企業の活動を総合的にサポートし、イラク投資法に基づく投資ライセンスの取得及び各省庁からの許認可取得を支援している。

ワンストップショップの主な機能は次のとおりである。

■ 投資ライセンスの発行

イラク投資法は、投資家はNICまたはPICから投資ライセンスを取得することを規定しており、投資家はワンストップショップに投資ライセンス申請書を提出する。ワンストップショップは、申請書の提出から45日以内に投資ライセンスに関わる最終決定を投資家に通知する。

■ ライセンスの発行後の支援サービス

ワンストップショップは、投資に関連する政府機関からの各種許認可の取得に関し投資家を支援するサービスを提供することができる。

(3) 投資ライセンス取得手続き

投資法及びイラク商法に基づく投資ライセンスを取得する手続きを図 4.1-8 に示す。

	関係者	責任	期間 (日)
	投資家	<ul style="list-style-type: none"> •投資申請書作成 •フィージビリティースタディーの実施 •銀行保証取得 	
	NIC OSS局	<ul style="list-style-type: none"> •申請書の審査 •フィージビリティースタディーの一時審査の実施 •審査結果を付保し申請書を関係省庁へ送付 	10 日
	関係省庁	<ul style="list-style-type: none"> •フィージビリティースタディーの最終審査 	15 日
投資ライセンス供与			

出所：NIC

図 4.1-8 投資ライセンス取得手続き

4.1.5 イラクでのビジネスに関わるその他の法令

4.1.5.1 環境関連法令

現在イラクにおいても環境汚染に関わるアセスメント、コントロール及びモニタリングに関する様々な法令が制定されている（表 4.1-2 を参照）。

表 4.1-2 イラクの環境関連法令

法令番号	法令名
2009 – Law No. 30 (formerly 1955 – LAW No. 75)	Forest Law
1965 –LAW No. 64	Cities land use
1965 – LAW No. 106	Rangelands and their Protection
1966 –LAW No. 21	Noise prevention
1967 –LAW No. 25	System of rivers and other water resources protection from pollution (includes 45 pollutants)
1976– LAW No. 48	Fishing, exploitation and protection of living aquatic species.
2010 – LAW No. 17 (formerly 1979 - LAW No. 21)	Law on the protection of wild animals and birds
1980 –LAW No. 99	Protection from Ionizing radiation
1981 –LAW No. 89	Public health (drinking water provision, sanitation and environmental monitoring)
1997 –LAW No. 3 (formerly 1986 LAW No. 79)	Protection and improvement of environment
1994 – LAW No.24	Planning Body
1995 – LAW No.12	Maintenance of networks of irrigation and drainage
2001 –LAW No. 2	Water systems protection
2009 – Law No. 29 (1986 - Regulation No. 67)	Updates Regulation No. 67, Regulate the regions for collecting debris (landfills).
1961 – Regulation No. 33	Lease of beaches, islands and Miri surf lands on which pastures or liquorice are naturally grown
1981 – Regulation No. 13	Agricultural Research and Water Resources Centre
2009 – Regulation No. 17 (formerly 1985–Resolution No. 995)	Establishment of aquaculture operations
1990 – Order No. Unknown	Environmental criteria for agricultural, industrial and public service projects
1991 – Decision No. 1 (EPB)	Cutting of trees
1992 – Instructions No. 11	Prohibition of plant importation into Iraq
2010 –Law No.1	Consumer protection law
2010 – Law No.11	Protection of the Iraqi production
2009 – Law No. 3	Joining in Basil convention for controlling the danger hazards.
2009 – Law No.7	Iraq joining the convention of Desertification
2009 – Law No. 27	Iraqi Environmental protection and improvement law
2009 – Law No.28	Agricultural Loans to support the Iraqi farmers
2009 – Law No. 30	Law of Forests and nurseries
2008 – Law No. 7	Iraq joining the Climate Change Convention and Kyoto protocol
2008 – Law No.12	Iraq joining UNESCO Convention to protect the cultural intangible heritage
2008 – Law No. 37 (formerly 2003 – CPA ORDER 44)	Ministry of Environment Law - Establishment of the Ministry (instead of the former Council of Protection and Improvement of Environment)
2007 – Law No. 6	Iraq joining the Arabian memorandum of understanding in cooperation in marine transportation
2007– Law No. 7	Iraq joining RAMSAR Convention for the wetlands

法令番号	法令名
2007 – Law No. 22	Iraq joining the international agreement for Olive Oil
2007 –Law No. 42	Iraq joining Vienna convention and Montreal protocol to protect the Ozone layer.
2007 – Law No. 48	Iraq joining the regional commission for Fish traps
2007 – Law NO NUMBER	Investment law for Oil refineries
2008 – Law No. 31	Iraq joins the Convention for Biological Diversity
2010 – Order No. 74	Prohibition of plant importation into Iraq - Identifies the MOEN and MoA as having sole authority over plant importation and states that all plants are prohibited for importation. Supports Instructions No. 11

出所：Iraqi Fourth National Report to the Convention on Biological Diversity

上記 2008 年環境省法（2008 Law No. 37）及びイラク環境保護及び改善法（Iraqi Environmental Protection and Improvement Law/2009 Law No. 27）において環境アセスメント（EIA: Environmental Impact Assessment）に関する規定及び手続き等が制定されている。

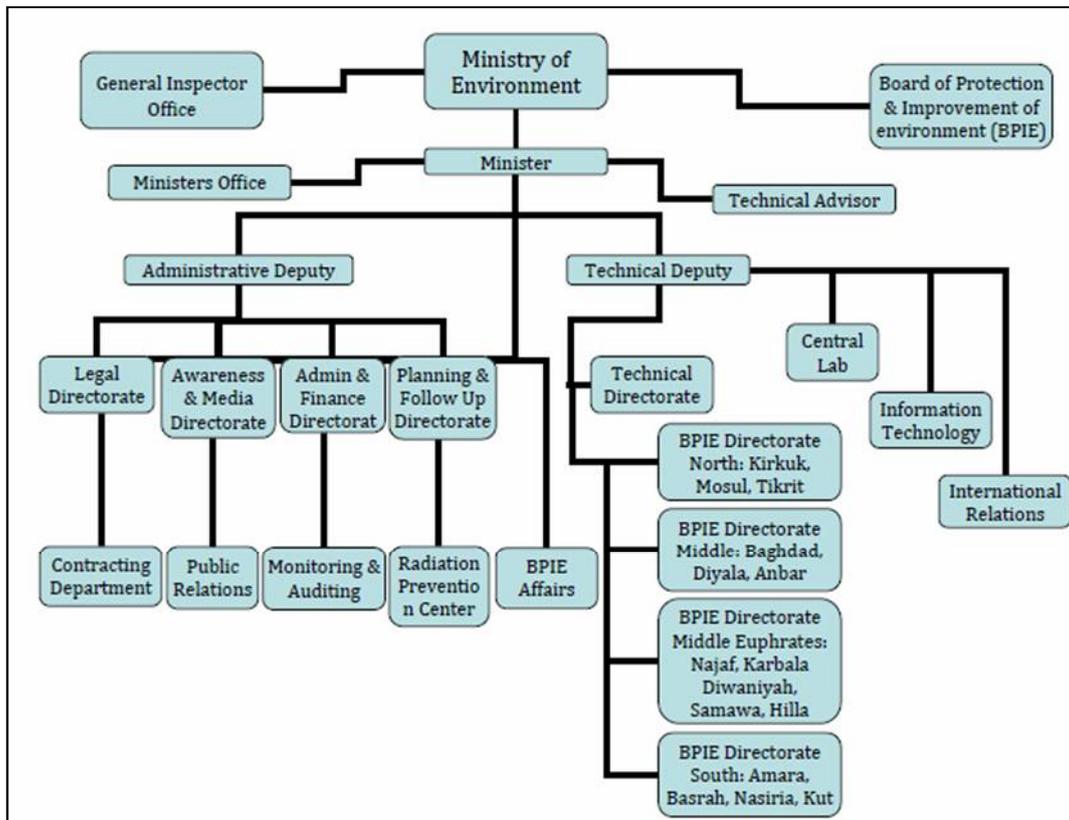
4.1.5.2 環境規制及び環境基準

(1) 環境法に基づく規制

イラクでのプロジェクトの実施に際しては、イラクの環境法に基づく規制及び環境基準を遵守しなければならない。2012 年 1 月 9 日のイラクの官報第 4225 号には、各業界に適用される環境規制の要件が規定されている。

(2) イラク環境省

イラク環境省は 2003 年に設立され、2008 年環境省法の成立によって権限が強化された。イラク環境省の組織図を図 4.1-9 に示す。



出所：Iraqi Forth National Report to the Convention of Biological Diversity.

図 4.1-9 イラク環境省組織図

4.1.5.3 電カプロジェクト関連法令

前章 3.3.1.1 項に記述した通り、イラクの電力需要は非常に大きく、イラク政府の方針は民間セクター投資の最大活用である。しかしながら、民間電力事業推進のための法整備等のフレームワークは、民間投資家にとっては十分なものとは言えない状況である。

憲法 84 条の規定及び 112 条の規定から、電力の供給については連邦政府と地方政府が協力して行う必要があることは明白である。民間電力事業に関わる規定も含めた電力供給法案（The draft law of the Electricity Regulatory Law）は、未だに代表評議会での議論が開始されていない。

4.1.6 クルド自治区における法令

クルド自治区において適用される法律（Laws）は、基本的にイラク連邦政府の法律と同じである。規制等法令においても、ほとんどはイラク連邦政府の規制が適用されるが、クルド自治区政府は憲法に基づき、独自の規制も制定している。

4.1.6.1 クルド自治区における会社登録

クルド自治区内での企業登録の要件は、バグダッドやイラクの他の地域とは異なり、地域

内に 2 ヶ所の会社登録が可能である。

4.1.6.2 クルド自治区投資法

クルド自治区政府は、2006 年にクルド投資法令を制定した。内容は連邦政府によって制定されたイラクの投資法と基本的に同じである。クルド自治区政府はクルド投資法令に基づき、クルド投資庁（Kurdistan Board of Investment）を設立した。

(1) クルド投資庁

クルド投資庁の機能は以下の通り。

- 原則、投資額150億イラクディナール（約120万米ドル以下）の案件を対象とする
- 投資分野に石油・ガス開発分野を含まない

主たる投資家優遇措置及び保護

- 投資金及び投資利益の回収及びその外国送金を保証
- 外国人の土地及び建物の所有権および賃貸権の保護
- 非イラク人の雇用（投資認可時に認められたものについて）
- 10年間の納税免除

主たる投資家の義務

- クルド投資庁に対する投資事業の継続的な情報及び記録の開示
- 環境保護、保健及び安全の遵守
- 地域雇用法に沿う現地人雇用優先及び現地労働者へ訓練

4.1.6.3 クルド自治区における環境アセスメント

クルド自治区における EIA の規定も連邦政府規定と基本的に同じである。

4.1.7 イラクにおけるビジネス活動に関わる法制上の課題

イラク政府は過去 10 年間法制の整備に注力してきた。しかし、イラクの法令整備の状況は依然として途上といえる。国際社会からの多大な支援がイラクの司法改革及び法令整備に提供されており、司法改革等には大きな進展がみられるが、法令の実効性、司法人材の育成等多くの課題が残っている。

イラクでの外国企業のビジネスのために改善すべき具体的かつ主要な法制上の課題は以下の通りである。

4.1.7.1 未発効法案の早期の国会審議及び未発効法令の早期発効

イラク政府は、国の復興と開発のための新たな法令及び法令の改正の必要性を十分認識し

ており、各省庁は、多くの法令案を憲法の規定に基づき作成している。しかしながら、新石油法等多くの法案が代表評議会（CoR）での審議未開始及び未決議によって成立に至っていない。また CoR で既に決議された新関税法等いくつかの新法令の発効が実現していない。これら法案の成立及び新法令の発効を早期に実現する必要がある。

4.1.7.2 許認可の早期実施

本調査の民間企業との面談において、多くの企業から諸許認可の発行遅延が指摘された。国際機関との面談においても、イラクのビジネス環境の問題点として同様な指摘があった。世界銀行及び国際金融公社（IFC: International Finance Corporation）による「Doing Business 2013」において、「Starting a Business」の項目でイラクは 185 ヶ国中 176 位と低位にランクされている。

投資法に基づく事業投資であっても、NIC 等投資推進機関の努力にもかかわらず、依然として各官庁による個別の許認可発行には時間のかかるものが多い。NIC の OSS 機能は許認可取得のワンストップではなく、そのコーディネーションや支援のワンストップショップであり、許認可権限は各省庁にある。

発行遅延の主たる理由としては、省庁間の連携の不足や、各省庁で許認可発行を扱う部署における業務非効率性等が考えられる。

4.1.7.3 外国仲裁裁定の適用

現在イラク政府等イラク側契約当事者は、準拠法及び契約の管轄裁判所条項に柔軟ではないので、多くの外国企業は、契約において仲裁地条項をスイスやシンガポール等国外に設定することで対応している。イラク民法上は仲裁地をイラク国外に設定することは可能であるが、イラクの民事訴訟法では外国裁判所判決や外国での仲裁裁定の強制力は認められていない。

イラクはニューヨーク条約加盟国ではない。2013 年 1 月 1 日時点で、ニューヨーク条約加盟国は 148 ヶ国であり、中東及び北アフリカ諸国においてもイラク、イエメン及びスーダンを除いた国々は全て加盟している（下図 4.1-10 参照）。イラクの法務当局においても、高等司法評議会（HJC: Higher Judiciary Council）はニューヨーク条約加盟に積極的といわれている。

イラクはアラブ連盟下のリヤド条約に加盟しているが、リヤド条約加盟国はアルジェリア、バーレーン、イラク、ヨルダン、リビア、モロッコ、オマーン、サウジアラビア、シリア、チュニジア、UAE、イエメンの 12 か国のみである。

イラクのニューヨーク条約への早期加盟が期待される。



出所：ニューヨーク条約ウェブサイト

図 4.1-10 ニューヨーク条約加盟国マップ

4.2 労働と人的資源

本節では、イラクの労働および人的資源の現状および課題を整理する。

4.2.1 労働

4.2.1.1 労働法

イラクの労働・雇用を規定する主要な法規制は次のとおりである。

- a. Labor Law No. 71 of 1987 (Labor Code)
- b. CPA Order 89 of 2004 (Amendment to the Labor Law No. 71 of 1987)
- c. Social Security Law No. 38 of 1971, as amended
- d. Iraqi Civil Code No. 41 of 1950

ここでは、イラクの労使関係を規定する法律である Labor Law No. 71 of 1987 (Labor Code) (以下、「労働法」と称す。)の概要をまとめる¹。なお、現在、労働・社会関係省は、イラクの社会経済の現況により適合した新労働法の策定を提案している。

(1) 前提と適用性

労働法は、イラクで働くあるいは働こうとするすべてのイラク人および外国人に適用する。また、次の企業および職場を対象とする。

¹ 労働法の説明は、すべて同法の英訳を基にする。

- イラク全土に所在する企業・職場
- 民間セクター、混合セクター²、協同組合セクターに属する企業・職場（政府・国営企業には適用されない）
- 1名以上の労働者を雇用する企業・職場

なお、イラク人以外のアラブ人は、イラク人と同様の扱いを受ける。

(2) 条項の概要

表 4.2-1 に労働法の条項の概要を英文で整理する。なお、労働争議に関する条項は、4.2.1.2 でまとめる。

表 4.2-1 労働法の条項の概要（英文）

Article Number	Contents	Detail
10	Language	Arabic must be used in all the employment relationship documents; Kurdish in the Kurdistan Region.
15, 17, 20, 22	Placement	The employment office of MLSA undertakes placement services (with free of charge) with which Iraqis and Arabs may register ; an employer may request the office to present the job candidates from the registered.
17, 18	Notification	An employer needs to notify the employment office of employment of Iraqis or Arabs within 10 days of the recruitment date.
23	Foreign worker	No foreign worker can be employed before s/he receives a work permit.
30	Contract	An employment contract must be made in writing with stipulation of the type of work and the amount of wages for the worker.
31	Trial period	A worker may be subject to a trial period of a maximum of 3 months if so stipulated in the contract.
32	Contract term	No time-limit may be fixed in the contract for the activities which are permanent in nature. A fixed-term contract may be made for work which is temporary or seasonal in nature; temporary work is any work performed in a fixed period, while seasonal work is performed during particular seasons of the year
36	Contract termination	The contract can be terminated : <ul style="list-style-type: none"> - with a mutual agreement of the both parties in writing; - on the expiry of the contract period; - when a worker decides to terminate a fixed-term contract with 30-day advance notice; - when an official medical report proves that a worker is unable to work due to illness which is not cured within 6 months; - when an official medical report proves that a worker is incapacitated to the extent of 75% and unable to work; - when MLSA was duly notified that the working condition requires a reduction in work volume; - when an employer does not fulfill the duties set forth in the Law, regulations and the contract (a worker may quit without any advance notice); or - when an employer commits a misdemeanor or a crime against a worker or his/her family (a worker may quit without any advance notice)

2 民間セクターと政府機関の両方が資本参加するセクター。

Article Number	Contents	Detail
42, 46	Wages	Wages need to be paid in <u>Iraqi currency once in a month</u> on a working day <u>at the workplace or in a nearby pay office.</u> Wages <u>must be higher than the minimum wage</u> for an unskilled worker
55, 59, 60	Working hours	Working hours must be a maximum of <u>8 hours/day</u> for <u>6 days/week</u> <u>with exceptions.</u> Working hours must not exceed <u>7 hours for night work</u> (between 9pm and 6am) or <u>7.5 hours for mixed scheduled work</u> (a period which spans hours of night work and those of day work (from 6am to 9pm)). A worker has a right to <u>at least 1 paid day of rest in a week.</u>
57	Rest periods	<u>With exceptions, one or more rest periods must be set</u> for 0.5 to 1 hour; no period of work should last more than 5 hours at a time.
63, 64, 65	Overtime	Work performed <u>during the rest period, on the weekly day of rest, or outside normal working hours</u> is deemed to be overtime work. Wages must be <u>doubled</u> for overtime work <u>at night</u> or for arduous and harmful work, while they must be increased by <u>50%</u> for overtime work <u>during the day.</u> Overtime work must not exceed <u>1 hour/day for industrial work</u> performed in shifts and <u>4 hours/day for non-industrial work.</u> A worker can receive <u>a compensatory day</u> when s/he works on a day of weekly rest.
67, 68	Paid leave	A worker has a right to a <u>20-day paid leave</u> (30-day for arduous or harmful work)/year <u>with increase by 2 days in every 5 years</u> of continuous services.
77	Sick leave	A worker has a right to a <u>30-day sick leave/year paid</u> by the employer with <u>accumulation of up to 180 days</u> permitted. <u>Social Security Office should reimburse</u> the employer for the wages paid by the employer for sick leave exceeding 30 days/year.
80	Woman protection	An employer employing one or more women needs to post at the workplace a copy of the provision regarding the protection of female workers.
84, 86	Maternity leave	A female worker has a right to a <u>62-day maternity leave at full pay</u> ; she can take the leave <u>30 days before the projected date of confinement</u> and may take the <u>remaining days after the confinement.</u> A working mother may take an <u>unpaid maternity leave for up to 1 year</u> when the child is at the age below 1.
99, 100, 102, 103	Protection of quarry workers	No quarry worker can be employed before s/he takes <u>a medical examination</u> to ascertain her/his physical suitability; the examination must be taken annually. An employer must <u>post</u> at the workplace: - rules for <u>working hours and rest period</u> (with a copy sent to the trade union committee and the labor office); and - <u>health and safety instructions.</u> No worker can be present at the workplace for more than <u>12 hours/day.</u> An employer must draw up <u>instructions on occupational safety</u> after consultation with the <u>National Center for Occupational Safety.</u>
107	Occupational safety	An employer must <u>post at the workplace instructions on occupational hazards and protection measures</u> against them.
111	Doctor and nurse	An employer employing <u>more than 50 workers</u> must employ <u>a nurse</u> to provide first aid and conclude a contract with <u>a doctor</u> to provide care at the workplace <u>on a part-time basis.</u> An employer employing <u>more than 100 workers</u> must have <u>a doctor</u> available at the workplace for at least <u>2 hours/day.</u> An employer employing <u>more than 500 workers</u> must employ <u>a doctor on a full-time basis.</u>
112	Social security for occupational injuries	<u>Provisions on occupational injuries contained in the Social Security Law</u> No. 38 of 1971 are <u>also applied to non-insured workers.</u> An employer must pay a <u>contribution to the Employees' Social Security Service</u> in return for <u>benefits provided to a non-insured worker.</u>

Article Number	Contents	Detail
125	Discipline	An employer employing 10 or more workers must post disciplinary rules for the workers and punishable infringements approved by the labor office in the governorate (Rules take effect 15 days after posting).
127	Dismissal of a worker	A worker can be dismissed only when the worker does: - Misconduct leading to material damage (subject to 24-hour prior notice to MLSA); - Disclosure of confidential information , prejudicing the employer - Failure , on more than one occasions, to follow instructions on occupational safety (Article 107 must be satisfied in writing as well as orally for illiterate workers). - Presence at workplace, on more than one occasions, in a state of obvious drunkenness or under the influence of drugs - Incompatible conduct with respect for work on more than one occasions; - Physical harm to the employer (subject to within-24-hour advice to the labor office in the governorate) - A misdemeanor or a crime at work resulting in guilty in a final judgment of a court - A misdemeanor or a crime with the final judgment sentencing the worker to imprisonment for more than 1 year. - Absence from work for 10 consecutive days or 20 non-consecutive days in any year without any cause, provided the worker has been given warnings for absenteeism prior to the termination.
149	Records	An employer must maintain the following records according to the model drawn up by MLSA: - a register of workers' names - a register of workers' wages - a register of workers' hours of work - a register of leaves taken - a register of young persons employed - a register of inspection visits

出所：労働法およびCPA Order 89 of 2004

(3) 主要規定の説明

1) 労働者寄りの規定

労働法は、労働者側の権利を保護する色合いが強い。特に、雇用契約終了に関しては、労働者が事前通達により雇用契約を終了できる権利を有する一方で、雇用者にはその権利はない。また、雇用者による雇用契約の終了および労働者の解雇には、非常に厳しい条件が設定されている（表 4.2-1 の Article 36 および 127 を参照）。

2) 言語

雇用に係るすべての文書は、アラビア語で作成しなければならない（クルド自治区ではクルド語でもよい）。

3) 国籍の扱い

前述のとおり、イラク人以外のアラブ人はイラク人と同様の扱いを受ける。その他の外国人は、労働許可証を得ることで、イラク人と同様の扱いを受けることができる。

労働法は、全労働者に占めるイラク人労働者の比率を規定していない。一方、2006 年第

13号投資法に準拠する投資プロジェクトの場合は、2009年第2号の規則により、国家投資委員会が、投資ライセンスを付与する際に、当該プロジェクトにおける全従業員数の半数以上がイラク人であるかを「Observe」するとしている。

4) 契約期間

労働法は、雇用契約の期間を期限付きと無期限に分けている。同法は、無期限の雇用契約の終了に係る規定を設けていない。加えて、労働者の解雇には非常に厳しい条件が設定されているため、無期限の雇用契約は、労働者側からの要請がない限り、終了させることは極めて難しい。

期限付きの雇用契約における雇用期間は、同契約のなかで規定される。期限付きの雇用契約は、無期限の雇用契約に比較して終了が容易であるが、実際には、期限付きの労働契約は周期的に交わされて、労働が継続することが通常である³。

5) 労働時間

1日の勤務時間は最大8時間、1週間の勤務日数は最大6日と規定される。労働者には、1週間に1日の有給休暇（通常金曜日）が認められており、実質的には週休2日となっている。

1日の勤務時間のうち最低1回は、30分から1時間の休憩時間が与えられなければならない。また、連続の勤務時間は5時間を越えてはならない。

休暇中・休憩中・勤務時間外での労働には時間外手当を支払わなければならない。時間外勤務は、シフト性の工業労働では1日1時間、それ以外では4時間を越えてはならない。時間外手当は、夜間では通常手当の2倍、日中は1.5倍となる。

労働者には、年間20日の有給休暇（上記の1週間に1日の有給休暇とは別）が認められる（危険あるいは困難な仕事の場合は30日）。年間の有給休暇日数は、5年間勤続につき2日増える。また、労働者には年間30日の有給での病欠が認められており、病欠可能日数は最大180日まで積立てできる。

女性労働者には、62日間の有給での産休が認められる。出産予定日より30日前より取得可能で、残りは出産後に取得することができる。また、子どもが1歳になるまでは、1年間の無給での産休を取得することができる。

6) 労働者保護と職業の安全

雇用者は、次に関する指図を労働者に見えるように掲げなければならない。

- 女性労働者の保護
- 若年労働者の保護
- 職業の安全
- 倫理規定と罰則規定

³ Herbert Smith LLP and Iraq Law Alliance (2010), "Iraq Investment Guide – second edition", p. 25.

4.2.1.2 労働争議

(1) 労働裁判所

労働法は、各県に1か所以上の労働裁判所（各所裁判員1名）を設置することを定めている。各労働裁判所の判決は、各県の大審院に上告できる。また、労働法は、大審院のメンバーによる労働争議パネルの設置を規定している。

(2) 労働争議解決の手順

1) 労働・社会関係相およびイラク労働者連盟代表への通達

労働争議が生じた場合、雇用者あるいは労働組合は、労働・社会関係相およびイラク労働者連盟（GFIW: General Federation of Iraqi Workers）の代表に対して、当該争議の存在、原因、経緯、および解決策の提案を通達する。

2) 労働・社会関係相と雇用者側の協議

1) の通達を受領後、労働・社会関係相は雇用者に接触し、可及的速やかに当該争議を解決するよう要請する。

3) GFIW代表者と労働者側の協議

1) の通達を受領後、GFIW 代表は関係する全労働組合および労働者団体に接触し、事態を悪化させないための手段を講じるよう要請すると同時に、当該争議の原因の解消と友好的な解決のために尽力するよう求める。

4) 解決策を導くための協議

労働・社会関係相および GFIW 代表（あるいは、これらが指名するもの）は、上記 2) および 3) の結果を共有し、適切な解決策を探るために定期的な会合を持つ。同時に、当該争議の関係者との協議を続け、全関係者が納得のいく解決策を模索する。

5) 議事録への署名による合意

上記 1) の通達から 3 日以内に 4) の解決策が導き出された場合、GFIW 代表を議長（労働・社会関係省労働局長が書記）とした会議が開かれ、当該争議の各当事者側から同数の代表者が出席する。合意内容を記した議事録 4 部に署名し、労働・社会関係相、GFIW 代表、雇用者側、労働者側が各 1 部を保管する。合意内容は即刻効力を発する。

6) 労働争議パネルでの審議

上記 1) の通達から 3 日以内に 4) の解決策が導き出されない場合は、当該争議は法務相に付託され、付託後 48 時間以内に法務相は労働争議パネルを招集し、審議が行われる。

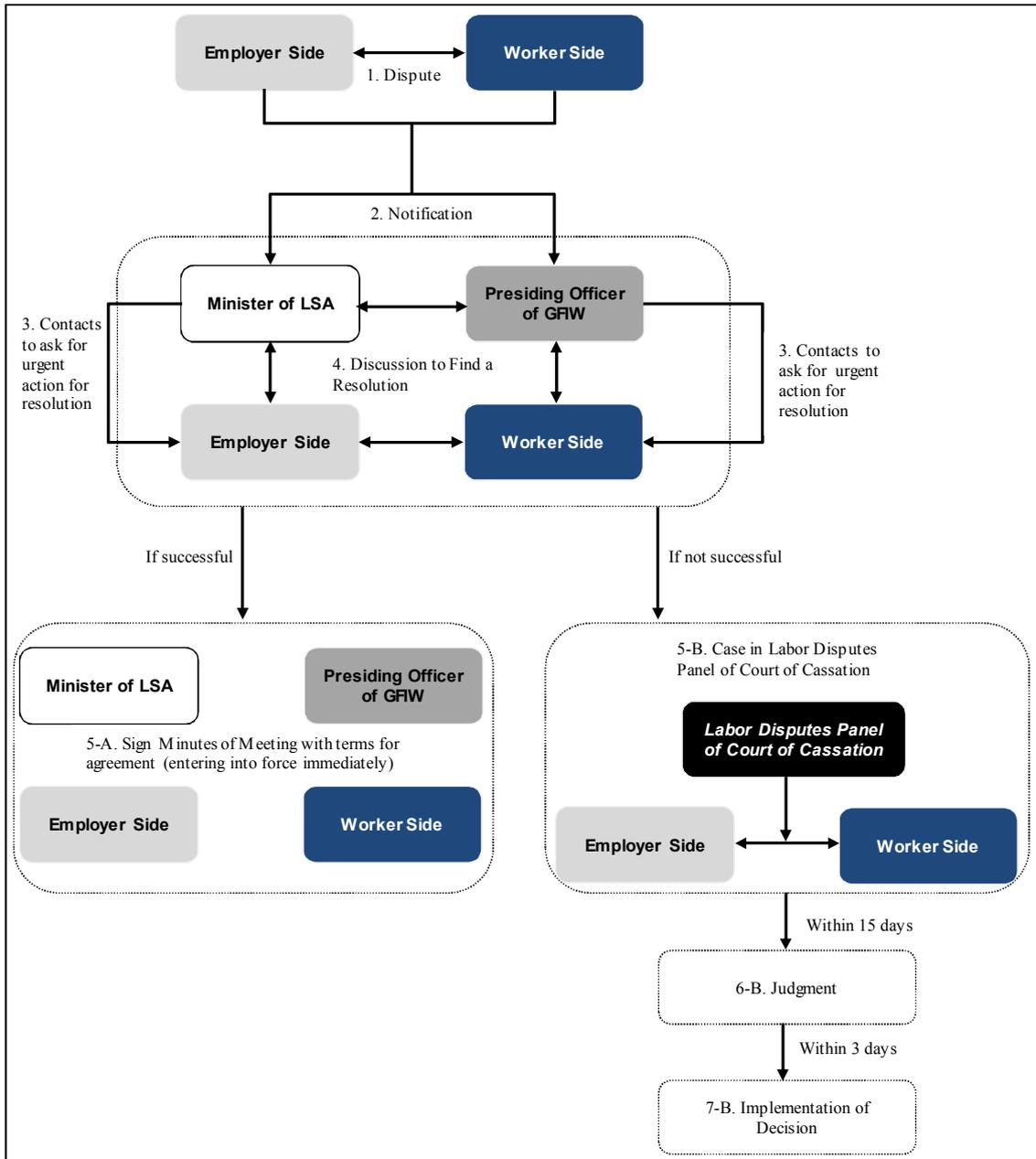
7) 労働争議パネルの判決

裁判管轄を得てから 15 日以内に、労働争議パネルは当該雇用者側および労働者側の面前で判決を下し、同判決を公開する。この判決が終局判決となる。

8) 判決の実施

雇用者側および労働者側は、労働争議パネルの判決から 3 日以内に、判決内容を実施に移す。雇用者側が判決内容の実施を拒んだ場合は罰則が科せられるとともに、労働者側は労働を休止することができる（ただし、労働休止期間中も労働サービスを提供しているものとみなされる）。

図 4.2-1 に、上記の手順を英文で図示する。



注：LSAはLabour and Social Affairsの略
出所：労働法

図 4.2-1 労働争議解決の手順（英文）

4.2.1.3 労働力

表 4.2-2 にイラクの労働力人口に係る主要データを示す。

表 4.2-2 イラクの労働力人口

労働力人口要素	数値	年
全人口 ¹	33,330,512	2011 (推定)
労働年齢人口 ¹	19,074,639	2011 (推定)
(うち、男性)	(9,437,121)	2011 (推定)
(うち、女性)	(9,637,518)	2011 (推定)
労働年齢人口 ¹	11,373,436	1997
0歳～14歳の人口 ¹	13,156,800	2011 (推定)
労働力人口 ¹ 及び ²	7,937,363	2011 (推定)
(うち、男性)	(6,539,923)	2011 (推定)
(うち、女性)	(1,397,440)	2011 (推定)
失業率 ³	16%	2012 (推定)

出所：

1. Central Organization of Statistics and Information Technology, Ministry of Planning (COSIT), “Annual Abstract of Statistics 2010-2011”
2. United Nations Development Programme (UNDP), “Human Development Report 2013”
3. Central Intelligence Agency of the United States, “World Fact Book”, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/iz.html> (accessed 26 April 2013)

(1) 労働力人口と被雇用者

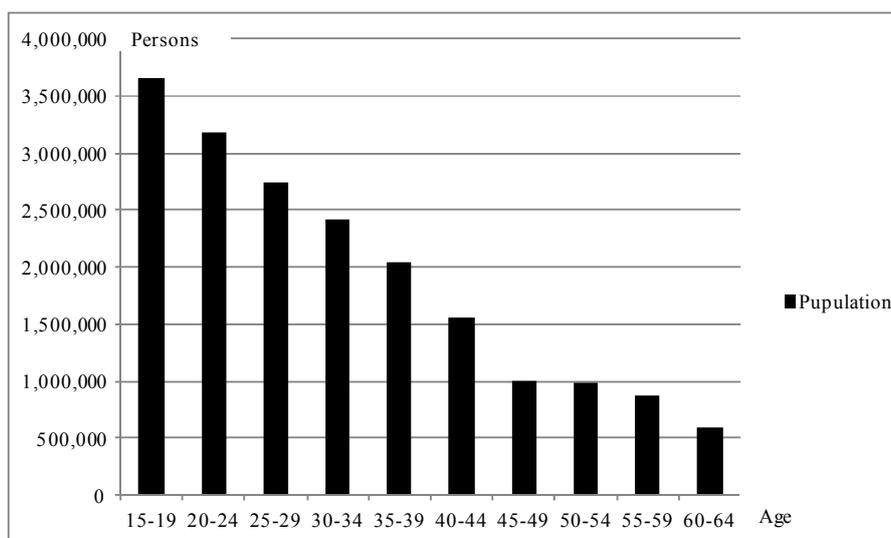
表 4.2-2 より、イラクの 2011 年時点での労働年齢人口（約 1,900 万人）は、全人口の 57% を占めていたと推定される。労働年齢人口は、国勢調査の行われた 1997 年から 68% 増加したことになる。イラクの人口は若く、合計特殊出生率も高い（2012 年の推定で 4.6⁴）ため、労働年齢人口は今後とも拡大していくものと考えられる。

イラクの労働力人口は、2011 年時点で約 794 万人と推計される。一方、米国中央情報局の推定によれば、イラクの失業率は 2012 年時点で 16%であった。

(2) 労働年齢人口の年齢構造

図 4.2-2 に、イラクの労働年齢人口の年齢グループ別内訳を示す。

4 UNDP (2013), “Human Development Report 2013”.



出所：COSIT, “Annual Abstract of Statistics 2010-2011”

図 4.2-2 年齢別労働年齢人口の内訳（2011 年推定値）

同図より、労働年齢人口は、年齢が上がるごとに少なくなっていることが分かる。特に、45～59歳の人口が他（60～64歳以外）と比較して少なく、全労働年齢人口の15%に留まる。これには、長年の戦禍が影響しているものと考えられる。この年代の労働年齢人口が少ないことは、熟練技術を有したり、管理能力を有したりする人材を得ることが困難であることを示唆する。

(3) 鉱工業サブセクター別の被雇用者

表 4.2-3 に、鉱工業サブセクター別の被雇用者数の内訳を示す。食品関連サブセクターおよび繊維関連サブセクターが最大の雇用提供者であることが分かる。

表 4.2-3 鉱工業サブセクター別被雇用者数の内訳（2009 年）

サブセクター	構成比
飲食品・アルコール	40.7%
繊維、衣服	37.1%
金属製品（機械を除く）	5.7%
非金属鉱物製品	5.2%
探鉱・抽出（石油を除く）	3.8%
家具、木製品	3.5%
化学製品	1.2%
皮革、皮革製品	0.8%
卑金属製品	0.7%
印刷、紙製品	0.6%
機械、機械修理	0.1%
車両、車両修理	0.1%

出所：COSIT, “Annual Abstract of Statistics 2010-2011”

(4) 人件費

COSITによれば⁵、2009年のイラクの大企業における月給の平均は約653米ドルであった。民間企業に限ると、その数値は約298米ドルに留まる。なお、2010年から2012年のイラクにおける消費者物価上昇率の年間平均は4.71%である⁶。

2012年のイラクの最低賃金（日給）は、熟練労働者が約10米ドル、非熟練労働者が約4.5米ドルであった⁷。

雇用者は、被雇用者の給与の12%の額を社会保障費として納める必要がある（被雇用者は5%の控除）。

4.2.1.4 クルド自治区の労働力人口

2009年の推定値で、クルド自治区の全人口は約440万人⁸であった。2010年時点で、全人口の約67.3%が労働力人口（経済活動人口）であり、15歳以上の人口の約6%が失業状態にあったと推定される⁹。

クルド自治区における社会保障費の負担率は、イラクの他地域と同じである。

4.2.2 人材育成

4.2.2.1 教育システム

イラクの教育システムは次図のとおりである。



出所：JICA調査団

図 4.2-3 イラクの教育システム

5 COSIT, “Annual Abstract of Statistics 2010-2011”

6 International Monetary Fund, “World Economic Outlook April 2013”, <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/index.aspx> (accessed 27 April 2013).

7 United States Department of State, “Country Reports on Human Rights Practices for 2012”, <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm#wrapper> (accessed 27 April 2013)

8 COSIT, “Annual Abstract of Statistics 2010-2011”.

9 Kurdistan Regional Statistics Office (2010), “Iraq Knowledge Network Factsheet3_Labor Force”, http://www.krso.net/documents/191/FactSheet3_Labor%20force_21072012.pdf (accessed 27 April 2013).

(1) 管轄省庁

イラクの教育は教育省と高等教育及び科学研究省により管轄される。

(2) 基礎教育

教育省に管轄され、2008年現在1万2,507校（クルド自治区を除く）、433万3,154人の生徒が在籍する。

(3) 中等教育

国際連合教育科学文化機関の統計によると、180万人の生徒が5,409校で学んでいる。

(4) 職業教育・訓練

職業教育・訓練は21分野が提供されており、全国に322校が存在する。全生徒数は6万8,000人である（2010/2011年時点）。

(5) 高等教育

高等教育及び科学研究省の発表によると全国に24総合大学、42技術研究所、200大学、800学部が存在する。学生数は学部生が35万人、大学院生が1万5,000人である。

(6) クルド自治区における高等教育

クルド自治区には、JICA調査団がウェブ検索で調査したものも含め、16大学が存在する。そのうち、工学部を有する大学が10校、医学或いは歯学部を有するものが5校、大学院を有するものが5校存在する。

4.2.2.2 人材育成の抱える課題

国家開発計画や本調査で提起された人材育成上の課題は、次の4つに大別できる。これらは、a) 教育の質が施設の不備や老朽化により低い点、b) 教育者のレベルが低い点、c) カリキュラムが社会の要求に合致しない点、及びd) 就学率が低く落第生の多い点である。

4.2.2.3 クルド自治区における人材育成の課題

クルド自治区における人材育成上の課題は概ねイラク全体と類似するが、なかでも高い非識字率と、貧弱な教育施設が問題とされている。

4.3 通関

本節ではイラクの通関手続きについて要約する。

4.3.1 関税法と関税率

関税法は1984年の法律第23号を原典とする。関税率については2003年のCPAによる命令が現在（2013年6月1日時点）適用されている。新関税法及び新関税率は2010年1月に法律として成立したが、未だに施行されていない。

【クルド自治区の関税法】

基本的にはイラク連邦政府の法令に準拠している。

4.3.1.1 CPA以前の通関法

1984年の法律第23号に通関業務に関わる全ての用語と手続きが規定されており、これが現在までのイラクの通関業務の原典となっている。この法律は18編、271条項により構成される。

4.3.1.2 輸入税の変動

現在の輸入税は2003年のCPA命令第38号で規定された建国税（Reconstruction Levy）5%がそれに該当する。本建国税は近い将来法律第22号（2010年制定）によりHSコードに基づく物品ごとの税率に変更される予定である。しかし、施行予定であった2011年6月以来未だに実施に移されていない。

4.3.1.3 CPA命令と建国税

前述のとおり、現在輸入品については、建国税5%が徴税されており、その他に源泉徴収税として最大3.67%が徴税されている。

4.3.1.4 新関税率

新関税法の導入に伴い、関税率も一新されることとなっており、品目の分類にはHSコードが適用されることとなっている。最大税率は80%である、一般には0～30%の範囲である。

4.3.2 通関手続き

通関手続きは積み込み前と入国前検査手続きに分けられる。

4.3.2.1 積み込み前検査

中央銀行告示によるとイラクへの輸入品は次の認証書の取得が求められる。

1. 原産国証明
2. 国際的に認知された貨物検査会社による検査証（出荷国のイラク大使館による認証署名入り）

3. 船積み証券 (B/L: Bill of Lading)
4. 輸入者による通関申請書
5. 輸入者による支払指図書

上記2.の検査証はイラク品質検査標準局 (COSQC: Central Organization for Standardization and Quality Control) の規則に準じて実施されることが求められる。その流れは次の通りである。

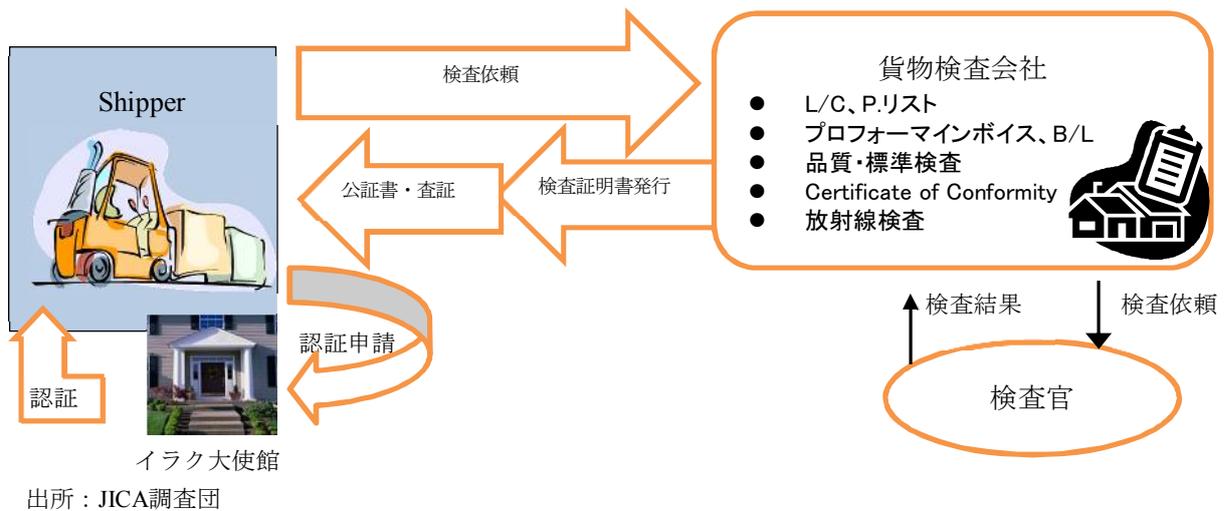
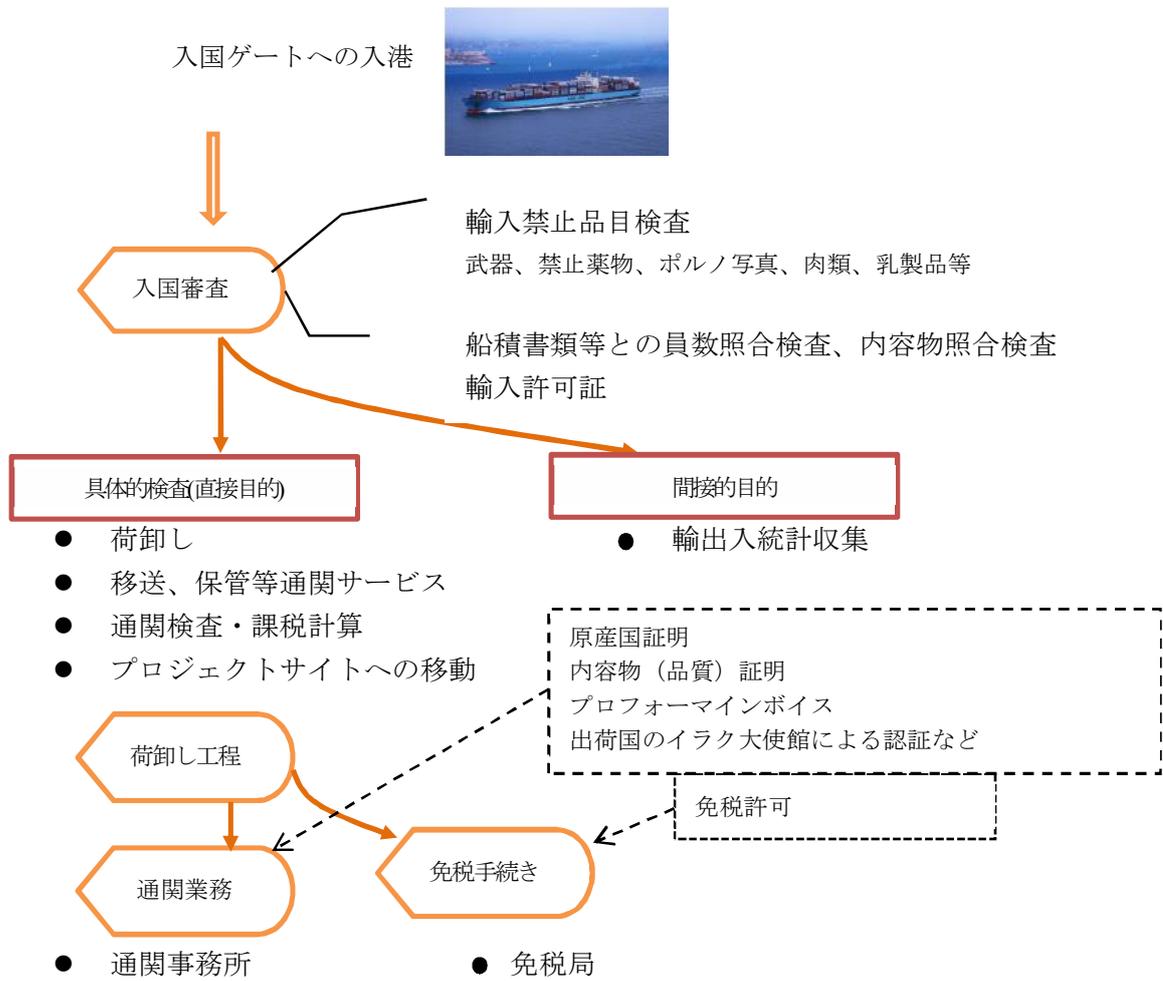


図 4.3-1 積み込み前通関手続き

4.3.2.2 入国前手続き

入国前に必要な通関手続きを次に示す。



出所：JICA調査団

図 4.3-2 入国前通関手続き

4.3.2.3 イラク入国ポイント

イラクへの入国ポイントは次の通りである。

表 4.3-1 イラク入国ポイント

No.	ゲート名	隣接国/海域
Land Entry Port		
1	Al-Shalamjah	イラン
2	Al-Mundhiriyah	
3	Haj-Omran	
4	Al-Shaib	
5	Zorbatiyah	
6	Beruez Khan	
7	Safwan	クウェート
8	Trebil	ヨルダン
9	Al-waleed	シリア
10	Rabia	
11	Ibrahim al -Khalil	トルコ
Seaports		
1	Um-Qser Port	ペルシャ湾
2	Khor al-Zubair Port	
3	Abu-Floos Port	
Airports		
1	Al-Basra Airport	
2	Baghdad Airport	
3	Al-Najaf Airport	

出所：Iraq Trade Information Center, Ministry of Trade

4.3.3 通関に関わる課題

通関の課題は、a) 同じ貨物であっても通関日や担当者が異なると審査基準が異なる等、規則や制度が不透明である点、及び b) 手の空いた職員が多く見られるなかで一部の職員に書類が集中し、全体として通関業務が停滞する等、通関業務や管理システムが非効率である点に集約される。

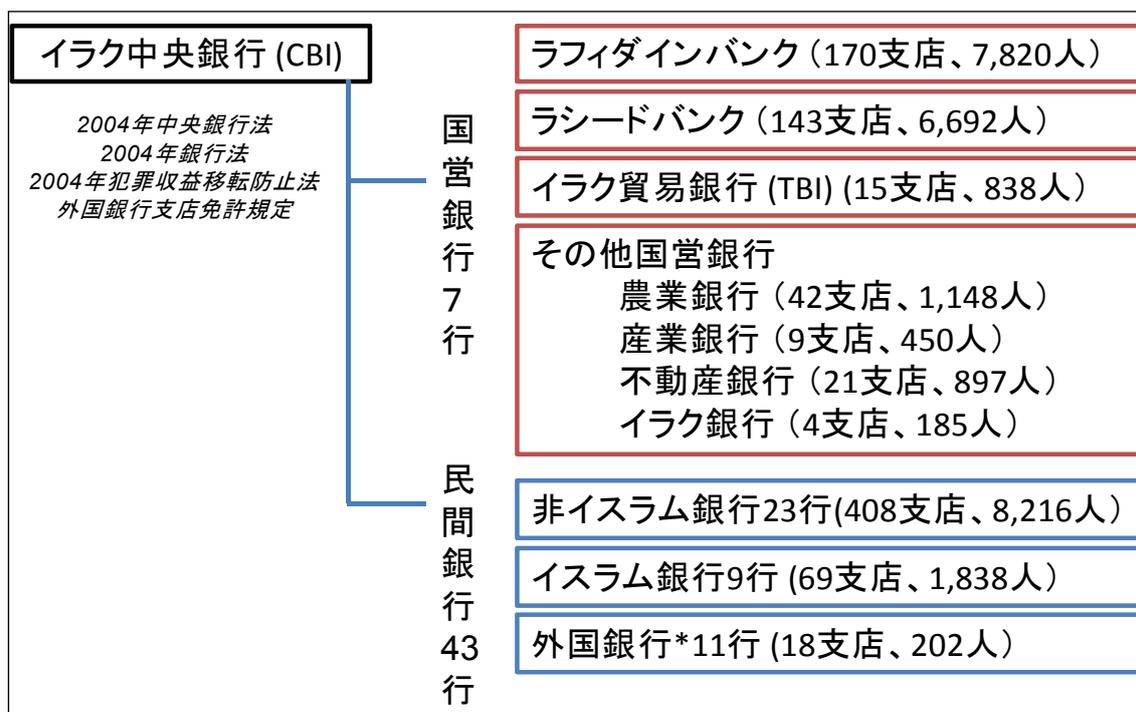
4.4 金融システム

本節ではイラクの銀行システムおよび決済の現状について整理する。加えて、発展途上にある証券取引所についても概観する。

4.4.1 銀行システム

イラク中央銀行（CBI）は、関連法に則り官民 50 の商業銀行（総資産 144 兆イラクディ

ナール (IQD)) で構成される銀行セクターを統制している (図 4.4-1 参照)。イラクの銀行システムは、商業銀行支店数でみて成人 10 万人当たり 5.1 支店と未だ発展途上ではあるものの、ドナー機関の支援等により 2 大国资銀行の再建、民間銀行の資本増強、銀行間電子決済システムの整備などを通じ着実に近代化に向かっている。



出所：イラク中央銀行資料からJICA調査団作成

*その後外国銀行4行が加わり2013年4月現在、民間銀行は47行、銀行セクター全体で54行となっている。

図 4.4-1 イラクの銀行セクター (2011 年末時点)

4.4.1.1 現状

(1) 銀行セクターの概要

国资銀行上位 3 行 (ラフィダイン銀行、ラシード銀行、イラク貿易銀行 (TBI: Trade Bank of Iraq)) を含む国资銀行セクターが、全銀行セクター資産の 9 割、融資の 8 割、及び預金の 9 割を占める。全国に支店網を持つのは 2 大国资銀行のラフィダイン銀行とラシード銀行のみである。また、貿易金融は、2003 年以降現在まで TBI が事実上独占している。

民間銀行は、その数が多いものの資本基盤が弱く、与信活動はあまり活発ではない。ただし、外国銀行が株式の過半数を有する一部の民間銀行 (表 4.4-1 参照) については、近年、業容拡大が目覚ましい。

外国銀行の支店数は近年急増している。主に近隣諸国 (レバノン、トルコ、イラン、UAE、バーレーン) の出店が多い。イラク民間企業への与信は行わず、主に自国企業へのサービスを提供している。

表 4.4-1 外国銀行が出資するイラク民間銀行

銀行名	外国株主（国）	比率	出資年
バグダッド銀行	バーガン銀行(クウェート)	51.79%	2009
ダルエスサラーム投資銀行	HSBC(英国)	70.10%	2005
ディジラ・フラット銀行	アーンリース投資会社(クウェート)	17.50%	2010
イラク商業銀行	アーン・ユナイテッド・バンク(バーレーン)	49.00%	2005
イラク信用銀行	クウェート国立銀行(クウェート)	81.00%	2011
イラク国立銀行	キャピタルバンク(ヨルダン)	72.30%	2009
マンスール銀行	カタール国立銀行(カタール)	51.00%	2012

注：HSBCは2013年4月現在、全持ち株（同行の約70%）の売却を検討中（資料：MEED 26 April-2 May 2013 Issue）。

出所：各行ウェブサイト資料からJICA調査団作成（2013年4月）

(2) 銀行セクターの拡張

銀行セクターは、2005年から2011年の間に急成長した。2005年から2010年までに資産が1.6倍、資本および融資が各々約7倍、預金が5倍拡大している。国営銀行及び民間銀行ともにこれまでの主力業務は保証であり、2009年時点で、総与信に占める保証の割合はそれぞれ92%、72%に達していた。その後、各々の融資業務が伸長する一方で国営銀行の保証が減少、かつ、民間銀行の保証が増大したことで、2011年には国営銀行および民間銀行の総与信に占める保証の割合は、それぞれ66%、64%にまで低減している。

(3) 銀行セクターの再建

1) 民間銀行の強化

2009年までは公共セクターへの融資、預金等は国営銀行のみが行っていたが、現在は民間銀行も原則として全ての銀行業務を実施できるようになっている。TBIが独占してきた政府プロジェクトに係る信用状（L/C: Letter of Credit）発行についても民間銀行に配分されるようになっている。しかし、実際には、民間銀行の資本基盤が脆弱であることから、財務省（MOF: Ministry of Finance）は、政府機関に対して国営銀行を使うように指導している。また、TBIが発行するL/Cの民間銀行への再配分についても、1件当たり400万米ドルまでという規制がある。そこでCBIは、民間銀行の強化を図るべく、2013年6月末までに全ての民間銀行の最低資本金額を2,500億IQDに引き上げることを義務付けている。

2) 国営銀行の再建

2003年以降、CBIは、IMFおよび国際復興開発銀行（IBRD: International Bank for Reconstruction and Development）を中心とする国際援助機関の支援により、銀行セクターの再建、及びラフィダイン銀行とラシード銀行の不良債権処理を実施してきた。2006年に

CBI および MOF によって締結された 2 行の再建に関する了解覚書に基づき、2013 年 6 月末まで両行の再建は続く予定である（不良資産処理により、ラフィダイン銀行およびラシード銀行の総資産は、2011 年末時点で、それぞれ対前年度比 71.5%、37.2%削減されている）。

国営銀行は過小資本の問題を抱えるが、預金に対する暗黙の政府保証があるため預金が潤沢にあり、その結果、貸出預金比率が非常に低くなっている。このような預金の過小運用の一因として、CBI 預金金利や財務省証券金利が国営銀行預金金利よりもかなり高い水準であるため、国営銀行の与信業務への取り組みが妨げられていることが挙げられる。

(4) 支払いシステム

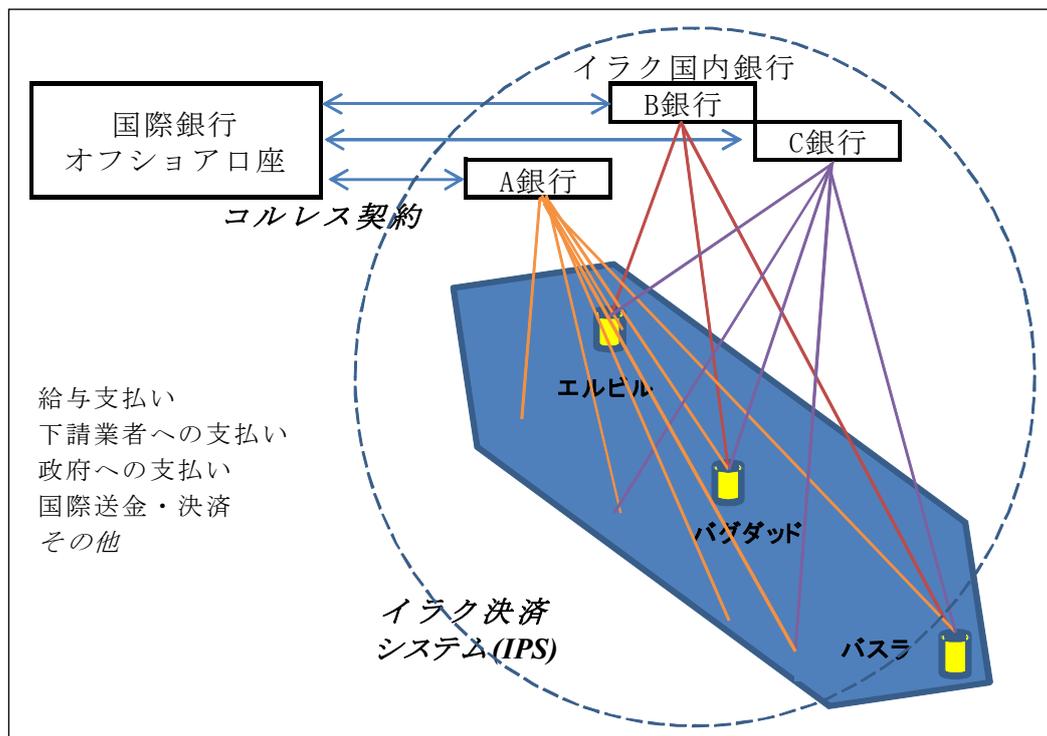
1) 現在の発展段階

未だ現金が支払い手段の中心であるが、2006 年以降、銀行間電子決済システムである「イラク決済システム (IPS)」が順次整備されてきた。IPS には即時グロス決済システム (RTGS: Real Time Gross Settlement)、自動資金決済センター (ACH: Automated Clearing House) システム、及び政府証券登録システム (GSRS: Government Securities Registration System) が含まれ、2012 年末時点で、それぞれ 44 行、17 行、25 行が参加している。国営銀行全 7 行が IPS に参加するなか、民間銀行は 47 行中 31 行（うち外国銀行は 6 行）の参加に留まる。

個人金融に関しては、現在、CBI が米国国際開発庁 (USAID: United States Agency for International Development) の支援を得て、国内 ATM とクレジットカードによる決済システム「ナショナル・スイッチ」、及び移動通信機器やインターネットからの国際・国内決済システム「イラク双方向モバイル決済システム (IIMPS: Iraq Interoperable Mobile Payments System)」を整備中である。

2) オフショア・バンキング

欧米の大手石油会社や多国籍企業は、イラクのように国情がまだ安定していない新興国における支払い決済にオフショア・バンキングを活用している。即ち、イラク国内で発生する各種支払いを、ドバイ等の海外にある国際銀行に開いた（米ドル等の国際通貨建の）口座で一元管理している。国際銀行はイラクの地場銀行とコルレス契約を締結しているため、顧客は、イラク国内でイラクディナールまたは米ドル建の口座を開設し諸々の支払い（職員給与の支払い、行政機関への支払い、下請業者への支払い、国外送金等）を実施することができる（図 4.4-2 参照）。



出所：収集情報を基にJICA調査団作成

図 4.4-2 オフショア口座によるイラク事業に係る支払いの管理

3) 国際銀行とコルレス契約を締結している地場銀行

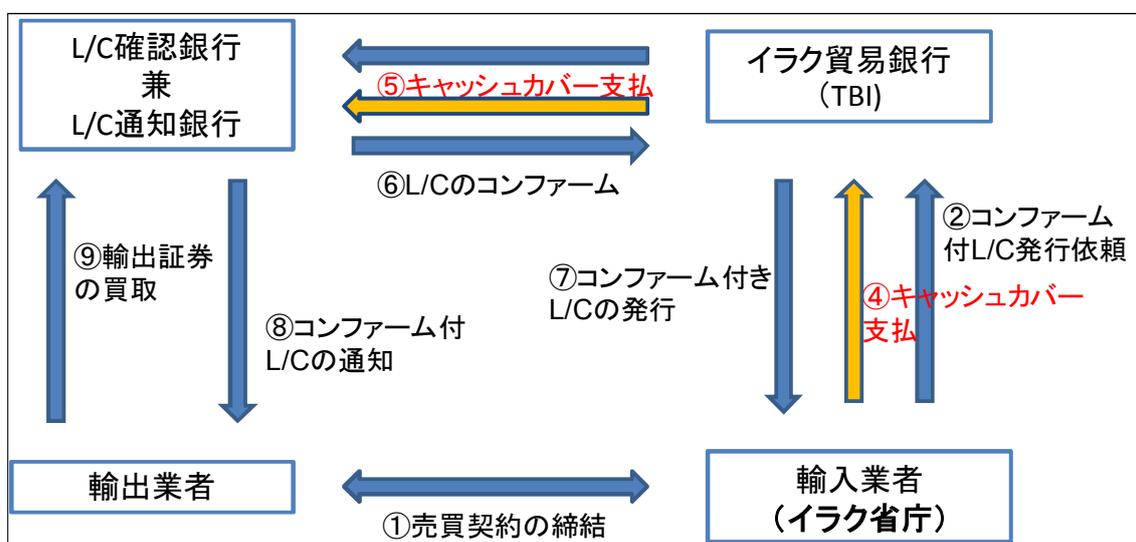
国際銀行とコルレス関係を締結している地場銀行は、4つの条件を満たしている。それらは、a) 内部統制システム（顧客確認システムおよびアンチマネーロンダリング規則）が整備されていること、b) 健全な財務状態にあること、c) 広い国内支店網を持つこと、及び d) IPSの全てのシステム（RTGS、ACH、GSRs）に参加していることである。これら4条件を満たすイラクの地場銀行として、TBI およびバグダッド銀行が挙げられる。いずれも近年、業容を急速に拡大している。

4) 海外送金

海外送金にあたって、送金を証明するための書類の提出及びCBIによる承認に時間がかかること、及び、CBIの日次為替取引量が限られていることから企業が必要となる外貨の獲得が十分にできないことが課題となっている。このような状況の打開策として、既にイラクビジネスに従事している企業は、a) 金額や銀行を複数に分けて送金、b) 一部製品をカウンターパートのイラク国外本店・支店向けに販売、c) CBI承認が得やすいL/C決済に切り替えて外国銀行のイラク子会社や支店に決済を依頼するという3つの手段を組み合わせ、海外送金を行っている。

(5) 貿易決済

政府プロジェクトの L/C 決済に関しては、2010 年 3 月までイラク開発基金（DFI: Development Fund for Iraq）の CBI 口座にある資金をキャッシュカバー支払いの後ろ盾とし、JP モルガンチェースが主導するコンソーシアムバンクが TBI に代わって L/C を発行する「コンソーシアムバンクスキーム」が実施されていた。しかし、同スキームが終了し、TBI が国際銀行と 1 対 1 のコルレス契約を締結して L/C 決済を 1 件ずつ実施するシステムに移行して以降、TBI による L/C 開設・発行および国際銀行による L/C 確認の遅延が問題となっている。TBI が国際銀行から L/C の確認を得るためには事前に国際銀行にキャッシュカバーを支払う必要があり、それがボトルネックとなっている。



出所：収集情報を基にJICA調査団作成

図 4.4-3 TBI による新貿易決済スキーム（2010 年 3 月～現在）

既にイラクビジネスに従事しているイラク周辺国企業への聞き取り調査によれば、L/C 発行遅延問題は、顧客であるイラク省庁が潤沢な予算を持っているか否かに影響を受ける。したがって、イラク事業に従事する際には、当該プロジェクトの予算措置がなされているかを事前に確認することが重要となる。また、L/C 決済を迅速に行いたい企業のなかには、国際銀行に手数料を支払って TBI の L/C の再発行や同 L/C の確認等を実施している企業もある。

(6) CBI による外国為替オークション

2004 年以降、CBI は日次の外国為替オークションを実施しており、参加銀行に対して、1 米ドルあたり 13 IQD の手数料及び輸入や取引内容を証明する書類と交換で、米ドルを固定レート 1 米ドル=1,166 IQD で販売している。CBI は現在、近隣のシリアやイランへのマネーロンダリングの防止のために、参加銀行に対して外貨取引量を制限するとともに、電子送金よりも L/C 決済を推奨している。しかし、現在の日次の外貨取引量（2013 年 5 月平均：1.6 億米ドル）では、参加銀行（20-30 行）が購入可能な外貨は 1 行 1 日あたり平均 500～800

万米ドルに限られている。これに加えて、CBI が提出を求める輸入や取引内容を証明する書類が多く、かつ、その確認作業に時間がかかりすぎるものが貿易決済の足かせとなっている。

(7) クルド自治区とイラク連邦における銀行システムの違い

銀行システムが発展途上である状況は両地域とも同じである。また、イラクがリスク市場であり、CBI による銀行監督機能が発展途上である点でも同じ状況である。クルド中央銀行は、CBI の支店という位置づけとなっており、連邦政府の定めるすべての銀行関連法に従っている。

なお、銀行がCBIの外国為替オークションに参加するためには、バグダッドに国内本店を置く必要がある。

4.4.1.2 課題

イラクの銀行セクターは 2006 年以降、着実に近代化の道を歩んでいる。しかし、日本企業がイラク事業を行うためには、以下の課題につき、さらなる改善が望まれる。

(1) ラフィダイン銀行およびラシード銀行の再建

日本の銀行が、イラク銀行セクターの業務の大半を担っているラフィダイン銀行およびラシード銀行と業務を再開できることが望まれる。そのためには両行の再建が計画通り達成され、かつ、両行が国際業務に復帰することが必要になる。両行が国際業務に復帰するためには、両行の海外資産に対する凍結措置が解除されることに加えて、両行の不良債権処理、内部統制システムの整備、業務の効率化等の課題が存在する。

(2) 民間銀行の資本増強と再編

政府プロジェクトに係る巨額の L/C を発行できるようになることを含め、外国企業に対して金融サービスが円滑に提供できるようになるべく、イラク民間銀行の資本基盤を強化する必要がある。また、国営銀行に有利な諸規制（政府機関は国営銀行を利用すべきとする MOF の指導や、民間銀行が扱える L/C 金額の上限が 400 万米ドルであること等）をなくし、民間銀行が国営銀行と同じ土俵で競争できるようになるためにも、民間銀行の資本増強および民間銀行セクターの再編が必要である。CBI が全民間銀行に対して、2013 年 6 月末までに最低資本金額を 2,500 億 IQD に引き上げることを課しているが、それが引き金となって民間銀行統廃合と外資参入が促されることを、イラク政府および国際援助機関は期待している。

(3) イラク決済システムのさらなる発展

IPS に参加している外国銀行は 15 行中 6 行である。また国内銀行も全てが参加しているわけではない。ビジネス環境改善のためには、IPS に全銀行が参加し、速やかな銀行間決済が実現することが望まれる。それには、外国銀行がバグダッドに出店でき、かつ、現在、オフショア・バンキングを実施している国際銀行がイラクに出店できるほどにイラクの国情が

安定する必要がある。

(4) コンソーシアムバンクスキーム後の課題

L/Cによる貿易決済が事実上TBIに独占されているにもかかわらず、2010年3月以降、TBIによるL/C開設の遅延が問題となっている。TBIのL/Cが国際銀行の確認を得るために事前に要求されるキャッシュカバーの支払いがボトルネックとなっている。イラク周辺国の企業は、国際銀行に高い手数料を払って確認してもらい、国際銀行にTBIのL/Cを再発行してもらい等、現状ででき得る対応策を見つけてイラクビジネスを進めている。しかし、そのような対応策を見出していない日本企業にとっては、イラクリスクをとれる国際銀行や信用できる地場銀行を見つけて、L/C決済遅延の問題を解決する必要がある。日本企業にとっては、支払い保証を確実に得ることがイラクビジネスにおける最重要課題の一つとなっている。

(5) CBIの能力強化

貿易決済（送金およびL/C業務）遅延の一因として、参加銀行1行あたりが1日に購入可能な外貨量が不足していること、CBIに提出する書類が多いこと、及び提出書類の確認作業に時間がかかりすぎることが挙げられる。貿易決済を円滑にするためには、CBIによる外国為替オークション運営および各種証明書類のCBIによる承認工程が改善することが重要である。

4.4.2 証券市場

4.4.2.1 現状

現在のイラク証券取引所（ISX: Iraq Stock Exchange）は、暫定証券法に基づき2004年4月に設立されたもので、イラク証券取引委員会（ISC: Iraq Securities Commission）が運営する非営利団体である。2013年4月現在89企業が上場しているが、そのうち36社が金融機関となっている。2012年度の売買高では銀行株が全体の76%を占めている。

ISXの規模は未だ非常に小さく、その時価総額は2012年末時点で45.5億米ドル（サウジアラビア証券取引所の1/100の規模）に留まる。

2013年2月には、中東ではここ4年余りで最大となるイラク通信会社アジアセルによる1兆4,900億IQDの新規株式公開（IPO: Initial Public Offering）が成功したことで、今年度のISXの時価総額は前年度比2倍となると見込まれている。また、2014年には、エルビル証券取引所を開設することが、ISCとクルド自治区政府との間で合意された。

4.4.2.2 課題

現行の証券取引法は暫定法である。正式な証券取引法の草案は2008年以降審議されているものの、国会承認に至っていない。世界銀行の報告書（2011年）でも指摘されている通り、イラク証券市場がさらなる発展をし、外国人投資家を招致できるようになるためには、

以下の課題を克服する必要がある。

- 1) ISC による統制権限強化
- 2) 上場企業のガバナンス強化
- 3) 投資家の権利・利益の保護
- 4) ISX 売買高の拡大

4.5 税務会計システム

本節では、イラクの税務会計システムの概要について説明する。

4.5.1 税務

4.5.1.1 法人税

(1) 税率

所得税は、イラクで得た課税収入についてイラクの法人組織、外国企業の支店を対象として課税される。法人所得税の税率は、課税収入の 15%となっている。この税率は、石油・ガスの生産および開発に関する事業と、それに関わる関連産業（サービス契約）の事業を除く全ての企業に適用される。石油・ガス事業に関しては 35%の税率が課される。

表 4.5-1 税率

項目	税率
法人税	15%（石油・ガス事業は35%）
キャピタルゲイン税	15%（石油・ガス事業は35%）
支店税	15%（石油・ガス事業は35%）
源泉徴収税	15%（上限）
配当	0%
利子率	15%
ロイヤリティ	15%
支店送金にかかる税	0%

注：源泉徴収税は、非居住者に対する支払いに対して課される。

出所： Ernst & Young “Doing business in Iraq 2012”

以下のいずれかの事象がイラクで生じた場合、イラクで所得が発生したとみなされる。

- 事業が実施された
- 成果が引き渡された
- 契約が署名された
- 成果に対して支払いがなされた

以上のいずれにも該当しない場合は、免税措置が適用される。イラク企業が、国外で所得税を支払った場合には、税額控除を受けることが可能になる。なお、税額控除については一般的に国外で支払った税額が上限となる。外国の税額控除分については、5年間繰り延べることができる。

(2) 減価償却

減価償却の計算手法としては、定額法を利用することができる。その他の減価償却の手法については、税制委員会（General Commission for Tax）が認可したものについては、利用することが可能である。また、金融セクターに関しては別の減価償却方法が適用される。

表 4.5-2 減価償却

単位：%

資産	金融セクター	その他のセクター
建物	2-5	2-5
オフィス機器	20	15-20
自動車	20	15
プラント・機械	20	15

出所：Ernst & Young, “Doing business in Iraq 2012”.

なお、事業者がイラクの税務当局が認めた上記の税率よりも大きな税率を適用した場合に発生する収入の差分に関しては、税務上は費用としては認められない。

(3) 納税申告

会計年度の終了後5カ月以内に、全ての事業者は、確定納税額に従って全ての税額を支払い、アラビア語で書かれた税務申告書を提出しなければならない。申告が遅れた場合には、罰則として50万イラクディナールを上限に、税額の10%が追徴課税される。なお、外国企業の場合、申告が遅れた場合には10万米ドルが追加課税される。また、通知の21日以内に税金を支払わなければ、さらに5%の追加課税がなされる。

(4) フリーゾーン

第3章で述べたとおり、自由貿易区（フリーゾーン）の投資家は、免税措置を受けることができる。まず、輸出入に関わる税金が免除される。また、設立、建設段階を含む全てのプロジェクトの期間中、地区内の事業から発生する投資収益について免税される。

4.5.1.2 個人所得税

課税対象者に対しては、毎年、個人所得税が課される。

表 4.5-3 個人所得税

金額	税率
500,000イラクディナールまで	3%
500,000~1,000,000イラクディナールまで	5%
1,000,000 ~2,000,000イラクディナールまで	10%
2,000,000イラクディナールを超える額	15%

出所：Ernst & Young, “Doing business in Iraq 2012”.

個人所得税は幾つかの控除を受けることができる。対象となる控除項目は次の通りである。

- ・ 個人控除
- ・ 配偶者控除
- ・ 18歳未満の子どもあるいは25歳以下の学生に対する控除
- ・ 未亡人もしくは離婚者に対する控除
- ・ 63歳以上の退職者に対する控除
- ・ 社会保険料年額
- ・ 基礎給与の30%を超えないその他の引当金
- ・ 基礎給与の25%を超えない額の外国人雇用者が受け取った海外での手当

上述の控除の適用を受けるためには、外国人は、イラクに居住していなければならない。イラク居住者として認められるためには、アラブ人ではない外国人は、課税対象の年度に120日間以上連続で居住するか、合計で6カ月以上イラクに滞在していなければならない。イラク人ではないアラブ人の場合は、課税対象の年度内に、1日でもイラク国内に雇用契約を結んだうえで滞在していれば、イラク居住者として認められる。なお、全てのイラク人は、常に上述の控除を受ける権利を有している。

4.5.2 会計

イラクの組織やイラクで事業活動を行う外国の主体は、イラクの統一会計システム (IUAS: Iraqi Unified Accounting System) および財務省や最高会計検査院等の関連規制当局の要請に従って作成された財務諸表を含む法定調書を準備しなければならない。

基本的には、財務諸表はIUASに従って作成されなければならないが、銀行セクターについては、イラク銀行法により、全ての銀行は、国際会計基準 (IFRS: International Financial Reporting Standards) に従って作成することになっている。将来的には、全ての企業がIFRSに従って財務諸表を作成しなければならないという指摘も聞かれる。

イラク国内で事業を展開する組織は、会計書類をアラビア語で作成しなければならない。当局に提出する財務諸表もアラビア語で作成されなければならない。外国の監査人が監査をすることは認められておらず、監査人はイラク人でなければならない。また、財務報告書で利用される通貨は、イラクディナールでなければならない。

表 4.5-4 イラクの監査手続き

順番	手続き
1)	顧客（事業者）から監査法人が財務データを受領（通常は12月ごろ）
2)	監査法人は、IUASに基づいて財務諸表を準備
3)	監査人は、監査法人が作成した財務諸表に署名
4)	事業者は、税務委員会に対してその他の書類とともに納税申告書を提出（5月1日まで）

出所：JICA調査団

1999年、会計・金融高等機関が設立された。当機関は、専門の「公認会計士」の資格を付与することができる機関である。この資格は博士号と同等のものとみなされ、資格取得者は、最高会計検査機関で研修を受ける。以下の通り、イラクの会計システムにおいて、最高会計検査機関と監査諮問会議は重要な機関である。

(1) 最高会計検査機関（BSA: Board of Supreme Audit）

最高会計検査機関は、イラク会計基準を策定する責任を有している。最高会計検査機関の議長は、監査諮問会議の議長を兼ねることが一般的である。最高会計検査機関は、公的セクターの監査に責任を持つ。

(2) 監査諮問会議（AAB: Audit Advisory Board）

監査諮問会議は、イラクにおける会計・監査の専門家を監督する役割を担う。

第5章 イラクビジネスにおける課題

本章では、イラクビジネスにおける課題を整理する。課題整理の材料として、a) 近隣国とのビジネス環境の比較、b) 近隣国を含む現地調査での聞き取り結果及び文献調査の結果、c) トルコ企業へのアンケート調査の結果、及び d) 日本企業へのアンケート調査の結果の4項目を用いる。最後に、本章のまとめとして、これらの整理・分析の結果を基に重要度の高い課題を抽出する。

5.1 ビジネス環境と主要な課題

ビジネス環境の改善を示す指標として、外国投資の増大と貿易量の増大を挙げることができる。外国投資の決定因子として議論されるのが対象地のビジネス環境であり、また投資環境である。ビジネス環境には内的要因に基づく幾つものビジネスリスクが付きまわっている。同時に社会・政治、財政策、人的資源、制度、税務等々の要因も関わってくるため、広範囲のデータの収集に努めた。これらのデータには、国際機関による調査報告書、世界的に知名度の高いコンサルティング企業・法律事務所による調査報告書、信頼できる各種統計などが含まれる。その他、イラク国家投資委員会やクルド投資庁等からできる限り多くの資料を入手し、それらを分析した。これらの収集データに加え、近隣国（レバノン、アラブ首長国連邦（UAE: United Arab Emirates）、ヨルダン、トルコ）においてイラクビジネスを行っている企業・関連団体に対する調査結果を分析した。

5.1.1 ビジネス環境比較表

本調査の目的はあくまでイラク市場へ参入するための現実的かつ信頼できる情報を収集するところにある。この目的の達成に資するために、アラブ諸国におけるビジネス環境について比較表を作成し、比較分析を行った。その結果、イラクのビジネス環境に関わる全体的な枠組み自体は、近隣国と比較して特に劣っているわけでは無いことが理解できた。

5.1.2 ビジネスの行い易さ

上記の比較表上のデータの比較では、イラクのビジネス環境が近隣国と比べて特に劣っているようには見えない。しかし、本報告書の第3章で記述したように、世界銀行の世界ビジネス環境比較では185か国中165位と下位であり、近隣国に大きく劣る。現在経済制裁を受けているイランの順位が145位であり、イラクはこれより劣っていることになる。

5.2 調査を通じて特定した主要な課題

JICA 調査団が調査期間中に訪問した企業・機関・団体は75社・機関で、面談回数は延べ100回以上に達した。これらの聞き取り調査に加え、国内外の文献・報告書を収集・分析し、

調査の参考データとして利用した。以下、これらの調査の結果を要約する。

5.2.1 社会経済概況

5.2.1.1 人口、労働市場、教育

イラクでは人口増加率の高さが顕著で、その人口は現在の 3,000 万人から、2030 年には 5,000 万人に達すると推測されている。特に、30 歳以下の人口が 70%を占めていることが特徴として挙げられる。

高い非識字率と、若年者層の低い教育レベルが将来的に外国投資のネガティブ要因となる懸念がある。

5.2.1.2 産業構造

国内総生産のセクター別内訳では、鉱業・砕石業（石油・ガスを含む）が全体の 41.8%を占め、突出している。一方で、製造業は 2.2%、電気・水道業等は 1.1%と、産業構造の不均衡が顕著である。

5.2.2 法制度

5.2.2.1 法制度間のコンフリクト

2003 年以前に成立した法律、2003 年から 2006 年の連合暫定当局及び暫定政権下に成立した制度、さらに 2006 年以降に成立した法律間でコンフリクト（法律の適用性に係る不明確さ）が生じている。

5.2.2.2 外国での裁定と仲裁裁定書

イラクの法制度下では外国裁定事項の執行は難しい。その理由として、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）」に加わっていないことが挙げられる。

5.2.3 労働と人的資源

15 歳から 24 歳までの若年労働人口は年々拡大している。しかし、民間および公的機関による育成プログラムは十分ではない。

5.2.3.1 教育と訓練の質

イラク人労働者の技能力は不十分と捉えている外国企業が多い。国家開発計画も、教育と訓練の質の劣化を重要な課題として捉えている。

5.2.3.2 教育能力

国家開発計画は、教育者及び教育管理者の質が不十分であると指摘している。また、教育予算の不足についても指摘している。

5.2.3.3 学校での職業斡旋

イラクの教育現場は、卒業生の就職斡旋機能を有していない。企業が人材をリクルートする際は、有力者の紹介に頼ることが多い。

5.2.4 金融システム

銀行セクターの再編は、2006 年以来現在も進行中である。例えば、中央銀行は国際援助機関の支援を受け、イラクの銀行セクターの近代化に取り組んでいる。

5.2.4.1 民間銀行の強化と再編

イラクの民間銀行は、外国企業に円滑な金融サービスを提供できるように、その能力・体質を強化することが必要な状況にある。そのような状況下、中央銀行は民間銀行に対して、2013 年 6 月末までに最低資本金を 2,500 億イラクディナールに増資することを求めている。

5.2.4.2 決済システムの更なる強化

イラク決済システム（IPS: Iraq Payment System）は 2006 年に開発されたが、国内民間銀行や外国銀行の本システムへの参加は十分でない。

5.2.4.3 コンソーシアムバンクスキーム後の課題

信用状（L/C: Letter of Credit）の開設・発行、及び国際銀行による同 L/C の確認の遅れが、コンソーシアムバンクスキーム終了以降の課題となっている。

5.2.5 通関

イラクの通関システムの改革は 2004 年に開始され、現在も続行中である。現在の課題として挙げられているのが、a) 通関規則への判断が職員により異なるような不透明な制度、b) 手の空いている職員が多く見られるなかで一部の職員に業務が集中し、全体として業務の停滞を招いている非効率な通関業務、c) 職員の定期性配置を行えない通関職員の管理能力の欠如などである。

5.2.5.1 不透明な制度

通関業務の遅延の主因は、不透明な制度や通関職員の業務能力不足にある。

5.2.5.2 新関税法の実施時期の不透明さ

通関当局が何度も実施時期を発表し、その度に訂正を繰り返してきた。このことで輸出入業者の間で混乱が生じている。

5.2.5.3 非効率かつ矛盾の多い通関業務

通関の最終判断は一名の通関職員の専任事項となる場合が多い。また、同じ通関書類に対し検査した職員が異なれば、判断が異なることも珍しくない。通関業務のガイドラインの整備が不十分な状況にある。

5.2.5.4 職員の能力

殆どの通関職員は専門性をあまり必要としない業務に従事している。外国の貿易業者による見立てでは、通関現場での混雑はもっぱら業務の非効率性によるものである。

5.3 アンケート調査の結果

JICA 調査団はイラクビジネスに関係のあるトルコ建設関連企業および日本企業に対するアンケート調査を実施し、その結果からもイラクビジネスにおける課題を分析した。以下にその要約を述べる。

5.3.1 トルコ企業の指摘するイラクビジネスの問題点

トルコ企業の捉えるイラクビジネスの最も重要な課題は、a) 不安定な政治状況と治安問題、b) 非効率的な通関業務、及びc) ビザ取得の困難性となる。

5.3.2 トルコ企業のイラク進出戦略

イラクへの市場参入は多くの障壁を抱えていることを認識しつつも、ハイリスク・リターンのコンセプトで参入を活性化させている。

5.3.2.1 治安問題

現地の有力者を上手く利用して治安問題に対処しており、イラクビジネスでは有力者の活用が不可欠な要素と考えている。

5.3.2.2 規則の頻繁な変更

頻繁な規則変更も深刻な問題である。突然の規則変更に対応するため、トルコ企業の間には、現地法律事務所と契約を結び力強い支援体制を構築しているところも少なくない。または、クルド自治区における人的ネットワークを利用して突然の変更に対処している。

5.3.2.3 ビザ申請・取得

数次ビザや労働許可証の取得はトルコ企業にとっても一筋縄でできるものではなく、まして正攻法では難しい手続きと考えられており、近隣国貿易会社ではさまざまな対応措置を講じている。

5.3.2.4 通関処理

規則の頻繁な変更と不透明な通関処理は重要な事象であるが、深刻な問題としては捉えられていない。

5.3.2.5 事業に係るライセンス取得

事業に係るライセンスの取得は最も複雑かつ時間の掛かる作業である。多くのトルコ企業はクルド自治区に在住する有力者を通じて取得手続きを行っている。

5.3.2.6 決済と支払

民間ビジネスまたはプロジェクトビジネスでは、イラク在住の仲介企業を通じて現金決済することがある。さらに、クルド自治区では幾つかのトルコ系銀行が支店を開設し、トルコ企業の短期資金融資や送金のニーズに応えている。なお、日系銀行の支店は開設されていない。

5.3.3 日本企業によるイラクビジネスの問題点

本調査の中間報告ワークショップ（於：東京）に参加した日本企業に対して、イラクビジネスにおいて直面している・懸念している問題を問うアンケート調査を行った。政情不安、治安問題、複雑な法制度、決済の難しさ、複雑かつ非効率な通関手続き、及び不明瞭なビザ取得手続き等が重要な問題であると指摘された。

5.4 課題の整理

調査期間中に様々な手段によって収集したイラクビジネスにおける課題を整理した結果、最も関心が高かったものは、法制度間の適用性に不透明さがある点（法制度間のコンフリクト）及び輸出入規則の突然の変更であり、次いでビザの取得と労働許可証取得に係る課題、L/Cの開設と信用保証状の発行の困難性、及び労働者の不十分な能力が続いた。

第6章 調査総括と提言

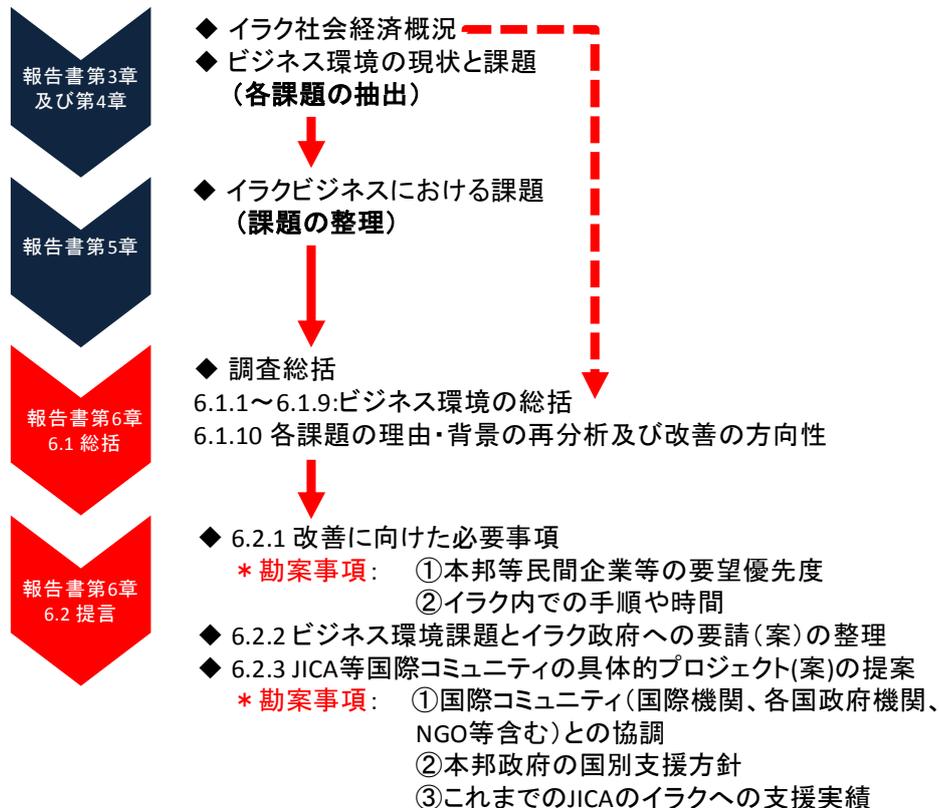
第5章において、民間セクターの視点からイラクのビジネス環境における各課題を分析した。本章では、イラクのビジネス環境を総括し、今後のビジネス環境改善に資する提言を行うものとする。

提言は、イラクのビジネス環境改善に向けた必要事項およびイラク政府がそれを実施するために有効と考えられる JICA 等国際コミュニティ（国際機関、各国政府機関、NGO/NPO 等含む）の具体的プロジェクト（案）の提案から構成されている。

イラクのビジネス環境改善に向けた必要事項は、第4章及び第5章によって抽出された具体的課題及びその理由・背景の分析結果に基づき作成される。提言作成に際しては、本邦等の民間企業等の要望や改善達成に必要となるイラク内での手順や所要時間等も勘案するものとする。

また、具体的プロジェクト（案）の提案に際しては、国際コミュニティとの協調、本邦政府の国別支援方針及びこれまでの JICA のイラクへの支援等も勘案し、高い効果が期待できるプロジェクトを提案するものとする。

下図 6.1-1 は本報告書における調査総括と提言に至る工程（プロセス）を示している。



出所：JICA 調査団

図 6.1-1 調査総括と提言のプロセス

6.1 調査総括

6.1.1 民間セクターにとってのイラクの市場性

第3章での報告の通り、イラク経済の高い成長性および豊かな天然資源は民間セクターにとって有望な市場と判断するに十分なものがある。

また、日本で実施された本調査の中間及び最終報告会には本邦民間企業から延べ200人以上の参加者があり、本邦民間企業のイラク市場に対する関心の増加も確認された。

6.1.2 本邦民間企業や技術に対する高い信頼と期待

本調査における多くのイラク政府機関及び民間企業との協議を通して、イラク国民、イラク政府及びイラク企業の多くが日本との歴史的関係、日本製品、日本の勤勉性そして日本の復興支援を高く評価していることが明確となった。また、彼らの多くが期待する日本民間企業のイラク進出が他国企業に比し遅れていることを憂慮している現実も明らかとなった。

6.1.3 イラク労働力及び技術力の潜在的能力の高さ

同国労働力及び技術力の現状は長期にわたる戦禍により、国際的には基礎技術及び応用技術の両面でかなり劣化したレベルである。しかし、イラク・イラン戦争以前の（1980年代以前）のイラクの工業力及び中東地域における競争力、現在の教育、就業及び技術習得に対するイラク人の関心・意欲の高さ及び本報告書第3章記述の裾広がり的人口ピラミッド等を勘案すると、適切な教育、就労訓練及び就業機会が創出されることによって、高レベルな労働力の供給も持続可能となると考えられる。

6.1.4 クルド地域及びバスラ州等南部地域でのビジネス機会

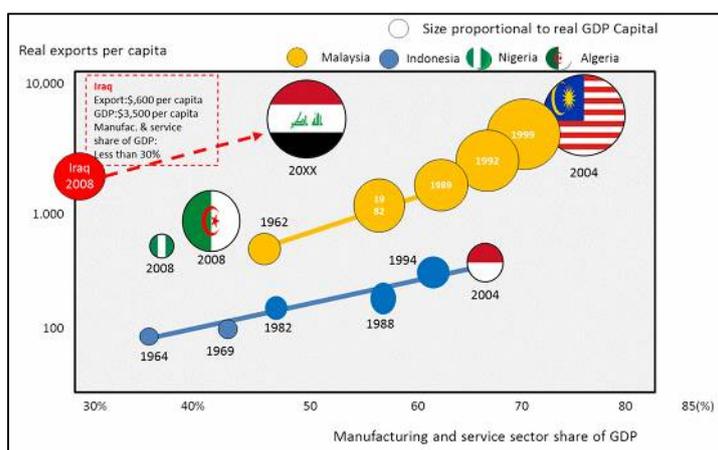
エルビル州等クルド地域の社会情勢は本邦民間セクターのイラクの治安情勢に対するイメージとはかけ離れたものと言える。クルド地域の首都エルビルにおいては、クルド地域政府、民間企業及び同地の本邦企業駐在員からも近隣中東諸国での日常とさほど変わらない社会生活を送ることができるとの意見が多く、調査団の実査においても同様な実情が把握できた。また、イラク南部バスラ州においても、中東諸国民間企業、欧米多国籍企業に加え、中国や韓国の民間企業も積極的にビジネスを展開・拡大していることは明白である。同地域の治安情勢はクルド地域程安定していないものの、同地域でビジネスを積極的に展開する外国企業は、バスラ地域での治安情勢に対しては、有力なセキュリティ会社（PSC: Registered Private Security Company）の活用、周到な行動計画や危機管理計画の準備等により、十分対処可能と考えているという現実も明らかとなった。

6.1.5 ビジネス環境課題とイラクの雇用創出問題

第3章で指摘した通り、若年層や地方における雇用創出はイラクの大きな社会問題である。ビジネス環境における多くの課題の背景が「イラクの不安定な社会情勢と問題ある治安情勢から生じる諸欠陥の連鎖¹⁾」であることから、長期的見れば、社会安定に大きな影響を与える雇用創出はビジネス環境改善に効果があると考えられる。イラク政府も2010-2014年国家開発計画（NDP 2010-2014: National Development Plan 2010-2014）において雇用創出は最重要政策と位置付けている。しかしながら、雇用創出を実現するためには以下に指摘するイラクの産業構造問題及び上述6.1.3記述のイラク労働力の現状から生じる求人・求職の技能におけるミスマッチ問題等を解決する必要がある。

6.1.6 ビジネス環境課題とイラクの産業構造問題

第3章では上記雇用創出問題に加え、石油・ガス生産及び輸出に依存したイラク経済および産業構造問題を指摘している。装置産業である石油・ガス事業そのものの雇用創出効果はあまり大きくはない。イラク経済の復興・開発を持続的にし、社会安定のために雇用を創出するためには産業構造の多角化が必要である。産業構造の多角化によりイラクにおいても製造業が活性化すれば、ビジネス環境の重要な要素でもあるサプライチェーンの充実も期待できる。開発途上（復興途上）産油国は所謂「資源の呪い（Resource Curse）」を克服する必要がある。下記図はイラクの現状を過去の開発途上（復興途上）産油国の発展推移と①一人あたりの輸出額、②GDPの規模③GDPにおける製造業比率とを比較したものである。イラクは、他の産油国と比べても、GDPの規模、一人あたりの輸出額に比して、GDPにおける製造業比率が極めて低い状況にあり、産業の多角化は重要な課題である。



出所：JICA 調査団

図 6.1-2 イラク経済の現状と他産油国の経済発展比較

1 UNDP等国際機関は、イラク法制の課題等に関し、「イラクの不安定な社会情勢と問題ある治安情勢から生じる諸欠陥の連鎖（Consequence of defects arising from instability and insecurity in Iraqi society）」があると指摘している。

6.1.7 ビジネス環境課題としてのイラクのインフラ整備状況

第3章ではイラクの交通、電力、上下水等インフラの整備状況を分析している。現在イラク政府は国際機関及び JICA 等各国援助機関の支援も活用し、インフラ整備に注力しているが、NDP 2010-2014 の目標を達成するのは難しい状況にある。一人あたり GDP の成長とともに国際機関等が事業規模を縮小しつつある中、政府の資本支出の執行率は低く、インフラ整備を着実に実施していくための援助機関の支援を含む外部資金ソースの確保は引き続き、重要な課題である。官民パートナーシップ (PPP: Public-Private Partnership) や独立系発電事業者 (IPP: Independent Power Producer) 方式によるインフラ整備が期待されるが、民間セクター(ファイナンス機関を含む)にとって、イラクにおける PPP/IPP 方式の事業への参加においては、たとえば以下のような課題が残る。

- (1) 民間企業参画のための PPP フレームワーク等法制が未整備・不十分
- (2) 政府(連邦政府/州政府)及び電力公社等国营企業の引受条件(事業における負担、保証、責任等)が不十分・不明瞭
- (3) プロジェクトファイナンスを実現するための法制等が未整備・不十分(海外裁判所判決及び海外仲裁裁定の適用が不可欠)

6.1.8 フリーゾーンと工業団地

イラクにおけるフリーゾーンの開発については、1998年には General Commission for Free Zone Law No.13 of 1998 が施行され、国内4か所(コールアルズベイル、ニネワ、アルカイクム及びファルージャ)のフリーゾーン開発が発表されたが、現在運営されているのはコールアルズベイルおよびニネワだけである。一方、フリーゾーンを拡大した形でのニューフリーゾーン事業や工業団地計画等が連邦政府各省や各州政府で検討・企画されている。現在運営されている財務省管掌のコールアルズベイルフリーゾーンは税関機能も機能しており、イラクへの輸出や現地での資機材の組み立てを検討している本邦企業にも参考となると考えられる。このフリーゾーン開発事業と現在 PSC がバスラやバクダッドで開発を進めている外国企業向けセキュアードキャンプを統合することによって、本邦企業のイラク進出がより容易になる可能性があると考えられる。また、フリーゾーン開発事業や工業団地開発事業と電力・水等供給サービス事業 (IWPP: Independent Water and Power Project) を組み合わせれば、民間企業の直接投資リスクも軽減できる可能性もある。

6.1.9 イラクのビジネス環境は改善途上

第5章での分析の通り、イラクのビジネス環境には依然として改善されるべき多くの課題が存在する。2003年の年連合軍暫定当局 (CPA: Coalition Provisional Authority) 設立以降、CPA 及びイラク政府は多くの復興及び改革課題に取り組んできており、ビジネス環境においても多くの復興・改善政策を実施してきている。2006年投資法施行等ビジネス環境における復興・改革政策及びフレームワークは評価できるものの、その実施状況・実効性については下

記 6.1.10 記述の通り、未だに十分といえる状況ではない。

6.1.10 課題の理由と背景

第4章及び第5章で分析及び整理された課題は以下の通りである。

(1) ビザ発給等問題

指摘された問題点：

「ビザ取得の要件が不透明である」、「ビザ取得の要件が頻繁に変更となる」、「各国の大使館によって要件及び手続きに違いがある」、「数次入国ビザが入手困難である」、「場所によって入国検査の必要書類・要件が異なる」、「滞在許可書及び就労許可書の発行に手間と時間がかかる」等。

課題分析（理由・背景）：

- 改正外国人居住法等法的フレームワークに特別な問題はない。
- イラクの社会情勢及び治安情勢により、内務省国籍管理局のビザ申請者の本国への身分照会や入国空港での身元引受人の確認等の運用方針が頻繁に変わり、各国大使館等への周知徹底が不十分。イラク内務省は2013年2月22日より、イラク国内空港におけるイラク入国に際して、イラク人「身元保証人」による所定書類への署名、及び同「身元保証人」とともに入管を通過することを求めるとの新たな手続きを課している。この新しい指示によって、日本人ビジネスマンを含む多くの外国人がバスラ国際空港からの入国に手間取るという事態が発生している。
- イラク政府と当該国との外交関係等により、各国イラク大使館のビザ発行に関わる裁量が異なる（良好な日本・イラク関係により、駐日イラク大使館の裁量は大きく、日本でのビザの発行はスムーズであるが、ドバイやアンマンといった第三国で日本人がビザを取得する際は日本と同様にはいかないケースもある）。近年労働者としての入国が増加しているバングラディッシュ人やインド人に対する当該国でのビザの発行はイラク本国への身分照会等時間がかかるケースも多い。
- 入国する地域によって治安情勢及び外国人入国数の増加量等に違いがあり、入国審査の対応や厳格度が異なる。上記「身元保証人の空港での待ち合わせ要請」は、バスラからの外国人労働者の入国が増加する中、一部の労働者が空港から現場までの交通手段を手配せずに到着し、空港内で長期間滞在を余儀なくされるケースがあったため講じられた策である。そのため、インドやバングラディッシュからの労働者の入国が急増しているバスラ国際空港では特に身元保証人の確認等入国審査が厳格に行われる。一方、「労働者」の定義と保証人の確認方法は各空港入管当局に委ねられ、各入管当局の解釈によって異なっている模様である。
- また、現在外国人就労者が急増しているバスラ地域では滞在許可及び就労許可の申請件数が多く、一般的に滞在許可書の発行に手間と時間がかかる。早期取得のためにはビジネス関係者や当局に影響力を持つ要人の協力が必要と言われている。

課題解決の方向性：

- イラク渡航者の著しい増加を勘案し、早期の改善が必要
- ビザ発行要件の周知徹底とその対外広告の強化（各地大使館/NIC等）
- 入国審査の必要書類、要件の所管部局の一元化、適用ルールの周知徹底
- 滞在許可書及び就労許可書の申請書に「保証人情報の明確化と保証人署名欄設定」などを行い、発行手続きを簡素化

(2) 各種許認可問題

指摘された問題点：

滞在許可、就労許可に加え、投資法に基づく法人税免除等に関わる投資法関連許認可、輸入通関に関わるインポートライセンスの発行等各種許認可の発行に時間がかかるという問題。

課題分析（理由・背景）：

- 1つの許認可に対して、複数の省庁等が関与するケースが多く、省庁間の連絡・調整がスムーズに行われない。具体的には、NICによって投資法に基づくライセンスが付与されている案件の輸入機材に関わる関税免除を含む輸入許可書は輸入者および当該省庁が財務省の許可を取得する必要があるが、この許認可取得および通関に多大な手間と時間がかかっている。
- 各省庁における許認可にかかる決裁権限の委譲及び決裁プロセスの効率化（省庁内関与部局の最小化等）が実施されていない。イラク政府の重大プロジェクトや投資ライセンスが付与されているプロジェクトの輸入機材の通関や外国人エンジニアや及び労働者の就労許可といった契約上のスケジュールに影響を及ぼす許認可の遅れも生じている。イラク鉱工業省（MIM）等いくつかの官庁はウムカッスル港に輸入許可書関連の専門担当者を常駐させ、輸入者と税関職員との調整を行っている。
- 関係官庁・機関の実務者の人員数及び実務能力が不十分である。

課題解決の方向性：

- ワンストップショップ的機能および省庁間の連絡・調整の改善に向けた許認可プロセスのモニタリング機能の強化（NIC等の機能強化）
- 将来的には、関連省庁がアクセスできる投資許認可に関連した許認可システムの電子化の検討が有益
- 各省庁内のプロセスの効率化
- 実務担当者の行政能力の強化
（課題解決にあたっては、個別業務ごとの改善すべき事項に応じて、具体的対応が検討されるべきである。）

(3) 法令の実効性問題

指摘された問題点：

「法制度に関わる公式情報の不足」、「法令の実効性に関わる不安」、「国外法令、国際基

準、国外判決及び国外仲裁裁定の不適用」等。

課題分析（理由・背景）：

- 法制や各主要法令のフレームワークに特別な問題はない。
- 外国企業とのビジネスに関わる裁判事例不足
イラクの法令に詳しいドバイやアンマンの法律事務所でも裁判前例や現在の裁判所審議の情勢等に関しては十分な情報が得られない。
- 現在の法務省ウェブサイト等に公告されている官報（Gazette）は全てアラビア語で適切な英文翻訳をタイムリーに入手する方法がない。
- 民事訴訟法における国外判決及び国外仲裁裁定の不適用
- ニューヨーク条約への非加盟（条約批准には代表評議会の三分の二以上の賛成決議が必要）

課題解決の方向性：

- 外国企業のイラクビジネスの増加を勘案した早期の改善
- 新法令等の周知徹底とその対外広告の強化（NIC等の機能強化）
- ニューヨーク条約への早期加盟の実現
当面の対応としては、イラク民事訴訟法が認めている二国間/多国間協定（イラクが加盟しているリヤド協定）が締結されているドバイやアンマンを契約の管轄裁判所に加え（in Iraq or in the countries of the signatories of Riyadh Convention）、仲介裁定地をニューヨーク条約加盟国のパリやシンガポールとすることで、ツーステップで外国仲裁裁定が有効となる方法も検討に値する。

(4) 銀行システム問題

指摘された問題点：

「L/C 発行・修正等国際業務が不安」、「イラク銀行の信用・信頼不足」、「イラク証券市場（ISX）の未成熟」等。これらの具体的問題に加え、イラクの銀行セクターでは大きな不良債権問題を抱えていた国営銀行が圧倒的に大きく民間銀行が育っていないという問題を指摘する意見も聞かれた。

課題分析（理由・背景）：

- TBI 等国営銀行を含むイラク銀行の国際業務経験不足
特に、近年 TBI の支払い保証（Irrevocable Reimburse Undertaking/IRU）によってイラクの民間銀行が L/C 発行業務に参画するようになった（有力外国資本提携銀行を除き）が、国際業務経験は未だに限定的であると言わざるを得ない。
- 国営銀行を含むイラク銀行の与信力/財務基盤の脆弱性
国営銀行の不良債権処理はここ数年で大きく進捗したが、依然として信用力は高くない。イラク国民の多くが過去の経験から銀行を信頼せず、現金主義のため、国民の貯蓄率は依然として低いレベルにある。
- ICT（コンピュータ）システムの導入遅延

- 職員の基礎（会計・財務等）及び専門（外為・預金管理等）能力不足
イラクに支店を持つトルコ民間銀行の説明によればイラク人職員の基礎知識及び業務知識はかなり低く、業務教育に苦勞しており、現在イラク国内及びトルコでの研修に力を入れているとのこと。
- ISX 上場企業のほとんどは旧国営会社及び官民合弁会社（Mixed Sector Companies）であるが、現在有力な国営会社及び官民合弁会社の民営化は停滞している。

課題解決の方向性：

- 増資・不良債権処理等による財務体質改善、内部統制システム(KYC, AML 等)の整備、業務効率化などイラク銀行の信用力強化
- 中核となる TBI、ラフィディアン、ラシッド等国営銀行の幹部及び職員の国際業務力向上が急務。また、資金ニーズの高いインフラプロジェクトや国営企業の民営化等に対応できる開発金融や投資銀行業務の能力向上も必要
- イラク証券市場（ISX）の機能強化は、イラク民間企業の発展や国営企業の民営化推進等と関連した後年度（将来）の課題

(5) 通関問題

指摘された問題点：

「通関ごとに異なる審査基準」、「規則や制度が不透明」、「通関業務の遅延」等。

課題分析（理由・背景）：

- 1984 年関税法、2003 年 CPA 通達に規制が有効。新関税法は物価上昇による国民不満を誘引する可能性が高いとの懸念もあり未発効。
- 通関手続きは CBI 告示およびイラク品質検査標準局（COSQC）の規則に基づくが、必要書類及び領事査証（大使館）の要件が頻繁に変わる。2012 年年 3 月までは輸出者の本国以外（第三国原産）の製品も輸出者本国のイラク大使館にて認証を受けられたが、イラク貿易省通達に基づき、第三国原産品は原産国のイラク大使館から認証を取得するように変更となった。また、本邦民間企業にとっては、輸出前放射線検査の問題がある（東日本大震災以後イラクへの我が国工業製品輸出に際しては、2011 年 6 月に駐日イラク大使館経由で日本企業に対し、ビューロベリタス社による放射線検査を受けた上で、同検査証明書を取得する必要があるとの指示がなされた）。震災から 2 年が経過し、多くの諸外国が輸入制限を撤廃ないし緩和している中、イラクでは未だに日本からの輸出貨物に対する輸出前放射線検査が必須となっている。
- 通関処理は職員個々の知識判断にゆだねられており、職務能力もまちまちであるため、通関地点によって業務対応が異なる。通関職員個々の判断が優先すると、コンプライアンス上の不適切な対応につながるケースも多いと考えられる。また、調査団のウムカッスル港でのヒアリングにおいて、過去には輸入手続きを担当する業者が勝手に判断し、不必要な要請を輸出者に出していたケースもあったことが確認された。
- 通関ルールの周知徹底度の低さ及び税関職員の対応力（キャパシティ）の低さ

- ICT 導入遅れを含む業務遂行方法が非近代的。近年の通関改善の中核となっている「ワンストップボーダーポスト（OSBP/人や車両の通関手続を一元化）」と「シングルウィンドウ（輸出入に必要な書類やデータの一本化）」は全く導入されていない。

課題解決の方向性：

- 外国民間企業の強い要請を勘案し、通関問題の早期の改善が必要
- 新関税法の発効（タイミング）問題は 2014 年に予定されている代表評議会選挙等も勘案されるイラク政府の政治判断
- 日本輸出品に対する輸出前放射線検査の撤廃
- 通関ルールの周知徹底のため公知・広告機能の強化
- 通関業務の近代化と職員業務能力の向上。「ワンストップボーダーポスト（OSBP）」と「シングルウィンドウ」の導入は通関業務のスピードアップに貢献するだけでなく、密輸等不正行為や通関職員の不適切な業務を削減することにも大いに資すると考えられている。

(6) 現地雇用問題

指摘された問題点：

「現地人雇用情報の不足及び求人サポート等のサービスの不在」、「外国人エンジニア及びワーカーの就労許可取得が困難」、「業務要件に合致した技能者・経験者の現地採用が困難等の求人・求職のミスマッチ問題」。

課題分析（理由・背景）：

- 外国企業関連事業での求人・求職に関連する連邦政府/地方政府間の協力体制が未整備。NIC と PIC は投資分野および投資金額によって管掌を分けている。また、NIC は各地域の投資期待分野の取り纏め・紹介や NIC 投資ライセンス案件に対する用地取得等各州における許認可取得に関して PIC と強調しているが、求人・雇用及び外国人就労許可という事業実施上の重要事項に関しては協力関係が構築できていない。
- 長期の戦禍等により、イラク人産業技術者の経験・知識不足
- 公営の基礎教育及び職業訓練教育の未整備

課題の解決：

- 基本的には産業別、事業別の個別問題であり、個別の解決が必要
- 産業別及び業務別の各種研修による産業技術者の育成産業技術者に加え、国際業務や民間企業経営の知識を習得した幹部及び中堅職員の育成も重要と考えられる。調査団との協議において NIC のトップマネジメントもイラクでは依然としてあらゆる分野での技術者育成が必要であり、優先順位の設定が難しいこと、および国営企業等主要企業の中堅幹部のマネジメント研修も必要であるとのべている。
- 外国企業にとっての求人・求職情報の拡充については、NIC の投資事業推進機能拡充の要望に包含できる。NIC 及び各州 PIC は外国企業求人対応の専門家を配置し、

外国企業の求人に対応する。併せて、NIC 及び PIC のウェブサイト相互リンクさせ、当該専門家が審査した求人・求職の情報（英語）を掲載する等の具体的機能拡充が必要。

- 職業訓練等による産業人材育成に関わる職業訓練校の設立及び育成は後年度（将来）の課題

(7) NIC/PIC 等投資推進機関の問題

指摘された問題点：

「NIC/PIC は入国、法令、銀行決済、通関、現地労働者雇用等に関わる必要十分な情報を提供できていない」、「各省庁管掌の許認可取得に関する具体的サポート機能が不明」等。クルド投資庁は NIC/PIC に比較して情報提供能力及びクルド政府内調整力が高い。

課題分析（理由・背景）：

- データベース等投資情報の管理システムが未整備。クルド投資庁では投資ライセンスを付与したプロジェクトの現状を含めた情報が入手可能であったが、NIC においてはプロジェクト情報のデータベースが未整備である。また、NIC の案内書及びウェブサイトには投資法の説明及び申請手続きの説明は示されているが、外国企業が必要とする法令、通関及び現地労働者雇用等に関わる具体的な情報は開示されていない。さらに、PIC の中では最大級のバスラ州 PIC においても英語版の情報は都市開発案件の紹介以外は非常に限定的であった。
- 職員数、国際業務に関わる職員能力等人材問題
NIC には各省庁への出向者や兼務者を含め 200 人以上が勤務しているが、人材不足は否めない。調査団が中堅職員（マネージャークラス）と面談した際には、外国語能力を含め国際業務経験が乏しいことが明確となった。
- NIC の各省庁横断的調整力不足

課題解決の方向性：

- NIC を中核とした各省庁連携機能の向上
- NIC/PIC のデータベース及び情報公開（ICT）の能力の向上が必要
NIC にイラクビジネス環境に係る情報提供のワンストップ機能を構築する
- 貿易投資促進にかかる人材育成

6.2 提言

6.2.1 イラク政府へのビジネス環境改善に向けた必要事項

本項の提言は、第 5 章「課題の整理」及び本章 6.1「調査総括」の主旨に基づき作成した。具体的には、第 4 章及び第 5 章で抽出された課題を、イラク政府に対するビジネス環境改善要請の具体的項目案として以下の通り作成した。

- (1) ビザ発給要件の明確化と徹底（国内外）
- (2) 法令公知・広告の改善
- (3) 「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）」への早期加盟
- (4) イラク貿易銀行（TBI: Trade Bank of Iraq）を含むイラク国営銀行の信用力強化及び国際業務、開発金融及び投資銀行業務に関わるサービス機能及び能力の向上
- (5) 通関ルールの明確化と徹底（国内外）
- (6) NIC 等によるビジネス情報の公知・調整能力の向上（以下の内容含む）
 - 投資案件等に関わる政府の横断的支援の強化
 - ビザ発給要件、法令、通関ルール等の公知・広告機能の強化
 - 現地労働者の能人材情報・人材斡旋機能の強化

なお、要請事項取りまとめに際しては、本調査における民間企業からのヒアリングやアンケートの結果（以下参考。詳細は本報告書 2.5 参照）を反映した。

- (1) トルコ企業によるビジネス環境改善要請
 - 政治不安問題
 - 治安問題
 - 通関手続問題
 - 法令変更問題
 - 通関規則問題
- (2) 日本企業によるビジネス環境改善要請
 - 政治・治安問題
 - 法令問題（不透明・変更等）
 - 銀行決済問題
 - 通関問題
 - ビザ発給問題

6.2.2 ビジネス環境課題に向けた必要事項の整理

本調査によって抽出された課題、課題の主たる理由及び改善に向けた必要事項を表 6.2-1 の通り整理する。

表 6.2-1 課題、課題の理由、改善に向けた必要事項の整理

イラクビジネス環境調査			
項目	問題点	主たる理由	改善に向けた必要事項
ビザ発給問題	「ビザ取得の要件が不透明である」、「ビザ取得の要件が頻繁に変更となる」、「各国の大使館によって要件及び手続きに違いがある」、「数次入国ビザが入手困難である」、「場所によって入国検査の必要書類・要件が異なる」、「滞在許可証及び就労許可証の発行に手間と時間がかかる」等。	<input type="checkbox"/> 改正外国人居住法等法的フレームワークに特別な問題はない。 <input type="checkbox"/> イラクの社会情勢及び治安情勢により、内務省国籍管理局の運用方針が頻繁に変わる。 <input type="checkbox"/> 地域によって社会情勢及び治安情勢に違いがあり、入国審査の厳格度が異なる。 <input type="checkbox"/> 各国イラク大使館の指導及び対応の違いは、周知徹底度の低さ及び大使館員の対応力の差に起因する(駐日イラク大使館は良好)。	①ビザ発行要件の周知徹底とその対外広告の強化を要望(各国大使館/NIC等)。滞在許可証及び就労許可証の発行手続き及び時間の短縮化を要望。
各種許認可問題	滞在許可、就労許可に加え、投資法に基づく法人税免除等に関する投資法関連許認可、輸入通関に関する輸入ライセンスの発行等各種許認可の発行に時間がかかるという問題。	<input type="checkbox"/> 縦割り行政が行政機能を非効率なものにしている。 <input type="checkbox"/> 各省庁における決裁権限及び許認可決裁業務システムの問題(権限委譲や効率的な業務システムが実施されていない)。 <input type="checkbox"/> 関係官庁・機関の実務者の人員の数及び能力が不足している。	*投資案件等に関わる政府の横断的支援の強化については以下⑥のNIC等によるビジネス情報の告知・調整能力の向上に包含する。
法令の実効性問題	「法制度に関わる公式情報の不足」、「法令の実効性に関わる不安」、「国外法令、国際基準、国際判決及び国外仲裁裁定の不適用」等。	<input type="checkbox"/> 法制や各主要法令のフレームワークに特別な問題はない。 <input type="checkbox"/> 外国企業とのビジネスに関わる裁判事例が不足している。 <input type="checkbox"/> 民事訴訟法によって、国際判決及び国外仲裁裁定のイラク国内における法的拘束力が認められていない。 <input type="checkbox"/> ニューヨーク条約に加盟していない。	②新法令等の周知徹底とその対外広告の強化を要望(NIC等の機能強化)。 ③ニューヨーク条約への早期加盟を要望。
銀行システム問題	「L/Cの発行・修正等国際業務に関わる不安」、「イラク銀行の信用・信頼不足」「イラク証券市場の未成熟」等。	<input type="checkbox"/> 国営銀行を含めて、イラクの銀行は国際業務経験が不足している。 <input type="checkbox"/> 国営銀行を含む銀行の与信力・財務基盤が脆弱である。 <input type="checkbox"/> ICTシステムの導入が遅延している。 <input type="checkbox"/> 職員の基礎(会計・財務等)及び専門(外為・預金管理等)能力が不足している。	④TBIを含むイラク国営銀行の信用力強化及び国際業務と開発金融に関わるサービス機能及び能力の向上を要望。
通関問題	「通関ごとに異なる審査基準」、「規則や制度の不透明さ」、「通関業務の遅延」等。	<input type="checkbox"/> 1984年関税法、2003年CPA通関の規制が依然有効であり、新関税法は未発効にある。 <input type="checkbox"/> 通関手続きはCBIの告示及びCOSQCの規則に基づくが、必要書類及び領事査証の要件が頻繁に変わる。 <input type="checkbox"/> 通関地点によって職員の能力及び業務対応が異なる。 <input type="checkbox"/> 通関規則の周知徹底度及び税関職員の対応力(キャパシティ)が低い。 <input type="checkbox"/> ICT導入遅れを含めて業務遂行方法が非現代的である。	⑤通関規則の明確化と徹底(国内外への告知・広告機能の強化を要望)。併せて、通関業務の先進化と職員業務能力の向上を要望。
現地人雇用問題	「現地人雇用情報の提供及び求人サポートのシステムがないのでは?」等情報不足問題、及び「外国人エンジニア及び労働者の就労許可取得が難しい」、「業務要件に合致した技能者・経験者の現地採用が難しい」という求人・求職のミスマッチ問題。	<input type="checkbox"/> 外国企業関連事業での求人・求職に関連する連邦政府・地方政府間の協力体制が未整備である。 <input type="checkbox"/> 長期の職福等により、イラク人産業技術者の経験・知識が不足している。 <input type="checkbox"/> 公営の基礎教育及び職業訓練教育が不十分である。	*現地労働者の人材情報提供・人材斡旋機能の強化については、以下⑥のNIC等によるビジネス情報の告知・調整能力の向上に包含する。
その他			
不十分な投資推進機能	「NICやPICは、入国、法令、銀行決済、通関、現地労働者雇用等に関わる必要十分な情報を提供できていない」、「各省庁管掌の許認可取得に関する具体的サポート機能が不明」等。	<input type="checkbox"/> データベース等投資情報の管理システムが未整備である。 <input type="checkbox"/> 職員数、国際業務に関わる職員能力等人材能力が不足している。 <input type="checkbox"/> NICの各省庁横断的調整力が不足している。	⑥NIC等によるビジネス情報の告知・調整能力の向上(以下の内容含む)。 <input type="checkbox"/> 投資案件等に関わる政府の横断的支援の強化 <input type="checkbox"/> ビザ発給要件、法令等の告知・広告機能の強化 <input type="checkbox"/> 現地労働者の人材情報提供・人材斡旋機能の強化

出所：JICA 調査団

6.2.3 国際コミュニティによるビジネス環境改善に向けた具体的プロジェクト(案)に関する提言作成

上記改善に向けた整理に基づくイラク政府のビジネス環境改善を支援する JICA 等国際コミュニティの具体的プロジェクト(案)を以下の視点で検討した。

- (1) 想定効果が高いもの及び具体的な効果が確認できるもの

- (2) 改善の必要性に対するイラク側の認識が高いもの
- (3) 本邦等の民間企業の要請の優先度が高いもの
- (4) 日本政府国別援助方針と整合するもの
- (5) これまでのイラク向け JICA 支援との整合性及び相乗効果が高いもの
- (6) 具体的事業の形成につながるもの（本邦企業の参画が期待できるものが望ましい）

6.2.4 国際コミュニティによるビジネス環境改善に向けた具体的プロジェクト（案）

上述の提言作成のプロセスに基づき国際コミュニティによる具体的プロジェクト（案）を以下通り作成した。

(1) 通関能力向上プロジェクト

カウンターパート：イラク財務省/ THE STATE COMMISSION OF CUSTOMS

投入プログラム： 専門家派遣

本邦研修

システム化調査及び機材資金協力

日本輸出品に対する輸出前放射線検査の撤廃の実施後には、陸揚げ後貨物の放射線検査（ランダム検査）分野における職員の能力向上支援やコンテナを一括して検査できるゲート側の検査設備の提供も検討

(2) NIC 投資推進機能向上プロジェクト

カウンターパート：イラク内閣府/ NIC

投入プログラム： 専門家派遣

システム化調査及び実施

(3) 開発金融及びプロジェクトファイナンス推進機能育成プロジェクト

カウンターパート：イラク財務省/中央銀行/国営銀行ほか

投入プログラム： 専門家派遣

本邦研修

イラク国営銀行開発金融及びプロジェクトファイナンス能力向上に関する基礎情報収集調査

PPP 等民営化推進に関する基礎情報収集調査

円借款ファンドの組成

(4) フリーゾーン/工業団地推進プロジェクト

カウンターパート：イラク内閣府/財務省/計画省/鉱工業省/NIC/クルド自治区政府

投入プログラム： 専門家派遣

本邦研修

フリーゾーン及び工業団地推進に関する基礎情報収集調査

6.3 治安不安イメージとの戦い

治安不安は、特に本邦の民間企業のイラク進出にとって最大の問題であることは否めない。また、イラクのビジネス環境上の多くの課題の背景が「イラクの不安定な社会情勢と問題ある治安情勢から生じる諸欠陥の連鎖（Consequence of defects arising from instability and insecurity in Iraqi society）」であることも事実である。

多くの本邦民間企業は、イラクビジネス＝治安リスク＝進出不可能とのイメージを持っている。他方、クルド地域や南部バスラ地域で外国企業が、様々な方法で治安リスクに対処しつつ、ビジネスを活発化させているのも事実である。本邦民間企業にイラクのビジネス環境を正しく伝えることは本邦民間企業及びイラクの双方にとって非常に重要と考えられる。

参考文献

- A'ayan Leasing. *Annual Reports 2006 and 2010*.
- Ahli United Bank. *News Archive*. http://www.ahliunited.com/uk/uk_news_archive.html (accessed 1 April 2013).
- Arab Trade Financing Program. *Annual Report 2011*.
- Bank of Baghdad website. <http://www.bankofbaghdad.com/> (accessed 1 April 2013).
- Central Bank of Iraq. *Payment Systems*. <http://www.cbi.iq/index.php?pid=Statistics> (accessed 13 February 2013)
- Central Bank of Iraq. *Laws and Regulations-Central Bank of Iraq Law (2003), Banking Law (2004), Regulation on Foreign Bank Branch Licensing, etc.* <http://www.cbi.iq/index.php?pid=Statistics> (accessed 1 April 2013).
- Central Bank of Iraq. *Foreign Exchange Auctions*.
http://www.cbi.iq/documents/CBI_FOREIGN_EXCHANGE_AUCTIONS.pdf (accessed 1 April 2013)
- Central Bank of Iraq. *Iraqi & Foreign Financial Institutions*.
<http://www.cbi.iq/index.php?pid=Statistics> (accessed 1 April 2013).
- Central Bank of Iraq Research and Statistics Department. *Annual Statistical Bulletin 2009-2011*.
- Central Bank of Iraq Economic & Research Department Financial Research Division. *Table of Interest Rates Posted by the Commercial Banks for January 2012*.
<http://www.cbi.iq/index.php?pid=Statistics> (accessed 9 May 2013).
- Central Intelligence Agency of the United States. *World Fact Book*.
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/iz.html> (accessed 26 April 2013).
- Central Organization for Standardization and Quality Control, Ministry of Planning, Republic of Iraq. *Companies Guide: Guide of Inspection and Testing Program before Supply to Importers*.
- Central Organization of Statistics and Information Technology, Ministry of Planning, Republic of Iraq (2011). *Annual Abstract of Statistics 2010-2011*.
- Citibank (2013). *Doing Business in Iraq-Mitigating Financial Supply Chain Risks*.
- Coalition Provisional Authority. *Order No. 20 Trade Bank of Iraq*.
- Coalition Provisional Authority. *Order No. 38 Reconstruction Levy and No.47 Amendment to*

Coalition Provisional Authority Order Number 38.

Dunia Frontier Consultants (2011). *2011 Year in Review Foreign Commercial Activity in Iraq.*

Dunia Frontier Consultants (2011). *Investment in Iraq Trends, Opportunities and Outlook March 2011.*

Ernst & Young (2012). *Corporate Taxation in Middle East and North Africa 2012.*

Ernst & Young (2012). *Doing Business in Iraq 2012.*

General Commission for Free Zones, Ministry of Finance, Republic of Iraq (1999). *Instructions No. 4 of 1999 for Administration of Free Zone and Systemizing the Business of Investors inside Framework of the Zones.*

General Commission for Free Zones, Ministry of Finance, Republic of Iraq. *Iraqi Free Zone.*
<http://freezones.mof.gov.iq/index%20en.html> (accessed 18 April 2013).

Herbert Smith LLP and Iraq Law Alliance (2010). *Iraq Investment Guide – second edition.*

International Bank for Reconstruction and Development, World Bank (2011). *Republic of Iraq Financial Sector Review.*

International Bank for Reconstruction and Development, World Bank (2012). *Doing Business in a More Transparent World-Economy Profile: Iraq.*

International Bank for Reconstruction and Development, World Bank (2013) *Doing Business 2013 Smarter Regulations for Small and Medium-Size Enterprises.*

International Energy Agency (2013). *Oil Market Report March 2013.*

International Finance Corporation. *Investing Across Borders 2010, Indicators of Foreign Direct Investment Regulation 87 economies.*

International Monetary Fund. *World Economic Outlook.*
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/index.aspx> (accessed 27 April 2013).

International Monetary Fund. *Technical Assistance Subaccount for Iraq.*

International Monetary Fund (2011). *Country Report No. 11/75 Iraq: Second Review Under the Stand-By Arrangement, Requests for Waiver of Applicability, Extension of the Arrangement, and Rephasing of Access.*

International Monetary Fund (2011). *Iraq: Second Review Under the Stand-By Arrangement, Requests for Waiver of Applicability, Extension of the Arrangement, and Rephasing of Access.*

International Monetary Fund (2011). *Letter of Intent, Memorandum of Economic and Financial Policies, and Technical Memorandum of Understanding.*

- International Monetary Fund (2012). *Direction of Trade Statistics Yearbook 2012*.
- International Monetary Fund (2013). *Regional Economic Outlook December 2012*.
- International Monetary Fund (2013). *IMF Mission Concludes Article IV Discussions with Iraq, Press Release No. 13/87, March 21, 2013*. <http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2013/pr1387.htm> (accessed 20 April 2013).
- International Monetary Fund. *Iraq and the IMF updated April 20, 2013*.
<http://www.imf.org/external/country/IRQ/index.htm> (Last accessed 10 May 2013).
- International Monetary Fund Office of Technical Assistance Management (2008). *Technical Assistance Subaccount for Iraq*.
- International Reconstruction Fund Facility for Iraq. *TERMS OF REFERENCE* adopted at IRFFI Donor Committee Meeting, Bari, Italy - October 2007. <http://thecurrencynewshound.com/> (Last accessed 6 May 2013).
- International Reconstruction Fund Facility for Iraq (2012). *World Bank Trust Fund Progress Report*.
- Iraq Business News. <http://www.iraq-businessnews.com/> (Last accessed 10 May 2013).
- Iraq Finance 2012 Conference in London (2012). <http://www.iraqfinance.co.uk/> (accessed 1 April 2013).
- Iraq Securities Commission homepage. *Instructions no. (1) of 2007 for non-Iraqi investors trading at ISX*, amended in 2010 <http://www.isc.gov.iq/en/instruction-en>.
- Iraq Stock Exchange website. <http://www.isx-iq.net/isxportal/portal/brokerListContainer.html> (accessed 11 April 2013).
- Iraqi Company for Bank Guarantees website. <http://www.icbg-iq.com/ar/node/3>. (accessed 3 June 2013).
- Iraqi Company for Bank Guarantees (2012). *The Results of the Company's Business as of 2012/6/30* (Arabic).
- IS Bank. *Annual Report 2011*.
- Japan Cooperation Center for the Middle East (2009-2012). *Iraq Business Seminars I - V Documents (in Japanese)*. <http://www.iraq-jccme.jp/archives/materialForSeminar.php>.
- Japan Cooperation Center for the Middle East (2009-2012). *Iraq Business Seminars I - V Documents (in Japanese)*. <http://www.iraq-jccme.jp/archives/materialForSeminar.php> (accessed 10 April 2013).
- Japan Cooperation Center for the Middle East (2010). *Presentation material (in Japanese)*.
http://www.jccme.or.jp/japanese/seminar/pdf/28_1020_3.pdf (accessed 10 April 2013).

- Kurdistan Regional Government. *Investment Guide/Kurdistan Region-Iraq 2009*.
- Kurdistan Regional Statistics Office, Kurdistan Regional Government (2010). *Iraq Knowledge Network Factsheet1_Demography*.
- Kurdistan Regional Statistics Office, Kurdistan Regional Government (2010). *Iraq Knowledge Network Factsheet3_Labor Force*.
- Middle East and North Africa -Organisation of Economic Co-operation and Development Investment Programme (2011). *Designing an Investment Zones Strategy for Iraq*.
- Ministry of Industry and Minerals (2012). *The Industrial Investor Guide of Iraq*.
- Ministry of Finance and State Commission of Customs, Republic of Iraq. *Law No.23 of 1984, Customs Law*.
- Ministry of Planning, Republic of Iraq (2010). *National Development Plan for the Years 2010-2014*.
- Montran, Breakout Session 2 of Iraq Banking and Finance Conference Banking in Iraq: The 21st Century Challenge Amman, Jordan (2007). *The Improvement of International and Domestic Wire Transfer Systems: Leveraging the Iraq Payment Systems Infrastructure to Deliver Customer Benefits and Secure Payments in Iraq*.
- National Bank of Kuwait. *Annual Report and Financial Statements 2011*.
- National Investment Commission, Presidency of Council of Ministers of Republic of Iraq (2010). *Investment Overview of Iraq*.
- Office of the Federal Register of the U.S. National Archives and Records Administration, and the U.S. Government Printing Office. *United States President Executive Orders 13303 (2003), 13315 (2003), 13350 (2003), 13364 (2005) and 13438 (2007)*.
- Office of the Federal Register of the U.S. National Archives and Records Administration, and the U.S. Government Printing Office. *Federal Register President Notice of May 19, 2009—Continuation of the National Emergency With Respect to the Stabilization of Iraq*.
- Office of the Federal Register of the U.S. National Archives and Records Administration, and the U.S. Government Printing Office. *Federal Register President Notice of May 18, 2012—Continuation of the National Emergency With Respect to the Stabilization of Iraq*.
- Overseas Private Investment Corporation (November 2005). *OPIC News Vol. 7, No.6*.
- PricewaterhouseCoopers (2013). *The New Iraq 2013 Discovering Business*.
- Sansar Capital Management LLC (2013). *A Closer Look at the Iraqi Banking Sector*.
- T. Keyzom Ngodup, Cornel Policy Review (2012). *The Necessity of Upgrading the Iraqi Financial Sector: Role of the Financial Sector in Spurring Economic Development*.

The Currency Newshound. <http://thecurrencynewshound.com/> (Last accessed 6 May 2013).

Trade Bank of Iraq website. <http://www.tbiraq.com> (accessed 19 April 2013).

Trade Bank of Iraq. *Annual Report 2010*.

Trade Forfeiting Review (2008). *Deals of the Year: Al-Bilad Islamic Bank*.

United Nations. *Security Council Resolutions 1483 (2003), 1511 (2003), 1518 (2003), 1546 (2003), 1637 (2005), 1723 (2006), 1790 (2007), 1859 (2008), 1905 (2009) and 1959 (2010)*.
http://www.un.org/docs/sc/unsc_resolutions.html.

United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2010). *World Population Prospects: The 2010 Revision*.

United Nations Conference on Trade and Development. *UNCTADSTAT*.
<http://unctadstat.unctad.org/ReportFolders/reportFolders.aspx> (accessed 19 April 2013).

United Nations Conference on Trade and Development (various years). *World Investment Report*.

United Nations Development Group (2011). *2010 Annual (Eleventh) Progress Report on Activities Implemented under the United Nations Development Group Iraq Trust Fund of the International Reconstruction Fund Facility for Iraq*.

United Nations Development Group (2012). *2011 Annual (Twelfth) Progress Report on Activities Implemented under the United Nations Development Group Iraq Trust Fund (UNDG ITF) of the International Reconstruction Fund Facility for Iraq (IRFFI)*.

United Nations Development Programme (2013). *Human Development Report 2013*.

United Nations High Commissioner for Refugees. *Where we work*.
<http://www.unhcr.org/pages/49c3646c206.html> (accessed 13 April 2013).

United Nations Security Council Sanctions Committees. *Resolution 1518 (2003)*.
<http://www.un.org/sc/committees/> (accessed 3 June 2013).

United States Agency for International Development website. <http://www.usaid.gov/>. (accessed 1 April 2013).

United States Agency for International Development (2003, revised 2007). *Iraq Private Sector Growth and Employment Generation-Overview of the Iraqi Banking System: The State-owned Banks*.

United States Agency for International Development (2007). *Iraq Private Sector Growth and Employment Generation-An Overview of the Iraqi Banking System*.

United States Agency for International Development (2009). *Investor Guide to Iraq*.

- United States Agency for International Development (2012). *Liberating Business in Iraq ISRAR Phase 1 Reform Package*.
- United States Department of State. *Country Reports on Human Rights Practices for 2012*.
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm#wrapper> (accessed 27 April 2013).
- United States Department of the Treasury, Office of Foreign Assets Control (2010). *An Overview of the Iraq Stabilization and Insurgency Sanctions Regulations*.
- Vakif Bank. *Annual Report 2011*.
- World Bank. *World Bank Data Bank Commercial Bank Branches per 100,000 adults*.
<http://data.worldbank.org/indicator/FB.CBK.BRCH.P5> (accessed 6 May 2013).
- World Bank (2011). *Republic of Iraq Financial Sector Review*.
- World Bank (2012). *Iraq Investment Climate Assessment 2012*.
- World Bank (2013). *World Bank Operations in Iraq*.
http://siteresources.worldbank.org/IRAQEXTN/Resources/IQ_Datasheet_Feb_2013.pdf
(accessed 1 April 2013).
- World Bank. *Country Partnership Strategy for Iraq 2013-2016*.